

広島市危機管理計画

令和8年(2026年)4月改正
(平成18年(2006年)11月策定)

広島市

広島市危機管理計画 目 次

第1編 通則.....	1
第1章 危機管理計画の目的等.....	2
第1 目的.....	2
第2 危機管理計画における重点取組事項.....	2
第3 危機管理計画の構成.....	2
第4 危機管理計画等の見直し.....	3
第2章 危機管理体制.....	4
第1 危機管理推進体制.....	4
1 危機管理推進体制.....	4
2 危機管理監.....	5
3 広島市危機管理推進会議.....	5
4 危機管理室調整担当課長.....	5
第2 局・区等の危機管理に係る責務.....	6
1 局・区等の責務.....	6
2 危機及び危機に対応する局・区等.....	6
3 総合調整担当の責務.....	6
4 所管局・区等の責務.....	7
5 関係局・区等の責務.....	7
第3 職員の危機管理に係る責務.....	9
1 危機管理意識の保持及び危機管理能力の向上.....	9
2 危機情報の通報.....	10
第3章 平常時の対策.....	11
第1 危機の未然防止と被害の軽減.....	11
第2 危機管理マニュアルの作成等.....	11
1 危機管理マニュアルの作成及び見直し.....	11
2 危機管理マニュアル等の保管.....	12
第3 初動体制の確立.....	14
1 連絡責任者及び非常時参集要員の指定.....	14
2 動員名簿の作成.....	14
3 危機管理室の連絡体制.....	15
第4 危機発生時の体制整備.....	16
1 救急救助体制の強化.....	16
2 医療救護体制の強化.....	16
3 資機材の備蓄等.....	16
4 避難体制の整備.....	16
5 情報通信設備の活用.....	16
第5 職員研修・訓練等の実施.....	17
1 職員研修.....	17
2 訓練.....	19
3 職員の危機管理意識徹底週間の設定.....	19
第6 関係機関等との連携.....	20
1 相互の役割分担及び連絡窓口の確認.....	20

2	ライフライン関係機関との連絡窓口の明確化.....	20
3	協定等の締結の推進.....	20
第7章	市民及び事業者との連携.....	21
1	市民及び事業者との役割分担.....	21
2	市民及び事業者への情報提供.....	22
第4章	危機発生時の対応.....	23
第1章	初動対応.....	23
1	迅速・的確な情報の処理.....	23
2	警戒本部等の設置.....	24
3	対策本部の設置.....	25
4	職員の動員.....	26
5	初動対応の留意点.....	27
第2章	緊急対策の実施.....	27
第3章	市民及び事業者への情報提供.....	27
1	情報の内容.....	27
2	情報提供の方法.....	28
3	緊急時の広報.....	28
第5章	事後対策.....	29
第1章	緊急対策の収束.....	29
1	安全の確認.....	29
2	対策本部等の廃止.....	29
第2章	復旧.....	29
第3章	被害者への支援.....	29
1	相談体制の確立.....	29
2	支援策の実施.....	30
3	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策.....	30
第4章	検証と危機管理マニュアル等の見直し.....	30
1	検証・再発防止策の検討.....	30
2	危機管理マニュアル等の見直し.....	30
第2編	地域防災計画.....	31
第3編	国民保護計画.....	31
第4編	新型インフルエンザ等対策行動計画.....	31
第5編	事件・事故等対応計画.....	32
第1章	危機発生時の対応.....	33
第1章	初動対応（第1段階 迅速・的確な情報の処理等）.....	33
1	情報処理.....	33
2	情報の確認及び全体像の把握.....	33
3	注意体制の確立.....	36
第2章	初動対応（第2段階 警戒本部の設置）.....	37
1	目的.....	37
2	警戒本部.....	37
第3章	初動対応（第3段階 対策本部の設置）.....	38
1	目的.....	38

2	対策本部の設置.....	38
3	対策本部の組織.....	40
4	対策本部の運営.....	40
5	区対策本部.....	41
6	現地対策本部.....	43
7	対策本部、区対策本部及び現地対策本部の廃止.....	43
8	対策本部及び区対策本部の設置場所.....	44
第4	緊急対策の実施.....	45
1	緊急対策の基本的な考え方.....	45
2	地域防災計画の準用.....	46
第2章	危機事象別緊急対策.....	48
第1	爆発物・乱射等による事件.....	49
第2	化学剤・生物剤等による事件.....	51
第3	児童生徒等に対する危害.....	53
第4	バス・列車等の乗っ取り.....	55
第5	公共施設等における事件・事故等.....	57
第6	矯正施設における事件・事故等.....	59
第7	新興感染症等の発生.....	61
第8	重大な動物感染症の発生.....	63
第9	大規模な食中毒.....	65
第10	食品への有害物質の混入.....	67
第11	河川等の汚染.....	69
第12	生活用水等の汚染.....	71
第13	異常濁水.....	73
第14	有毒グモ・昆虫等の大量出現.....	75
第15	危険動物・野生動物等による危害.....	77
第16	不発弾の処理.....	79
第17	催事等での群集流動事故等.....	81
第18	工事現場・工場等における事故等.....	83
第19	情報システム及び情報通信ネットワークの障害.....	85
第20	人工衛星落下予測事態.....	87

第1編 通則

広島市危機管理計画（以下「危機管理計画」という。）は、広島市危機管理基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき作成したものです。

本市で発生が想定される危機への対応については、危機の種類に応じて、広島市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、広島市国民保護計画（以下「国民保護計画」という。）、広島市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「新型インフルエンザ等対策行動計画」という。）、広島市事件・事故等対応計画（以下「事件・事故等対応計画」という。）に基づき行います。

危機への対応は前記の計画により異なりますが、危機管理の基本的な取組は共通した考え方や手法に基づいています。

このため、「第1編 通則」では、危機管理体制、平常時の対策、危機発生時の対応、事後対策など危機管理を進めるうえでの基本的、共通的な事項について定めます。

注 二重罫線内の文章は、編又は章の内容について解説したものです。

第1章 危機管理計画の目的等

危機管理計画の目的、重点取組事項、危機管理計画の構成等について定めます。

第1 目的

危機管理計画は、基本方針で対象とするすべての危機への危機管理に共通する危機管理体制、平常時の対策、危機発生時の対応及び事後対策並びに各カテゴリーの危機への対応について定めることにより、総合的な危機管理体制の整備を推進し、市民の生命、身体及び財産への被害を防止・軽減することを目的とします。

第2 危機管理計画における重点取組事項

危機管理計画では、次の事項を重点に取り組みます。

- ① 基本方針で対象とするすべての危機への本市職員の対応能力の向上を図るため、危機事象の調査研究、職員研修・訓練、危機管理マニュアルの作成、検証・再発防止策の検討に取り組みます。
- ② 危機の発生において実効性のある対応を行うため、迅速な動員、対策本部の設置、市民及び事業者への広報を充実させるとともに、危機発生時の対応計画として活用できるよう、局・区等の具体的な対処策を定めます。
- ③ 危機発生後の市民生活や地域経済活動の早期回復を図るため、迅速・円滑な復旧対策及び被害者への支援策の充実に努めます。
- ④ 局・区等及び関係機関等との連携による危機管理体制の構築を図るため、局・区等及び関係機関等の役割の明確化、情報連絡体制等の充実を図ります。

第3 危機管理計画の構成

【第1編 通則】

危機管理体制、平常時の対策、危機発生時の対応、事後対策など危機管理を進めるうえでの基本的、共通的な事項を定めます。

【第2編 地域防災計画】

カテゴリー1の危機への対応計画です。

【第3編 国民保護計画】

カテゴリー2の危機への対応計画です。

【第4編 新型インフルエンザ等対策行動計画】

カテゴリー3の危機への対応計画です。

【第5編 事件・事故等対応計画】

カテゴリー4の危機への対応計画です。

【参考編】(別冊)

地域防災計画中の事件・事故等対応計画に準用する部分、カテゴリー4の危機に関する用語、事務事業概要等を収録しています。

第4 危機管理計画等の見直し

危機管理計画及び危機管理マニュアルは、次の場合に見直します。

- ① 社会情勢等の変化、新たな法令の制定等により必要がある場合
- ② 危機への対応の検証の結果、対策の不足・不備が判明した場合
- ③ 局・区等が実施した訓練で、対策の不足・不備が判明した場合

第2章 危機管理体制

危機管理推進体制、局・区等の危機管理に係る責務及び職員の危機管理に係る責務について定めます。

第1 危機管理推進体制

1 危機管理における役割

区 分	役 割
市 長	本市の危機管理の最高責任者
副市長	危機管理について、危機管理監と連携して市長を補佐
危機管理監 (危機管理室担任副市長)	市長の命を受け、危機管理に関する事務を統括
局・区等の長	局・区等における危機管理の責任者
危機管理担当局長	危機管理監を補佐

2 危機管理監

本市に係る危機管理に関する事務を統括するため、広島市危機管理監設置規則により危機管理監を設置しています。危機管理監は、市長の命を受け、本市で発生し、又は発生するおそれがある極めて大規模な災害をはじめ、複雑多様なあらゆる危機への対応をより円滑かつ効率的に行います。

危機管理監は、危機管理室担任副市長を充てます。危機管理監に事故があるとき、又は危機管理監が欠けたときは、その他の副市長、危機管理担当局長の順にその職務を代理します。

危機管理監は、その他の副市長と連携し、次の事務を行います。

- ① 危機発生時に、初動措置を助言・指導すること。
- ② 危機事象を所管する局・区等（以下「所管局・区等」という。）が不明確な危機が発生した場合に、所管局・区等の決定に向けて指導・調整すること及び必要に応じて所管局・区等を決定すること。
- ③ 危機事象に関係する局・区等（以下「関係局・区等」という。）の長に対し、危機への対応に係る助言・指導・支援を行うこと。
- ④ 危機への対応の際に、各種計画等に定めのない事項に係る対応方針を決定すること及び各種計画等に定める事項の対応方針を変更すること。
- ⑤ 被害の程度や市民生活への影響度等から全庁的な危機への対応を必要とする場合に、局・区等間の調整をはじめ、危機対応に係る総合的な調整を行うこと。
- ⑥ 平常時の危機管理に関する事務について助言・指導・支援を行うこと。
- ⑦ 前記①～⑥に掲げるもののほか、危機管理を総合的かつ計画的に推進するために必要な助言・指導・支援・調整を行うこと。

3 広島市危機管理推進会議

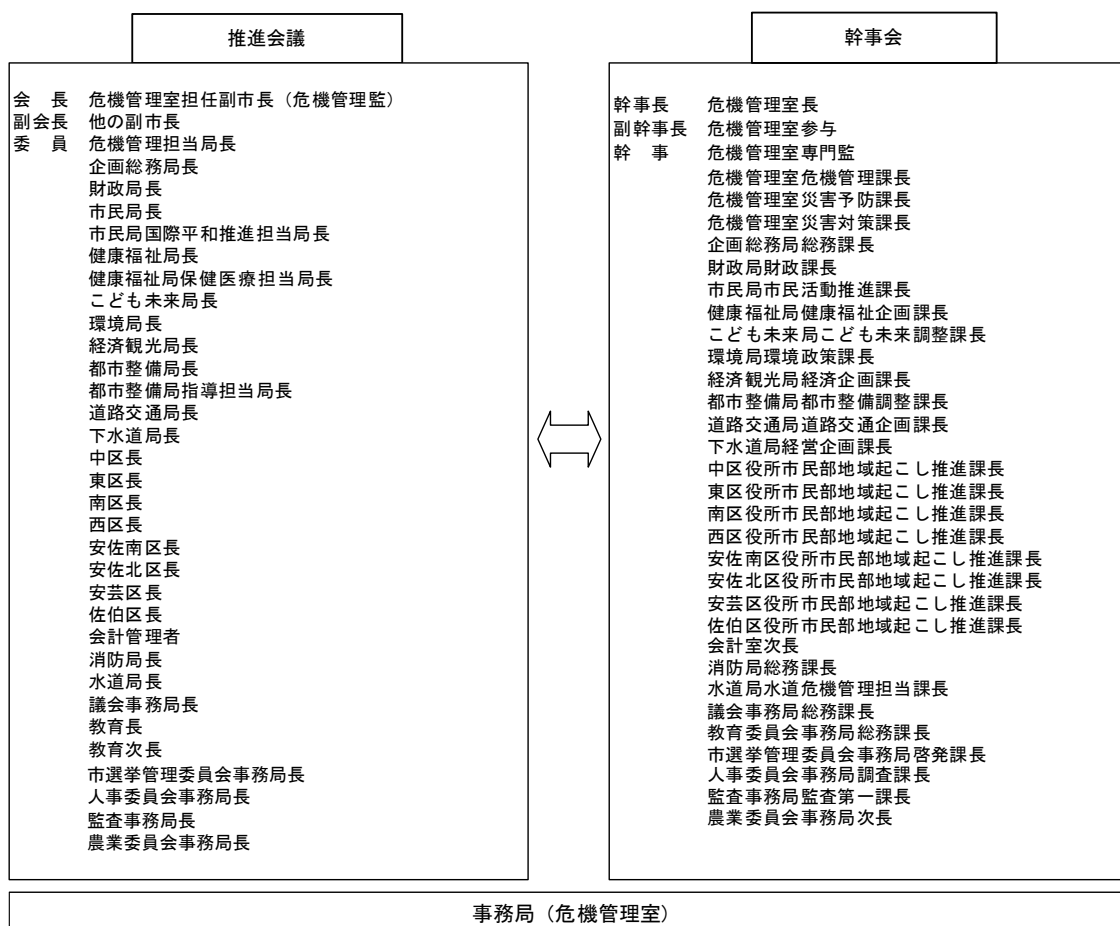
副市長及び局・区等の長により構成する広島市危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し（平成17年（2005年）9月22日設置）、危機の発生に備えるとともに危機に関する庁内の連携と情報の共有化の推進を図ります。

推進会議の所掌事務は、次のとおりです。

- ① 全庁的な危機管理の推進に係る調整に関すること。
- ② 情報収集、分析及び情報共有に関すること。
- ③ 全庁的な対応が必要な危機発生時における対応方針の検討及び局・区等間の連絡調整に関すること。
- ④ その他危機管理の推進のために必要なこと。

また、推進会議の所掌事務を円滑に処理するため、局・区等の庶務担当課長等により構成する推進会議幹事会を設置します。

図1 推進会議



4 危機管理室調整担当課長

危機管理の推進に当たっては、危機発生時における対応のみならず、職員の危機管理意識の向上、危機の未然防止策の検討、体制づくりなどの様々な場面において、局・区等との連携による全庁横断的な取組が必要となります。

このため、局・区等の庶務担当課長等を危機管理室調整担当課長（以下「調整担当課長」という。）に兼務又は併任し、全庁横断的な執行体制を確保しています。

【危機管理室調整担当課長に兼務又は併任する職位】

- ① 市長事務部局（19名）

企画総務局総務課長、財政局財政課長、市民局市民活動推進課長、健康福祉局健康福

社企画課長、こども未来局こども未来調整課長、環境局環境政策課長、経済観光局経済企画課長、都市整備局都市整備調整課長、道路交通局道路交通企画課長、下水道局経営企画課長、区役所市民部地域起こし推進課長（8区）、会計室次長

② その他の局等（8名）

消防局総務課長、水道局水道危機管理担当課長、議会事務局総務課長、教育委員会事務局総務課長、市選挙管理委員会事務局啓発課長、人事委員会事務局調査課長、監査事務局監査第一課長、農業委員会事務局次長

【調整担当課長の役割】

調整担当課長は、全庁的な危機管理の推進を図るため、次の役割を担います。

- ① 局・区等における危機管理体制の構築及び危機管理の推進に向けた取組に関すること。
- ② 危機発生時の局・区等との連絡調整に関すること。
- ③ その他危機管理に関すること。

第2 局・区等の危機管理に係る責務

1 局・区等の責務

- ① 局・区等は、日常業務を通じ、想定する危機に係る情報の収集並びに情報の整理及び分析を行い、不測の事態をあらかじめ察知し、危機の発生を未然に防止するよう努めます。また、万が一、危機が発生した場合に備え、危機による被害を最小限にするよう事前の対策を検討します。
- ② 局・区等は、想定した危機以外についても、社会環境、自然環境等の変化にも十分な注意を払い、新たな危機発生のおそれの把握・評価を行い、予知・予測に努めます。
- ③ 局・区等は、危機管理監が本市の危機管理を総合的かつ計画的に推進できるよう、危機管理に係る計画等の策定又は改正等を行う場合、副市長に回議又は説明を行うものについては、危機管理監へ説明を行います。
- ④ 局・区等は、危機管理監が全庁的な危機への対応に係る総合的な調整を行えるよう、危機への対応に係る案件で、副市長に回議又は説明を行うものについては、危機管理監へ説明を行います。
- ⑤ 局・区等は、前記③、④のほか、危機管理監へ対して説明を行う必要があると判断するものについては、危機管理監へ説明を行います。
- ⑥ 危機管理室は、前記①、②のほか、危機管理に関する啓発及び研修・訓練等を実施するなど、局・区等の危機管理体制及び職員の危機管理能力の向上に対する支援を実施します。

2 危機及び危機に対応する局・区等

危機及び危機に対応する局・区等は、表1のとおりとします。

なお、カテゴリー4の危機は、過去において本市で発生したもの、又は近年、国内外で発生した危機で本市でも発生し得ると想定するもののうち、発生頻度、市民生活への影響度、社会的影響度等の観点から整理しています。

3 総合調整担当の責務

総合調整担当は危機管理室とし、その責務は次のとおりです。

- ① 危機に関する情報を集約し、迅速・的確な処理を行います。

- ② 危機管理監が行う事務を補佐します。
- ③ 対策本部等の設置に係る調整を行います。
- ④ 所管局・区等と連携して対策本部事務局等の運営を行います。
- ⑤ 所管が不明確な危機については、危機管理監の指導の下、所管局・区等の明確化に係る調整を行います。
- ⑥ 複数の危機が同時に発生した場合などについては、危機管理監の指導の下、所管局・区等及び関係局・区等と連携して対応します。
- ⑦ その他危機対応のために必要な調整を行います。

4 所管局・区等の責務

- ① 所管する危機については、総合調整担当と連携して対策本部事務局等の運営を行うなど、主体的に対応します。
- ② 所管が不明確な危機については、危機管理監の指導の下、総合調整担当による調整の結果、所管局・区等に決定した局・区等は、総合調整担当と連携して対策本部事務局等の運営を行うなど、主体的に対応します。

5 関係局・区等の責務

危機管理監の指導の下、総合調整担当及び所管局・区等と連携して対応します。

表1 危機及び危機に対応する局・区等

区分	分類	種類	総合調整担当	所管局・区等	関係局・区等
カテゴリ1(地域防災計画の適用)	風水害、震災	①暴風、②竜巻、③豪雨、④豪雪、⑤洪水、⑥崖崩れ、⑦土石流、⑧高潮、⑨地震、⑩津波、⑪地盤の液状化、⑫地滑り、⑬その他の異常な自然現象	危機管理室	危機管理室	局・区等
	都市災害	①海上災害、②航空機災害、③鉄道災害、④道路災害、⑤大規模火事災害、⑥危険物等災害、⑦放射性物質災害、⑧ライフライン災害		危機管理室	局・区等
カテゴリ2(国民保護計画の適用)	武力攻撃事態、武力攻撃予測事態	①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃		危機管理室	局・区等
	緊急対処事態	武力攻撃に準ずるテロ等		危機管理室	局・区等
カテゴリ3(新型インフルエンザ等対策行動計画の適用)	新型インフルエンザ等緊急事態	新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす事態、又はそのおそれがある事態		健康福祉局	局・区等
カテゴリ4(事件・事故等対応計画の適用)	事件・事故等の緊急事態	①爆発物・乱射等による事件		危機管理室	企画総務局、市民局、健康福祉局、こども未来局、道路交通局、区役所、消防局、教育委員会、公共施設等を所管する局等
		②化学剤・生物剤等による事件		危機管理室	企画総務局、市民局、健康福祉局、こども未来局、道路交通局、区役所、消防局、教育委員会、公共施設等を所管する局等
		③児童生徒等に対する危害		教育委員会又は施設を所管する局・区等若しくは危機管理室	企画総務局、市民局、健康福祉局、こども未来局、区役所、消防局、教育委員会、公共施設等を所管する局等
		④バス・列車等の乗っ取り		危機管理室	企画総務局、市民局、健康福祉局、道路交通局、区役所、消防局
		⑤公共施設等における事件・事故等		公共施設等を所管する局・区等又は危機管理室	企画総務局、市民局、健康福祉局、こども未来局、区役所、消防局、教育委員会
		⑥矯正施設における事件・事故等		市民局	企画総務局、健康福祉局、こども未来局、区役所、消防局、教育委員会
		⑦新興感染症等の発生		健康福祉局	局・区等
		⑧重大な動物感染症の発生		経済観光局	企画総務局、健康福祉局、こども未来局、環境局、都市整備局、道路交通局、区役所、消防局、教育委員会、公共施設等を所管する局等
		⑨大規模な食中毒		健康福祉局	企画総務局、市民局、こども未来局、区役所、消防局、教育委員会、公共施設等を所管する局・区等
		⑩食品への有害物質の混入		健康福祉局	企画総務局、市民局、こども未来局、区役所、消防局、教育委員会、公共施設等を所管する局・区等
		⑪河川等の汚染		環境局	企画総務局、健康福祉局、経済観光局、下水道局、区役所、消防局、水道局
		⑫生活用水等の汚染		水道局又は健康福祉局	企画総務局、健康福祉局、区役所、消防局、水道局、公共施設等を所管する局等
		⑬異常湧水		水道局	企画総務局、健康福祉局、経済観光局、区役所、消防局、公共施設等を所管する局等
		⑭有毒ゴミ・昆虫等の大量出現		健康福祉局	企画総務局、こども未来局、区役所、消防局、教育委員会、公共施設等を所管する局等
		⑮危険動物・野生動物等による危害		事案が発生した区	企画総務局、健康福祉局、こども未来局、経済観光局、都市整備局、消防局、教育委員会
		⑯不発弾の処理	危機管理室	企画総務局、市民局、健康福祉局、こども未来局、道路交通局、区役所、消防局、教育委員会、公共施設等を所管する局等、工事を発注した局等	
		⑰催事等での群集流動事故等	催事等主催の局・区等又は危機管理室	企画総務局、健康福祉局、道路交通局、区役所、消防局	
		⑱工事現場・工場等における事故等	工事現場・工場等を所管する局・区等又は危機管理室	企画総務局、健康福祉局、こども未来局、環境局、道路交通局、下水道局、区役所、消防局、水道局、教育委員会	
		⑲情報システム及び情報通信ネットワークの障害	企画総務局	情報通信システム所管局、区役所	
		⑳人工衛星落下予測事態	危機管理室	企画総務局、健康福祉局、区役所、消防局、公共施設等を所管する局等	
類似した危機事象により被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、上記の危機事象を参考に緊急対策を行います。					

第3 職員の危機管理に係る責務

1 危機管理意識の保持及び危機管理能力の向上

市民の生命、身体及び財産を保護することは、市職員一人一人に課せられた重要な使命です。

このため、職員は、基本方針、危機管理計画、危機管理マニュアル等に習熟するとともに職員研修・訓練を通じて知識の習得や能力の向上に努め、危機管理能力の向上を図ります。また、他の地方公共団体等で発生した危機を「対岸の火事」と思わず、自己の職場の問題として捉えるなど、担当する事務事業について起こり得る危機を想定し、計画等を確認します。

また、1件の重大災害の裏には29件の軽微な災害があり、さらにその背後には災害に至らないひやりとしたような事例が300件潜んでいるという労働災害の発生確率に関する法則である「ハインリッヒの法則」を参考に、小さな事件・事故を大きな災害や危機の前兆と捉え、職場においてヒヤリ・ハットの事例の作成などを行い、危機管理意識の高揚や危機の未然防止に活用していくなど、常に危機管理意識を持って職務を遂行します。

図2 ハインリッヒの法則

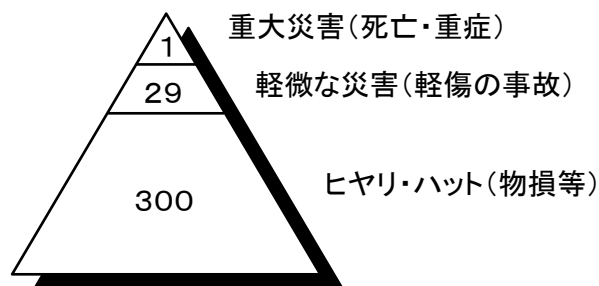


表2 ヒヤリ・ハットの点検例 (参考)

区分	点検項目	点検内容
ヒヤリ・ハットしたこと	いつ 誰が どこで 何をしていたときに どうして(なぜ) どうなった(どうなるおそれがあった)	令和〇年〇月〇日〇時〇分ごろ 〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係員 〇〇区〇〇町〇丁目〇番南東交差点 公用車を運転中 左右を十分に確認しなかったため 横断歩道に進入してきた自転車と衝突しそうになった。
原因と状況	そのときの職場の状況 そのときの本人の状態 そのときの管理の状況	来客があつて外出が遅くなった。 時間に遅れると思い、イライラしていた。 一人での外出だったので注意する者がいなかった。
改善すべきこと	危険回避策をとったか 平常心を保持しているか 上司、同僚の確認	予定時間の変更、遅れる旨の連絡 気持ちの切替え 同乗者による左右の確認実施

2 危機情報の通報

職員は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を生ずるような事件・事故等に遭遇した場合は、119番・110番等で危機情報を通報するとともに、人命救助などの応急処置を行います。なお、その際は、職員自身の身の安全を確保し、受傷事故がないよう十分注意します。

また、所属長に直ちに報告するとともに、所管局・区等に情報提供を行います。通報後は現場に留まるなどして、被害状況の把握に努め、所管局・区等に引き継ぐまでの間、必要な情報の収集及び関係機関等への情報提供を行います。

第3章 平常時の対策

危機の未然防止と被害の軽減、危機管理マニュアルの作成等、初動体制の確立、危機発生時の体制整備、職員研修・訓練等の実施、関係機関等との連携並びに市民及び事業者との連携について定めます。

第1 危機の未然防止と被害の軽減

局・区等の長は、危機について、過去の発生事例、対応策等を調査・研究し、発生要因や被害規模、発生頻度など危機の実態や対応策を把握するとともに、具体的な対策を講じ、危機の未然防止と被害の軽減に努めます。

また、危機事象についての調査・研究の成果、未然防止策と被害の軽減策について、市民及び事業者への適切な情報提供に努めます。

危機管理室においては、庁内ウェブを開設し、本市のヒヤリ・ハット事例、他都市における危機発生事例、危機対応によって得られた教訓等の情報を提供し、局・区等の行う取組を支援します。

第2 危機管理マニュアルの作成等

1 危機管理マニュアルの作成及び見直し

所管局・区等の長は、想定する危機に関する未然防止策、緊急対策及び事後対策を迅速・的確に実施できるよう、危機別に危機管理マニュアルを作成し、危機管理担当局長はこれの支援及び助言を行います。

なお、危機管理マニュアル作成に当たっては、関係局・区等及び関係機関等と協議・調整を行い、作成後は、危機管理担当局長に報告するとともに、関係局・区等の長に送付し、平常時から職員に周知徹底を図ります。

また、危機管理マニュアルは、連絡体制を毎年定期的に見直すとともに、危機管理計画の改正や社会情勢等の変化または危機への対応の検証の結果、対策の不足・不備が判明した場合などにも見直します。

関係局・区等の長は、所管局・区等の長と連携して、自らの局・区等に関する危機対応についてのマニュアルを作成します。

作成上の留意点は、次のとおりです。

- ① 市民の人権の尊重やプライバシーの保護に十分配慮したものとします。
- ② 局・区等の長は、危機管理マニュアルの作成作業を通じて、本市公益法人や委託団体などの関係団体の危機管理マニュアルの作成状況及び内容について点検します。

(1) カテゴリー1の危機管理マニュアル

カテゴリー1の危機については、地域防災計画に定める災害警戒本部及び災害対策本部の分掌事務に係る危機管理マニュアルを局・区等の長が作成します。

(2) カテゴリー2の危機管理マニュアル

カテゴリー2の危機については、国民保護計画に定める国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の分掌事務に係る危機管理マニュアルを局・区等の長が作成します。

(3) カテゴリー3の危機管理マニュアル

カテゴリー3の危機については、新型インフルエンザ等対策行動計画に定める新型インフルエンザ等対策本部の分掌事務に係る危機管理マニュアルを局・区等の長が作成します。

(4) カテゴリー4の危機管理マニュアル

カテゴリー4の危機については、危機に共通する内容については、総合調整担当である危機管理担当局長が作成し、それぞれの危機に必要なものについては、8ページの「表1 危機及び危機に対応する局・区等」の所管局・区等の長が作成します。

なお、あらかじめ所管局・区等を定められない「公共施設等における事件・事故」「危険動物・野生動物等による危害」「催事等での群集流動事故等」「工事現場・工場等における事故等」については、危機管理担当局長が危機管理マニュアルを作成します。

2 危機管理マニュアル等の保管

所属長は、円滑な緊急対策を行うため、危機管理計画、危機管理マニュアル、関係法令、地図等の資料を容易に取り出せる所定の場所に保管するものとします。

表3 危機管理マニュアルの構成例

大項目	中項目	小項目	主な内容
第1 総則			
	1 目的		マニュアル作成の目的
	2 定義	(1)用語の定義	
		(2)対象とする危機	
	3 責務		対応方針、各局等・各部課の役割分担、留意事項等
第2 平常時の対策			
1 危機管理体制の整備	(1)情報収集体制の整備		担当の設置、任務分担、収集項目等
		(2)組織の整備	所管局・区等による連絡会議等の設置、所掌事務、構成員等
		(3)動員体制の整備	動員名簿、動員基準等
		(4)緊急連絡網の整備	局内・関係局等・関係機関等の連絡先及び連絡ルート等
	2 職員研修・訓練の実施	(1)職員研修の実施	職員の危機管理意識の向上、研修内容等
	(2)訓練の実施	実施方法、実施内容等	
3 資機材等の整備	(1)応急資機材等の整備		品目、数量、保管場所等
		(2)協定等による調達体制の整備	品目、数量、調達先等
		(3)医薬品等の備蓄	品目、数量等
		(4)操作方法	
4 関係機関等との連携		連携すべき関係機関等、連携内容（平常時、危機発生時）等	
5 未然防止対策	(1)市民及び事業者への情報提供	提供方法、提供内容等	
	(2)警戒活動等の実施	日常における施設等の巡回警戒の実施要領、計画等	
第3 危機発生時の対応			
1 初動対応	(1)情報の収集、伝達、整理、分析等		情報収集体制の強化、通報・連絡事項、通信手段、情報の整理・分析方法等
		(2)広島市〇〇対策本部の設置	危機管理室等との連携、対策本部設置基準、関係局等及びその分掌事務、会議の構成員、検討・調整事項等
		(3)所管局・区等による対策本部等の設置	対策本部等の設置の手順及び基準、各局・区等への要請要領等
		(4)現地対策本部の設置	設置基準、参加機関等、連絡調整事項、設置場所・時期、招集、運営等
2 被害者への対応	(1)活動要領		
	(2)留意事項		
3 被害の拡大防止	(1)活動要領		
	(2)留意事項		
	(3)二次被害の防止	立入制限・禁止区域の設定要領、応急措置、監視体制等	
4 市民及び事業者への情報提供	(1)提供する情報		危機の発生状況、被害状況、避難状況、二次被害の危険性、市民がとるべき対応方法、本市の対応状況、緊急対策の実施状況、被害時要援護者への支援の呼びかけ、生活関連情報等
		(2)提供方法	広報媒体、相談窓口・問い合わせ電話の設置等
		(3)報道機関への情報提供	提供内容・時期等について企画総務局広報課及び危機管理室との調整等
第4 事後対策			
1 緊急対策の収束	(1)安全確認	被害状況の確認、安全の確認等	
	(2)対策本部の廃止	対策本部等の廃止の手順等	
2 復旧		市民生活、施設の復旧等	
3 被害者への支援		健康相談・健康調査の実施、相談窓口等の設置等	
4 検証・再発防止		危機発生原因の究明、課題の整理、再発防止策の検討・実施等	
5 危機管理マニュアルの見直し		課題の抽出、検証・検討結果に基づく見直し等	

第3 初動体制の確立

危機発生時には、迅速・的確な初動体制の確立が被害の拡大を防ぐうえで重要です。

あらかじめ、局・区等の長は、勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和26年8月11日条例第23号）第9条に規定する休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）の内外を問わず、十分な対応ができるよう、初動体制の確立を図ります。

1 連絡責任者及び非常時参集要員の指定

局・区等の長は、危機の発生に備えて、所属課ごとに次表の「連絡責任者」及び「非常時参集要員」を指定します。

「非常時参集要員」は、初動体制時の迅速な対応が必要であることから、危機発生後概ね1時間以内に徒歩、自転車、バイク等で参集できる職員の中から指定します。

表4 連絡責任者及び非常時参集要員の役割

区分	役割	参集時期
連絡責任者	① 所属長等への報告 ② 関係職員への伝達 ③ 情報収集 等	〈カテゴリー1〉 地域防災計画に基づく動員名簿に定める時期 〈カテゴリー2〉
非常時参集要員	① 事務機器及び通信機器の稼働の確保 ② 関係機関への通報 ③ 情報収集 ④ 所属長等からの指示による初動対応 ⑤ 対策本部の設置準備（所管局・区等の要員） 等	国民保護計画に基づく動員名簿に定める時期 〈カテゴリー3〉 全庁体制となり、動員が依頼された時期 〈カテゴリー4〉 事件・事故等対応計画に基づく動員名簿に定める時期

2 動員名簿の作成

(1) 動員名簿

局・区等の長は、カテゴリー1の危機は地域防災計画に基づく動員名簿を、カテゴリー2の危機は国民保護計画に基づく動員名簿を、カテゴリー4の危機は事件・事故等対応計画に基づく動員名簿を、人事異動後速やかに作成します。各カテゴリーの動員名簿の作成

に際しては、所管局・区等の長と十分な協議を行い、危機への対応体制に応じて、迅速・的確な対応が可能となる必要にして十分な人員を見積ります。

また、作成した動員名簿は、所管局・区等の長に速やかに提出します。

(2) 動員対象職員

動員対象職員は、広島市に所属する職員（広島市以外の関係機関・団体等（本市機構図で表示する局・区等以外の機関等）への出向職員、再任用職員（短時間勤務）、会計年度任用職員を除く。）とします。

なお、次の者は動員対象としません。

- ① 病弱等で危機への緊急対策を行うことが困難であると所属の局・区等の長が認めたもの
- ② 危機の発生時において、妊娠又は出産後、育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある者で危機への緊急対策に従事することが困難であると所属

- の局・区等の長が認めたもの
- ③ 保健師（救援救護班などの保健業務に従事するため、避難所運営に係る動員対象から除外）
 - ④ その他所属の局・区等の長が認めたもの

表5 カテゴリー4の危機の動員名簿の例

所属	職名	氏名	連絡責任者	参集場所	所管局・区等の場合		関係局・区等の場合		その他の局・区等の場合		連絡方法 (電話番号)	備考
					※参集時期		※参集時期		※参集時期			
					警戒本部	対策本部	警戒本部	対策本部	警戒本部	対策本部		
総務課	企画総務局長	□□ □□		勤務場所	○						090-XXXX-XXXX	
	企画総務局次長	□□ □□		勤務場所	○						090-XXXX-XXXX	
	総務課長	□□ □□		勤務場所	○		○				090-XXXX-XXXX	
	課長補佐（庶務係長）	□□ □□	○	勤務場所	○		○				090-XXXX-XXXX	
	主幹	□□ □□		勤務場所							090-XXXX-XXXX	
	主査	□□ □□□		勤務場所							XXX-XXXX	
	主査	□□ □	○	勤務場所	○						090-XXXX-XXXX	
	主事	□□ □□□		勤務場所		○					090-XXXX-XXXX	
	主事	□□ □□		勤務場所		○					XXX-XXXX	
	課長補佐（庁舎管理係長）	□□ □□		勤務場所	○		○				090-XXXX-XXXX	
	主幹	□□ □		勤務場所							090-XXXX-XXXX	
	主事	□□ □□		勤務場所							090-XXXX-XXXX	
	技師	□□ □		勤務場所	○						090-XXXX-XXXX	
	主事	□□ □□		勤務場所	○						090-XXXX-XXXX	
計					8	2	1	2	0	0		

※参集時期の各レベル欄に各職員の参集時期に応じて○印を記入してください。
○印の数は自動計算され、計の欄に数字で示されます。

3 危機管理室の連絡体制

危機管理室は、勤務時間外の初動体制を確保するため、危機管理室に毎日2名以上の職員を配置するとともに、あらかじめ職員を定めて自宅等に待機させます。

勤務時間外に危機管理室に危機情報が通報された場合、配置された職員は危機管理室災害対策課長等に電話等で伝達するとともに、必要に応じて危機管理室職員、調整担当課長等に当該危機情報を電子メール等で伝達します。

危機の状況に応じて、あらかじめ定められた職員は、直ちに登庁し、危機情報収集等配置された職員と連携し、危機に関する情報収集及び情報伝達等を行います。

第4 危機発生時の体制整備

局・区等の長は、危機発生時に、市民の生命や安全を確保できるよう、救急救助体制の強化、医療救護体制の強化、避難体制の整備、情報通信施設の整備に努めます。

1 救急救助体制の強化

消防局長は、危機発生時における円滑な救急救助体制を確保できるよう、警察、自衛隊、海上保安庁、その他関係機関と危機発生時に必要な次の事項をあらかじめ確認しておきます。

- ① 緊急時の連絡先
- ② 要請に基づいて出動する関係機関の派遣人員及び資機材
- ③ 現場における任務分担
- ④ 現場における情報の交換方法
- ⑤ 各機関の保有する救急用資機材の備蓄状況
- ⑥ その他必要な事項

2 医療救護体制の強化

健康福祉局保健医療担当局長は、医療救護活動を迅速・的確に実施できるよう、医療関係機関と危機発生時に必要な次の事項をあらかじめ確認しておきます。

- ① 危機発生時における情報連絡体制
- ② 医療機関の収容能力、受入及び手術体制
- ③ 現場応援のための医療救護班の編成及び現場への派遣方法
- ④ 必要な救急医療医薬品及び医療資機材の備蓄、調達及び輸送の方法
- ⑤ その他必要な事項

3 資機材の備蓄等

局・区等の長は、危機発生時に必要な資機材及び物資について、他都市を含めてこれまでに発生した事例等を基に被害想定を行い、計画的な備蓄・調達に努めるとともに、定期的な点検による維持及び取扱いの習熟に努めます。

4 避難体制の整備

局・区等の長は、危機の発生から市民の安全を確保するため、平素から市民に対して避難所等の周知の徹底を図ります。傷病者、障害者、高齢者、乳幼児、外国人、一時旅行者等(以下「要配慮者」という。)に関しては、事前に援助者を決めておくなどの支援体制の整備に努めます。

また、避難所等となる公の施設の管理者(指定管理者を含む。)は、施設を所管する局・区等と相互に緊密な連携をとり、危機の発生に備え、避難施設の開錠・施錠の手順など避難施設の開設に当たっての手續や運営方法等を定めておきます。

5 情報通信設備の活用

本市では、防災行政無線をはじめとした次表の設備を整備しています。特に防災行政無線は、平常時に通常の一般行政事務にも活用しており、危機が発生した場合で電話などが使えなくなったときに、全庁をつなぐことができる重要な通信手段です。

危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確な緊急対策を実施するため、現有の通信連絡手段を最大限に活用し、被害状況等各種の情報を迅速かつ確実に収集及び連絡します。機器の操作員は、機器の点検を実施し、使用に際して支障がないことを確認するとともに操作の習熟に努めます。

表6 防災情報通信設備の概要

区分	機器名称	設置場所	操作員	通信区間	通信内容	
広島市防災行政無線システム	固定系	電話機、ファクシミリ	市役所、消防局、区役所、消防署等	市役所等の職員	市役所等の庁舎間	文字、音声
		映像伝送端末	市役所、消防局、区役所、消防署等	市役所等の職員	市役所等の庁舎間	映像
	移動系	移動無線機(MCA無線)	市役所、消防局、区役所等	市役所等の庁舎と現地の職員	市役所等の庁舎と現地間	文字、音声
	同報系	放送卓	市役所、消防局、区役所、消防署等	市役所等の職員	市役所等と市民の間	音声
		屋外受信機、屋内受信機	市域屋外、市民宅	—	—	音声
広島市防災情報メール配信システム	庁内LAN用パソコン	市役所、消防局、区役所、消防署等	市役所等の職員	市役所等と市民の間	文字	
	携帯電話、パソコン	市民	—	—	文字	
広島市消防画像伝送システム	電話機、ファクシミリ、操作卓	市役所、消防局	市役所、消防局の職員	本市と国及び他の地方公共団体の間	音声	
	高所監視カメラ	市役所	消防局の職員		映像	
広島市消防救急無線	無線電話機	消防局、消防署	消防局、消防署の庁舎の職員	消防局、消防署の庁舎と現地間	音声	
	車載無線機、携帯無線機	消防署	消防局、消防署の現地の職員	現地と消防局、消防署の庁舎間	音声	
広島市水道無線	無線電話機	水道局、浄水場等	水道局、浄水場等の庁舎の職員	水道局、浄水場等の庁舎と現地間	音声	
	車載無線機、携帯無線機	水道局、浄水場等	水道局、浄水場等の現地の職員	現地と水道局、浄水場等の庁舎間	音声	
広島市ヘリコプターテレビ電送システム	ヘリコプターテレビカメラ	消防ヘリコプター	消防局の職員	消防局、消防署の庁舎と現地間	映像、音声	
広島市ホームページ	庁内LAN用パソコン	市役所、消防局、区役所、消防署等	市役所等の職員	市役所等と市民の間	文字、映像、音声	
	携帯電話、パソコン	市民	—	—	文字、映像、音声	
防災情報共有システム	庁内LAN用パソコン	市役所、消防局、区役所、消防署等	市役所等の職員	市役所等の庁舎間	文字、映像	
	携帯電話、パソコン	市民	—	—	文字、映像	
広島市庁内LAN	庁内LAN用パソコン	市役所、消防局、区役所、消防署等	市役所等の職員	市役所等の庁舎間	文字、映像、音声	
サイレン	サイレン	消防団車庫等	消防団員、市民	現地と市民の間	サイレン	
デジタルサイネージ	庁内LAN用パソコン	市内中心部の交通拠点等	市役所等の職員	市役所等と市民の間	文字	

第5 職員研修・訓練等の実施

1 職員研修

職員は、危機発生時に緊急対策を実施する主体として行動しなければなりません。このため、日頃から基本方針、危機管理計画、危機管理マニュアル等を通じて、職員自身及び組織が危機発生時に行うべきことを十分に理解するとともに、インターネット、図書等で様々な危機に関する知識を吸収し、応用力を身に付けます。

局・区等の長は、危機管理マニュアルの実効性を高めるとともに危機管理を適切に行うため、職員に対する研修・訓練を定期的を実施します。

危機管理室は、企画総務局研修センターと連携して、表7及び表8の研修を実施し、職員の危機管理能力の向上を図ります。

(1) 一般研修

職員を対象に次表の職員研修を実施します。

表7 一般研修

区 分	研修内容
全職員	全職員を対象に、講演会を実施し、危機管理意識を高揚させるため、安心・安全なまちづくりを進めるに当たっての危機管理の重要性について研修します。
局長級職員及び部長級職員	局長級職員及び部長級職員を対象に、対策本部設置時における迅速・的確な判断能力を身につけさせるため、危機管理に関する理論、情報管理、リーダーシップについて研修します。
課長級職員	新任課長級職員を対象に、危機発生時における管理者としての判断能力を身につけさせるため、災害対応の教訓を基に危機発生時における緊急対策について研修します。
課長補佐級職員	課長補佐級職員を対象に、職場における危機管理の手法及び危機管理マニュアルの活用方法について研修します。
係長級職員	係長級職員を対象に、本市職員として必要な危機管理に関する知識を習得させるため、危機管理体制の概要及び職員の役割について研修します。
新規採用職員	新規採用職員を対象に、本市職員として必要な危機管理意識を持たせるため、危機管理体制の概要について研修します。

(2) 派遣研修

幹部職員及び危機管理室職員等を対象に、次表により職員を派遣して研修を実施します。

表8 派遣研修

区 分	研修内容
市長及び副市長等	市長及び副市長等を対象に、危機発生時の迅速・的確な判断能力が身につくよう、危機管理統括者として必要なトップマネジメントについて研修します。
危機管理室職員等	危機管理室職員等を対象に、危機発生時の初動対応及び迅速・的確な情報収集能力を高めるため、過去の危機対応の教訓や危機管理に関する先進的な取組事例について研修します。

2 訓練

職員は、訓練を通じて各カテゴリーの対応計画や危機管理マニュアルの内容を実践的に確認し、危機管理能力を高めることが必要です。

所管局・区等は、関係局・区等と連携して、危機管理マニュアル等に基づき、対策本部の運営や危機発生時における緊急対策を迅速・的確に行えるよう、次表に掲げる訓練を参考に目的に応じた方法で訓練を実施し、実技能力、情報処理能力、判断力の向上を図ります。

危機管理室は、これを支援するとともに全職員を対象とした訓練を実施します。

表9 訓練の種類

区 分	内容・実施例
実技・ 実動訓練	<p>実際に危機管理マニュアルに基づいた活動を行い、技能の向上、資機材取扱いの習熟などを図ります。</p> <p>【本市における実施例】</p> <p>総合防災訓練、災害対策本部設置訓練、情報伝達訓練、参集訓練 等</p>
図上訓練	<p>これまで対応した経験のない危機に対して、具体的なシナリオを想定したシミュレーション方式の図上訓練を行い、危機発生時の情報収集・整理・分析等の手法の習熟などを図ります。</p> <p>【実施予定の訓練例】</p> <p>① 状況付与型図上訓練</p> <p>特定の危機の発生を想定し、刻々と変化する状況の中で、被害情報や関係機関の活動状況を訓練参加者に伝え、訓練参加者がそれらの情報に基づき意思決定を行う訓練です。</p> <p>② 状況予測型図上訓練</p> <p>付与された危機の状況に関する情報を前提に、訓練参加者にどのような危機が発生しているのか予想させた上で、緊急対策を考えさせる訓練です。</p>

3 職員の危機管理意識徹底週間の設定

不断の危機管理を推進し、迅速・的確に危機に対処できる能力を向上させるためには、職員一人一人の危機管理意識の高揚を図っていくことが重要です。

このため、毎年4月第3週及び防災週間（8月30日～9月5日）を市の全機関及び全職員を対象とした職員の危機管理意識徹底週間に設定し、局・区等は次のような取組を行います。

【職員の危機管理意識徹底週間の重点取組事項（例）】

- ① 基本方針、危機管理計画及び危機管理マニュアルの記載内容の確認
- ② 職員各自の危機発生時における役割の確認
- ③ 情報伝達訓練の実施
- ④ ヒヤリ・ハット事例集の提出
- ⑤ 危機管理事例の検討 等

なお、重点取組事項は、実情に合わせて見直しを行います。

第6 関係機関等との連携

所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、危機発生時の緊急対策が円滑に実施できるよう、平常時から関係機関等と連携に努めます。

1 相互の役割分担及び連絡窓口の確認

所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、危機発生時の緊急対策が円滑に実施できるよう、平常時から関係機関等と会議や訓練などを通じて相互の役割分担及び連絡窓口の確認を行います。

2 ライフライン関係機関との連絡窓口の明確化

所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、関係機関等のうち、危機が発生した場合に特に市民生活に影響が大きいライフライン関係機関については、より密接な連絡体制及び連絡手段を整備するとともに、連絡窓口等を明確にしておきます。

危機管理室は、平成9年（1997年）に設置した広島市ライフライン連絡調整会議を開催し、危機発生時における緊急対処の要請方法の確認やライフライン関係機関相互の情報交換等に努めます（参考編）。

3 協定等の締結の推進

所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、所管する事務事業に関して関係機関や事業者等の応援・協力が必要な場合は、協定等の締結の推進に努めます。また、所管する協定について、危機発生時に円滑に対処できるよう、協定締結先との連携強化を図り、必要に応じて訓練を実施するなど実効性の確保に努めます。

さらに、関係機関から物資及び資材の供給に係る必要な協力が得られるよう、協定の見直しなどに努めます。

第7 市民及び事業者との連携

1 市民及び事業者との役割分担

市民生活を取り巻く多様な危機への対応は、自らの命は自らが守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、行政による「公助」という考えの下、市民、事業者及び行政が相互に連携しあって取り組むことが重要です。

市民及び事業者の「自助」「共助」の活動の基盤となるコミュニティの強化が重要であることから、局・区等の長は、コミュニティ活動の推進、コミュニティ活動の場の確保に努めます。

併せて、所管する事務業務に係る危機に関する調査・研究成果、潜在的な危機に関する情報やそれへの対応策など、危機管理に関する様々な情報の提供、危機に対応するための訓練や行事への市民及び事業者の積極的な参加の促進、防災行政無線等による連絡体制の整備などを行い、自主防災組織、ボランティア団体等を中心に市民及び事業者との連携体制づくりを強化します。

(1) 市民の役割

危機発生時には、行政が本格的な緊急対策を行うまでの間には、ある程度の時間が必要です。特に、大規模な地震などの災害時においては、消防や医療機関などの対応力にも限界があることから、緊急対策が一時的に困難となることも予想されます。

このため、市民は、「自助」の考え方にに基づき、地震への備えのように、3日分の水、食料等の備蓄に努めるなど、危機への事前の備えを各自が行い、我が身や家族の身を守ることが求められます。

また、自主防災組織などの市民組織は「共助」の考え方にに基づき、人命救助、避難誘導や避難所等の自主運営を行うことなどが求められます。

地域や職場で身近にいる人々の助け合いを円滑に行うために、地域の自主防災組織や防災ボランティア団体の活動へ積極的に参加して、地域の連帯意識の向上に努め、危機対応能力の向上を図っていくことが必要です。

(2) 事業者の役割

事業者は、「自助」の考え方にに基づき、平常時から安全管理の徹底を図り、危機による被害後、事業活動を早期に復旧できる体制づくりを進めることが必要です。事業者が早期に本来の活動に戻れるかどうかは、地域経済全体の復旧に極めて大きな影響を与えます。危機管理マニュアルを作成するとともに、ライフライン及び情報網のバックアップ体制や代替機能の向上を図り、早期復旧のための原材料確保や輸送ルート確保等の方策をあらかじめ計画して定めておく必要があります。

また、事業者は、地域社会の一員として、「共助」の活動に大きな役割が期待されます。行政や市民と連携し、防災訓練等に積極的に参加するとともに、資金、物資、機材、人材などの経営資源を社会に提供する体制づくりが重要です。さらに避難所等や資機材の提供などについて、市や地域団体等との協定の締結などが求められます。

このほか、被害の拡大を防ぐため、特に危険物等を扱う事業者は、二次被害を防止する観点から事前の対策を講ずることが必要です。

2 市民及び事業者への情報提供

局・区等の長は、危機の未然防止や被害の軽減を図るため、平常時から市民及び事業者に必要な情報を本市の広報媒体等を積極的に活用して提供します。

要配慮者に対しては、情報が一般市民に比べて伝わりにくい面があるので、的確に情報が伝達されるよう多様な方法を工夫したり多言語による情報提供に努めます。

(1) 広報紙等による情報提供

所管局・区等の長は、危機に関する情報について、ひろしま市民と市政、テレビ、ラジオの市広報番組、市のホームページなどを活用し、広報するとともに、報道機関、雑誌等のマスメディアに積極的に情報を提供します。また、危機事象に関するリーフレット等を作成し、市民及び事業者に配布します。

(2) 各種行事による情報提供

所管局・区等の長は、危機に関する研修会、講演会、訓練などの行事を通じて、市民及び事業者に関心に関する情報を提供します。

第4章 危機発生時の対応

初動対応（迅速・的確な情報の処理、警戒本部等の設置、対策本部の設置等）、緊急対策の実施並びに市民及び事業者への情報提供について定めます。

第1 初動対応

1 迅速・的確な情報の処理

(1) 危機管理担当局長からの報告等

危機管理担当局長は、国、警察、市民等及び局・区等から危機発生情報が通報された場合は、図3の情報の伝達経路に従い、直ちに市長、副市長及び危機管理監（以下「市長等」という。）に報告するとともに、局・区等の長に伝達し、危機に係る情報の共有化を図ります。また、必要に応じて関係機関等に連絡します。

なお、危機管理担当局長は、勤務時間の内外にかかわらず、所管が不明確な危機については、危機管理監の指導の下、所管局・区等の明確化に係る調整を行います。

(2) 局・区等の長からの通報

局・区等の長は、所管する事務事業にかかわる危機の発生を知り得た場合は、迅速な初動体制を確立するため危機情報が断片的なものであっても、図3の情報の伝達経路に従い、直ちに危機管理担当局長に通報し、必要に応じて関係機関に連絡します。

また、所管していない事務事業にかかわる危機が発生したことを知り得た場合においても、直ちに危機管理担当局長に通報します。

なお、危機管理担当局長への通報方法は次表のとおりです。

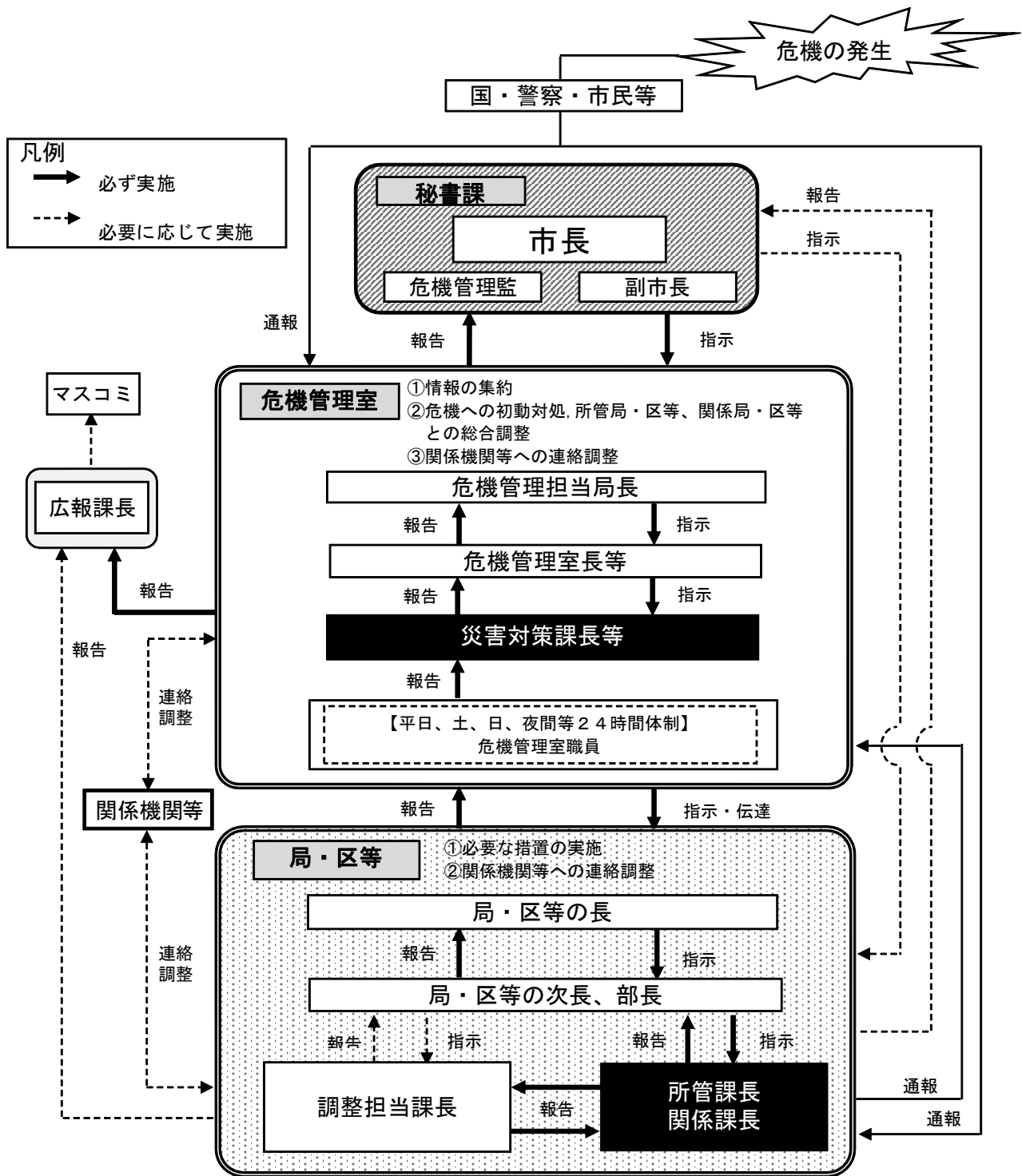
表10 危機発生情報の危機管理担当局長への通報方法

区 分	局・区等の長が危機の発生を知り得た場合の通報方法
平日、土、日、夜間等 24時間体制	<p>○ 危機管理室に電話で一報します。続報は、ファクシミリ、電子メールなどで通報します。</p> <p>① 内線電話 (81-) 5727~5734</p> <p>② 一般電話 082-504-2356</p> <p>③ ファクシミリ 082-504-2802</p> <p>④ 電子メール kiki.joho@city.hiroshima.lg.jp</p> <p>注 電話が使えない場合は、職員を最寄りの消防署・出張所又は危機管理室に派遣して通報します。</p>

(3) 情報の収集、整理及び分析

危機管理担当局長及び所管局・区等の長は、迅速・的確な緊急対策を実施できるよう、関係機関等からの連絡や市民からの通報のほか、必要に応じて現地に職員を派遣して得た情報を整理・分析し、被害の全体像の把握に努めるとともに、必要な措置を実施します。

図3 危機発生時の情報の伝達経路等



2 警戒本部等の設置

市長又は危機管理担当局長等は、収集した情報内容から判断し、危機の対応に必要と認められたときには、対策本部を設置する前に、図4の 카테고리ごとの危機対応体制に定めた警戒本部等を設置します。

警戒本部等の設置が決定された場合は、それぞれの対応計画の動員名簿に基づき、職員は直ちに参集し、任務を遂行します。

3 対策本部の設置

市長は、危機への対応を強力に推進するための組織として、図4のカテゴリーごとの危機対応体制に定めた対策本部を設置します。カテゴリー1又はカテゴリー4の危機については、それぞれの対応計画に定めた設置基準に基づき設置し、カテゴリー2の危機については、国から対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときに、カテゴリー3の危機については、国において緊急事態宣言がなされたときなどに、それぞれの対応計画に定めた設置基準に基づき設置します。

対策本部の設置が決定された場合は、それぞれの対応計画の動員名簿に基づき、職員は直ちに参集し、任務を遂行します。

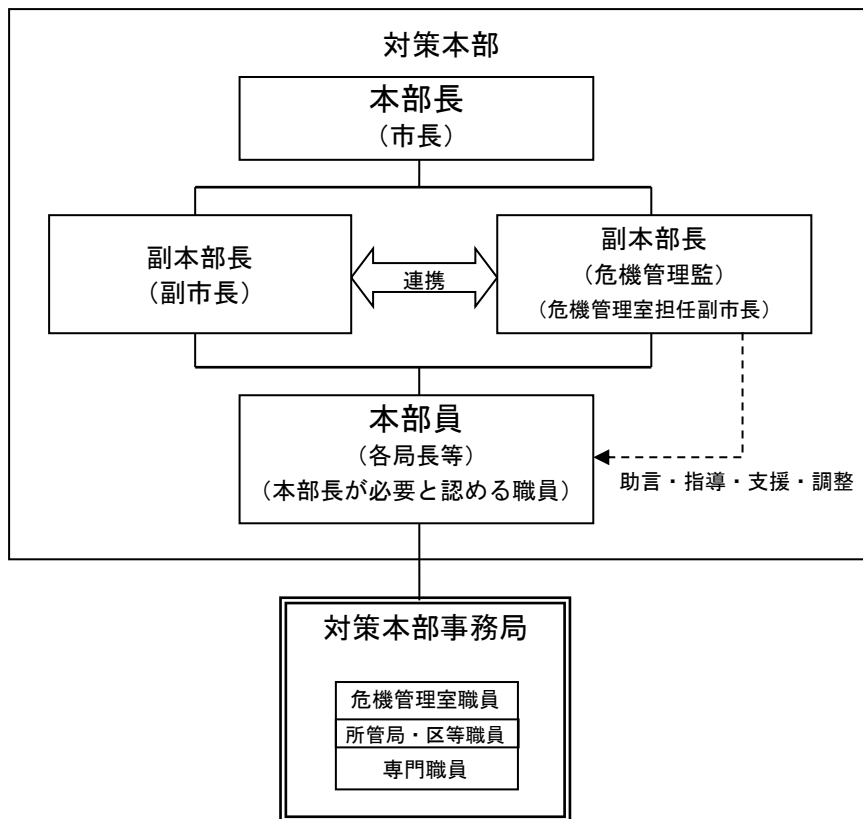
対策本部（市長が本部長の場合）事務局の運営において、本部長が、必要に応じて、危機対応に必要な専門的知識・経験を有する職員（以下「専門職員」という。）として指定した職員は、速やかに対策本部事務局に参集し、任務を遂行します。

なお、対策本部設置時の概念は、図5のとおりです。

図4 危機対応体制

危機発生時			
カテゴリー1（地域防災計画）			
注意体制 【設置者】 危機管理室 災害対策課長 【構成】 危機管理室 区等	警戒体制 【設置者】 危機管理室長 【構成】 危機管理室 区等	災害警戒本部 【設置者】 危機管理担当 局長 【構成】 1 本部長 危機管理担当 局長 2 副本部長 危機管理室長	災害対策本部 【設置者】 市長 【構成】 1 本部長 市長 2 副本部長 副市長 3 本部長 本部長 各局長等
カテゴリー2（国民保護計画）			
他の市町での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生などにより、危機管理担当局長が設置の必要があると認めた場合 注意体制 【設置者】 危機管理担当局長 【構成】 危機管理室	他の市町又は市域内での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生などにより、市長が設置の必要があると認めた場合 警戒体制 【設置者】 市長 【構成】 1 本部長 市長 2 副本部長 副市長 3 本部長 各局長等	市対策本部設置に係る指定の通知があった場合 国民保護対策本部 緊急対処事態対策本部 【設置者】 市長 【構成】 1 本部長 市長 2 副本部長 副市長 3 本部長 各局長等	
カテゴリー3（新型インフルエンザ等対策行動計画）			
広島市新型インフルエンザ等対策行動計画では、発生した新型インフルエンザ等の状況（フェーズ）に応じた危機対応体制をとることをしています。			
【フェーズ1】 海外や国内（市外）で対象となる危機が発生（市内未発生）	【フェーズ2】 流行初期（市内発生） 保健所対策本部 【設置者】 保健医療担当局長 【構成】 1 本部長 保健医療担当局長 2 副本部長 保健部長、危機管理室長 3 本部長 保健部参与、保健部次長、衛生研究所長、区保健センター長代表	【フェーズ3】 新型インフルエンザ等緊急事態宣言などがあった場合 新型インフルエンザ等対策本部 【設置者】 市長 【構成】 1 本部長 市長 2 副本部長 副市長 3 本部長 各局長等	
カテゴリー4（自然災害等対策行動計画）			
危機の発生が予測され、その発生可能性が低い場合等 注意体制 【設置者】 所管局・区等の長 【構成】 危機管理室 所管局・区等 【対応】 危機の前兆や想定される被害の程度など危機管理に必要な情報収集及び分析	危機の発生が高い確度で予測されるが緊急対策の実施までに時間的余裕がある場合や危機の発生を免じた時点で応急措置がおおむね終了し緊急対策が収束に向かっている場合等 警戒本部 【設置者】 危機管理担当局長 【構成】 1 本部長 危機管理担当局長 2 副本部長 所管局・区等の長（所管局・区等が危機管理室の場合は危機管理室長）	危機の発生が切迫している場合や危機が発生し被害の拡大が予想される場合等 対策本部 【設置者】 市長 【構成】 1 本部長 市長 2 副本部長 副市長 3 本部長 各局長等及び本部長が必要と認める職員 【対応】 1 全庁的な対策本部体制 2 対策本部で対応方針を決定	

図5 対策本部設置時の概念図（市長が本部長の場合）



4 職員の動員

(1) 勤務時間内

動員対象者に対する動員命令は、局・区等の動員名簿に基づき、連絡責任者が速やかに伝達します。

動員対象者は、動員命令を受けたときは直ちに参集場所に集まり、上司から必要な指示・命令を受けて任務を遂行します。

(2) 勤務時間外

動員対象者に対する動員命令は、局・区等の動員名簿に基づき、連絡責任者が電話、携帯メール、ファクシミリなどの手段により速やかに伝達します。ただし、地域防災計画に定める震度4以上の地震又は長周期地震動階級3以上の地震が発生した場合、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合には、職員は自動参集します。

動員命令を受けた職員は、直ちに適切な交通手段により登庁し、上司から必要な指示・命令を受けて任務を遂行します。登庁の際、可能な範囲で途中の被害状況の入手に努めます。ただし、情報収集は、あくまで付随的なものであり、それ自体が目的ではなく、情報収集に時間を費やすことや身に危険が及ぶような行動は慎みます。

なお、動員名簿で参集が指定されていない職員であっても、被害の状況等から登庁する必要があると所属長が認める場合は、その指示により参集します。

やむを得ず、動員命令に従うことができない場合は、上司、同僚、部下等に次の事項を連絡します。

- ① 所在、現況、安否（本人、家族等の負傷の状況等）
- ② 動員命令に従うことができない理由
- ③ 緊急対策に必要な事項
- ④ 所属長等が登庁できない場合の責任者の指定

5 初動対処の留意点

(1) 行事等の中止

行事等の主管課は、勤務時間の内外にかかわらず危機への緊急対策が優先する場合は、行事等は中止します。

(2) 勤務中の所在の明確化

職員は、動員の有無にかかわらず勤務場所を離れる場合又は離れている場合は、連絡先及び連絡方法を明らかにします。

第2 緊急対策の実施

危機の対応を行う所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、対策本部が決定した対応方針に基づき、それぞれの部署、職員に対して必要な事項を指示・命令し、関係機関等と連携して迅速・的確に緊急対策を実施します。

また、緊急対策の実施に当たっては、二次被害の防止のための措置を行うとともに要配慮者の安全の確保等について配慮します。特に、市民の避難は、危機の発生による被害を最小限にし、その拡大を防止する上で重要であることから、いずれのカテゴリの危機が発生した場合でも、その必要性を認めるときは、避難の勧告・指示を行います。避難所等においては、要配慮者への対応を最優先するとともに、安全と秩序の維持に努めます。

① カテゴリー1

カテゴリー1の危機については、地域防災計画に基づく災害応急対策を実施します。

② カテゴリー2

カテゴリー2の危機については、国民保護計画に基づく国民の保護のための措置を実施します。

③ カテゴリー3

カテゴリー3の危機については、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく新型インフルエンザ等対策を実施します。

④ カテゴリー4

カテゴリー4の危機については、事件・事故等対応計画に基づく緊急対策を実施します。

第3 市民及び事業者への情報提供

対策本部長、所管局・区等の長又は関係局・区等の長は、市民及び事業者の心理的動揺により生ずる混乱を軽減・解消し、自らが危機による被害を回避・軽減するための行動をとることができるよう積極的に情報提供を行います。

1 情報の内容

情報の内容は、概ね次のとおりとします。

- ① 危機の発生時刻及び発生場所
- ② 対策本部の設置状況
- ③ 被害状況と緊急対策の実施状況
- ④ 危機への対応に当たっての注意事項
- ⑤ 危機の今後の予測及び二次被害の危険性
- ⑥ 避難の必要性の有無及び避難所等の設置状況

- ⑦ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- ⑧ ライフラインの状況
- ⑨ 医療救護活動の実施状況
- ⑩ 相談窓口の設置状況
- ⑪ その他必要な広報

2 情報提供の方法

対策本部長、所管局・区等の長又は関係局・区等の長は、防災行政無線、広報車等の公用車、サイレン、市のホームページ、防災情報メール、ファクシミリ等、多様な情報伝達手段を活用して広報を行うとともに、テレビ、ラジオ、新聞などの報道機関を活用し、積極的に市民に情報を提供します。

また、必要に応じ、市民及び事業者からの問い合わせに対応するため、関係機関等の長と連携して、臨時の窓口の設置等を行います。

3 緊急時の広報

緊急時の広報は、「広島市パブリシティマニュアル（第3章 緊急時の広報）」に従って行います。

このほか、報道機関の取材への対応に当たっては、次の事項に留意します。

- ① 取材の相手方を確認します（社名、記者の氏名、連絡先）。
- ② 提供する資料等には広報責任者の職、氏名を明示します。
- ③ 情報収集や連絡調整などの対応に追われていることを理由に取材対応が後回しにならないようにします。
- ④ 電話取材では、正確を期するため細かな情報については、ファクシミリで送付するなどの対応をとります。
- ⑤ 大規模な人的被害やライフラインに被害が発生した事故など、市民の関心の高い事案については、事態の変化、救助、復旧状況など刻々と変化する状況を伝えるため、知り得た情報を定時に報道発表します。
- ⑥ 個人情報の保護及びプライバシー等被害者の心情に十分配慮し、報道発表します。

第5章 事後対策

緊急対策の収束（安全の確認、対策本部等の廃止）、復旧、被害者への支援及び検証と危機管理マニュアル等の見直しについて定めます。

第1 緊急対策の収束

1 安全の確認

対策本部長等は、危機に係る緊急対策が概ね完了し、危機が終息に向かっていると判断できた段階で、関係機関等と連携し、早急に危機発生現場周辺地域等の安全の確認を行います。

安全が確認された場合は、立入制限等の各種制限措置を解除し、その旨を防災行政無線、広報車等の公用車、防災情報メール等、多様な情報伝達手段を活用して広報を行うとともに、テレビ、ラジオ、新聞などの報道機関に情報提供します。

2 対策本部等の廃止

市長又は危機管理担当局長等は、安全の確認を行い、危機による被害が発生するおそれが消したと認めたときは、危機に係る対策本部等を廃止します。カテゴリ2の危機に係る対策本部は、国から対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときに、カテゴリ3の危機に係る対策本部は、国が緊急対処事態解除宣言を行ったときに、それぞれ廃止します。

第2 復旧

所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、危機発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、被害の実態、市民のニーズを踏まえ、復旧方針を早期に決定します。復旧方針に基づき、優先順位を考慮して関係機関等と相互に協力し、道路、上下水道などをはじめ医療施設、社会福祉施設など、各種公共施設の復旧を迅速に行うよう努めます。

第3 被害者への支援

所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、被害者の生活面、健康面等の不安を取り除き、早期に生活が安定するよう、被害者のニーズを基に生活支援のための各種の措置を講じます。

1 相談体制の確立

(1) 生活相談

所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、被害後の生活相談に応じられるよう、生活援護のための相談窓口を区役所内又は必要に応じて他の公共施設等に設置し、被害者のニーズ等を聴取し、関係局・区等及び関係機関に伝えます。

なお、区役所外に相談窓口を設置する場合は、設置場所、相談内容等について、広報活動を通じて被害者等に周知の徹底を図ります。

(2) 健康相談

危機の発生に伴い、市民に身体的被害や心的外傷後ストレス障害、避難等の生活環境の変化による健康不安等が生ずる可能性があります。

このため、所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、関係機関と連携して、必要に応じて心身の健康に関する相談窓口の設置、健康調査や巡回相談等を実施し、被害者の健康の回復・確保に努めます。

2 支援策の実施

所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、被害の状況に応じ、支援策を早期に決定するとともに、広報活動を通じて被害者に周知の徹底を図るものとします。

3 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定のため、市場価格の変化に配慮するとともに、市民からの要望が多い場合など、必要と認められる場合には関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼などを行います。

第4 検証と危機管理マニュアル等の見直し

1 検証・再発防止策の検討

所管局・区等の長及び関係局・区等の長は、危機発生や被害発生の原因を必要に応じて解明します。また、危機管理体制、平常時の対策、危機発生時の対応、事後対策などにおける危機への対処について検証し、反省点や課題を整理し記録として取りまとめ、その結果に基づき再発防止策や改善策を検討します。

記録を作成した場合は、危機管理担当局長に送付します。

なお、原因の解明又は検証は、必要に応じて関係機関の職員、学識経験者等からなる調査委員会等を設置して行います。

検証のポイントは、概ね次のとおりとします。

- ① 危機発生のおそれの把握・評価は適切であったか。
- ② 危機の未然防止は適切であったか。
- ③ 緊急連絡体制は的確に機能したか。
- ④ 迅速・的確に対策本部を設置したか。
- ⑤ 動員職員は迅速に参集したか。
- ⑥ 迅速・的確に情報を収集・分析したか。
- ⑦ 迅速・的確に緊急対策を実施したか。
- ⑧ 関係機関との連携は十分であったか。
- ⑨ 迅速・的確に広報を実施したか。
- ⑩ 被害者への支援は適切であったか。

2 危機管理マニュアル等の見直し

所管局・区等の長は、検証を踏まえて、危機管理マニュアルを見直すに当たっては、必要に応じて危機管理担当局長の支援及び助言を受けるとともに、関係局・区等及び関係機関等と協議・調整を行います。

また、危機管理マニュアルの見直しを行った場合は、速やかに危機管理担当局長に報告するとともに、関係局・区等の長、関係機関等の長に送付します。

関係局・区等の長は、検証を踏まえ、所管局・区等の長と協議のうえ、危機対応についてのマニュアルの見直しを行います。

市長は、検証に基づき必要がある場合は、基本方針及び危機管理計画の見直しを行います。

第2編 地域防災計画

地域防災計画とします。

第3編 国民保護計画

国民保護計画とします。

第4編 新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等対策行動計画とします。

第5編 事件・事故等対応計画

カテゴリー4の危機への対応について、危機発生時の対応における初動対処等及び危機事象別緊急対策を定めます。

カテゴリー4の危機管理体制、平常時の対策及び事後対策については、「第1編 通則」に基づき実施します。

なお、突発的な危機の発生時には、カテゴリーの判別ができない場合があります。この場合は、第5編に定める対応を行うことを原則とします。

第1章 危機発生時の対応

初動対応（迅速・的確な情報の処理等、対策本部の設置）及び緊急対策の実施について定めます。

第1 初動対応（第1段階 迅速・的確な情報の処理等）

1 情報処理

危機発生情報の報告は、第1編第4章第1「1 迅速・的確な情報の処理」のとおり行います（23ページ）。

報告の様式は、「表1-1 危機発生時の報告様式」のとおりとします。ただし、この様式で報告できない場合は、それ以外の様式により報告することもできます。

2 情報の確認及び全体像の把握

危機管理担当局長は、危機発生情報が複数の局・区等から入った場合などは、確認情報と未確認情報を整理して正確な事態の把握に努めます。

入手した情報により危機の規模、内容、被害状況等を整理するとともに確認された情報を地図上に示すなどして危機の全体像を把握します。

また、対策本部の設置時刻、重要な情報の入手、指示の発信などの主な事項については、「表1-2 対応記録表」に時系列で記録するとともに、収集した情報をホワイトボードなどに記録して関係者全員で情報を共有します。

表 11 危機発生時の報告様式

危機管理情報（第 報）

報告日時	令和 年 月 日 () 時 分現在	受信日時	令和 年 月 日 時 分
報告者	所属・職・氏名	受信者	
	TEL —		
	FAX —		

1 発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃													
2 覚知日時	令和 年 月 日 () 時 分頃													
3 発生場所	区 丁目 付近													
4 事案の概要														
5 被害の状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 45%;">死者</td> <td style="width: 10%;">名</td> <td rowspan="4" style="width: 5%; text-align: center;">物的被害</td> </tr> <tr> <td>的</td> <td>負傷者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>被</td> <td>行方不明者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>害</td> <td>合計</td> <td>名</td> </tr> </table>	人	死者	名	物的被害	的	負傷者	名	被	行方不明者	名	害	合計	名
	人	死者	名	物的被害										
	的	負傷者	名											
	被	行方不明者	名											
害	合計	名												
6 対策の実施状況又は予定														
危機管理情報 送付先	部 署	送付方法												
		メール ・ FAX												
		メール ・ FAX												
		メール ・ FAX												

注 1 : FAX 送信後は、必ず電話で送信先に着信の確認を取ること。

注 2 : 受信者は受信元の責任を明確にするため、受信日時と受信者名を記入すること。

3 注意体制の確立

(1) 注意体制時の対応

所管局・区等の長は、危機の発生が予測され、その発生可能性が低い場合等は、警戒本部を設置する前に、危機の前兆や想定される被害の程度など危機管理に必要な情報を集めて分析するとともに、関係機関と情報連絡を密にするため、注意体制を敷きます。

注意体制を敷いた場合において、危機管理担当局長及び所管局・区等の長は、次の対応を行います。

- ① 危機の発生が予測される場合又は発生した場合は、危機管理室及び所管局・区等は、職員を現地に派遣するなど自ら情報を収集するとともに、警察等関係機関や市民からの通報などによる情報のほか、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等による情報収集を行います。

また、必要に応じ、関係課との連絡調整を行うため、担当者で構成される連絡会議等を設置します。

- ② 速やかに対策本部を設置できるよう、所管局・区等及び関係局・区等の職員の連絡体制を確保し、危機や被害状況の概要を取りまとめます。
- ③ 必要に応じ、危機管理室、所管局・区等及び関係局・区等の職員、市民及び事業者に対して、「危機が接近している旨を伝える情報」又は「危機の発生により、今後被害の発生が予測される旨を伝える情報」を提供します。

なお、危機の規模やその被害の程度により、注意体制を敷かずに直ちに対策本部を設置する場合があります。

(2) 注意体制時における推進会議の開催

推進会議は、注意体制が敷かれた場合、又は危機が発生した場合においても、必要に応じて開催し、①情報収集、分析及び情報の共有化、②全庁的な対応が必要な危機発生時における対応方針の検討及び局・区等間の連絡調整、などを行います。

第2 初動対応（第2段階 警戒本部の設置）

1 目的

危機の発生が高い確度で予測されるが緊急対策の実施までに時間的余裕がある場合や危機の発生を覚知した時点で応急措置がおおむね終了し緊急対策が収束に向かっている場合等には、危機管理担当局長は、危機発生時の警戒や危機に対する初動対応等の実施をするとともに、速やかに対策本部に移行し得るよう準備を行うため警戒本部を設置します。

2 警戒本部

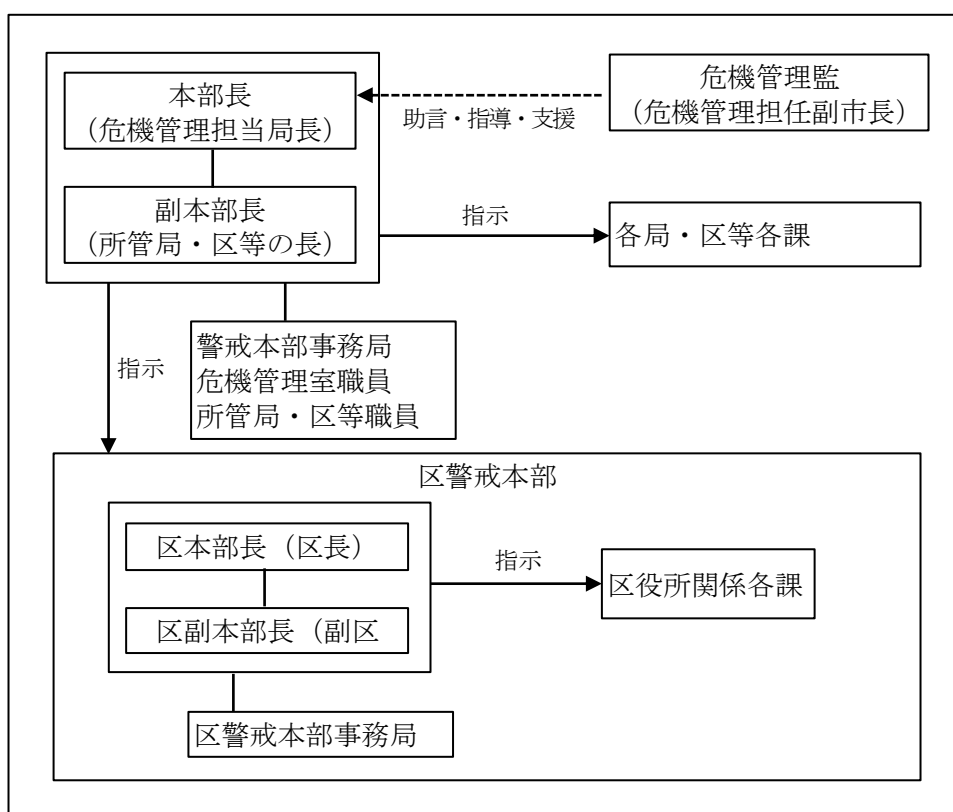
(1) 警戒本部の設置

警戒本部は、危機管理担当局長を本部長とし、その体制は、図6のとおりとします。警戒本部が設置された時は、本部長は、必要に応じ、関係する区役所に区警戒本部を設置します。

構成局等は8ページの「表1 危機及び危機に対応する局・区等」に示す総合調整担当、所管局・区等及び関係局・区等を原則とし、必要に応じて局・区等を増減します。

また、警戒本部事務局は、8ページの「表1 危機及び危機に対応する局・区等」に示す総合調整担当及び所管局・区等とします。

図6 警戒本部の体制図



(2) 警戒本部長等の役割

ア 本部長

本部長は、警戒本部の事務を統括し本部の職員を指揮監督します。

イ 副本部長

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときはその職務を代行します。

(3) 任務

警戒本部は、危機発生による被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、情報の収集や危険箇所の巡視等の警戒活動、応急措置の実施等を行うとともに、対策本部へ移行するための準備を行います。また、必要に応じて危機管理推進会議を開催し、情報の共有や対応方針の検討及び局・区等間の連絡調整などを行います。

(4) 廃止

本部長は、安全の確認を行い危機による被害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置が終了したときは警戒本部を廃止します。

第3 初動対応（第3段階 対策本部の設置）

1 目的

危機の発生が切迫している時や危機が発生し被害の拡大が予想される時に、全庁を挙げて対応する必要がある場合は、市長は危機への対応を強力に推進するための組織として対策本部を設置します。対策本部では情報収集、対応方針の決定、関係機関との連絡調整、広報等を実施します。

2 対策本部の設置

(1) 対策本部の体制

対策本部の体制は図7のとおりとし、参考編の「広島市〇〇対策本部設置要綱（準則）」を基に危機事象ごとに要綱を定めて設置します。また、対策本部が設置されたときは、原則として対策本部長は、関係する区役所に区対策本部を設置します。

なお、カテゴリー1、2又は3に基づく対応を行うことが適正であると判断された場合は、該当するカテゴリーの体制に速やかに移行して緊急対策等を実施します。

(2) 対策本部の構成局等

対策本部の構成局等は、8ページの「表1 危機及び危機に対応する局・区等」に示す総合調整担当、所管局・区等及び関係局・区等を原則とし、必要に応じて市長が局・区等を増減します。

(3) 対策本部事務局

対策本部の事務局は、8ページの「表1 危機及び危機に対応する局・区等」に示す総合調整担当及び所管局・区等とします。

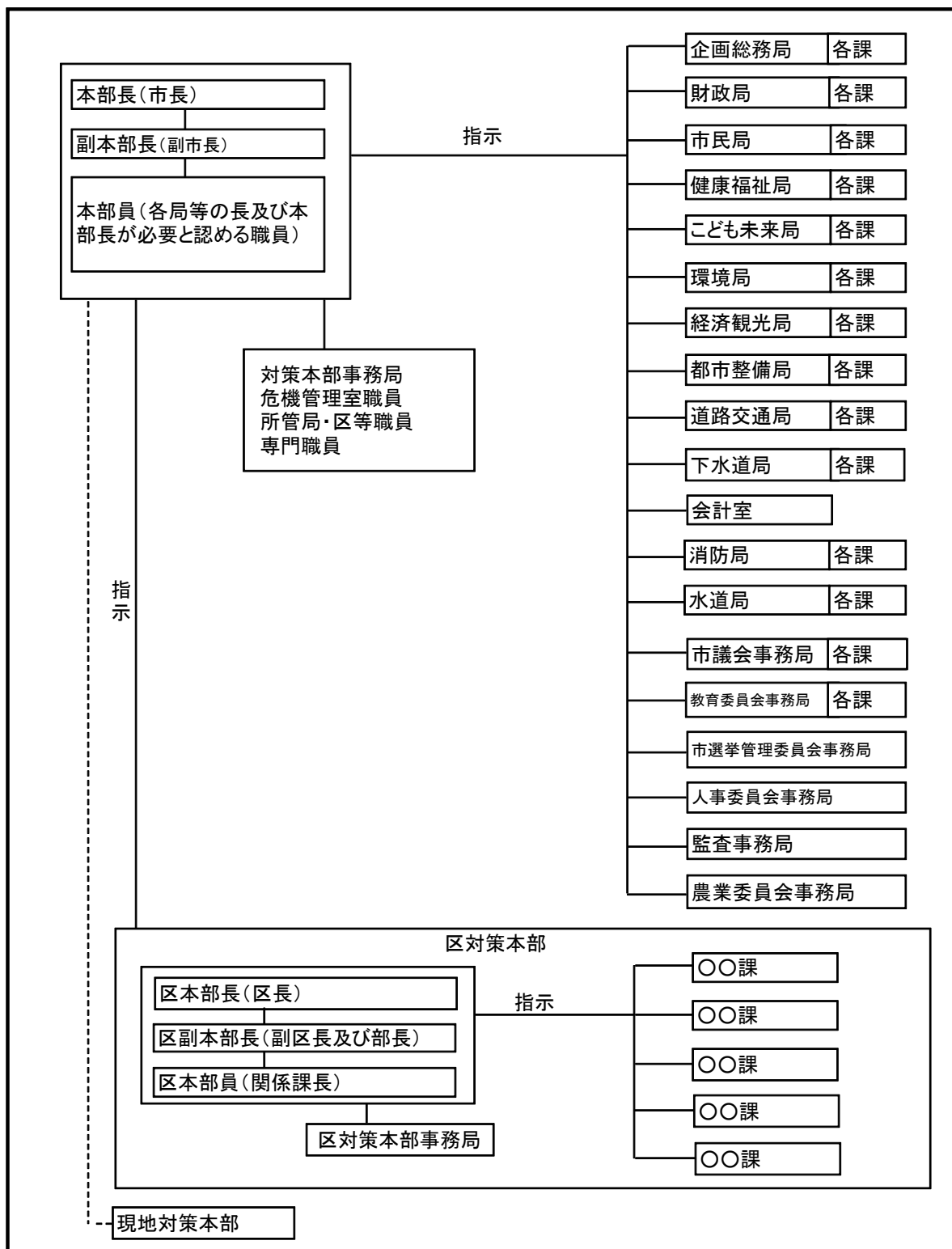
(4) 公表

ア 市長は、対策本部を設置したときは、直ちにその旨を関係機関等に通知します。

イ 市長は、対策本部を設置した旨を報道機関に発表します。

ウ 市長は、必要に応じて対策本部事務局に対策本部の標識板を掲出します。

図7 対策本部の体制図



3 対策本部の組織

(1) 構成員

対策本部は、対策本部長、対策副本部長及び対策本部員をもって構成します。

対策本部長は市長をもって充て、対策副本部長は副市長をもって充て、対策本部員は危機管理担当局長、広島市事務分掌条例（昭和50年広島市条例第81号）第1条に掲げる局の局長及び担当局長、会計管理者、消防局長、水道局長、議会事務局長、教育長、教育次長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長並びに本部長が必要と認める職員を充てます。

(2) 構成員の役割

ア 対策本部長の役割

対策本部長は、対策本部の事務を統括し、緊急対策の実施に当たり必要な指揮命令を対策副本部長、各本部員及び現地対策本部長に対し行うとともに、必要に応じて関係機関、協定締結機関等に対して応援の要請を行います。

イ 対策副本部長の役割

対策副本部長は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故があるとき、又は対策本部長が欠けたときはその職務を代理します。

対策本部長の職務を代理する対策副本部長の順序は、次のとおりとします。

(ア) 担任副市長をもって充てる対策副本部長

(イ) その他の副市長をもって充てる対策副本部長

ウ 対策本部員の役割

対策本部員は、対策本部長の命を受け本部の事務に従事するとともに、所管する緊急対策の実施に当たり所属職員に対して、必要な指示をします。

4 対策本部の運営

(1) 対策本部員会議の開催

ア 対策本部長は、対策本部を設置したときは、危機への対応方針等を決定するため、対策本部員会議を開催します。

イ 対策本部員会議で協議すべき事項は、次のとおりとします。

- ① 体制の調整・移行に関すること。
- ② 対応方針の決定に関すること。
- ③ 所管局・区等への応援に関すること。
- ④ 関係機関等への応援要請に関すること。
- ⑤ 市民及び事業者への情報提供に関すること。
- ⑥ 報道機関の対応に関すること。
- ⑦ その他対策本部長が必要と認めること。

(2) 幹事会

対策本部員会議での決定事項の処理、関係機関等との連絡調整のため、対策本部に幹事会を置くことができます。

(3) 事務局の運営

対策本部事務局の運営を的確に実施するため、表15の班編成に基づき、班を編成し、

それぞれの役割分担に従い事務を実施します。

(4) 専門職員の招集

対策本部長は、必要に応じて、専門職員を指定し、事務局に招集します。

専門職員は、統制班員として対応策の立案及び対応実施部局との協議・調整等を行います。

表 13 対策本部事務局の班編成

区 分	主な所掌事務	具体的な事務例
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と伝達 関係局・区等、関係機関等との連絡調整等 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関からの情報収集及び連絡調整 現地の状況、被害状況などの把握 関係機関等への情報提供
統制班	<ul style="list-style-type: none"> 対応方針案の検討 緊急対策の指示（避難、救護等） 対応実施部局との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 危機事象、被害状況等の分析 対応方針、緊急対策案の検討 対応実施部局との協議・調整 対応記録の作成
広報班	<ul style="list-style-type: none"> 市民及び事業者への広報 	<ul style="list-style-type: none"> 市広報媒体を活用した広報の実施 市民及び事業者からの問い合わせ対応 報道機関への対応
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部員会議の設置と運営 対策本部の庶務 	<ul style="list-style-type: none"> 本部員の招集と所在確認 会議資料等の整理と保管 部屋の確保、体制づくり

5 区対策本部

(1) 設置

ア 構成課

対策本部が設置されたときは、原則として対策本部長は関係する区に区対策本部を設置します。区対策本部の構成部課は、緊急対策との関連性、対策本部の構成局との関連性などから判断して選定します。

イ 事務局

区対策本部の事務局は、対策本部の事務局となる所管課との関連性などから判断して、当該区の課の中から選定し設置します。

ウ 公表

(ア) 区対策本部長は、区対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を関係機関等に通知します。

(イ) 対策本部長は、区対策本部を設置した旨を報道機関に発表します。

(ウ) 区対策本部長は、必要に応じて区対策本部事務局に区対策本部の標識板を掲出します。

(2) 組織

ア 構成員

区対策本部は、区対策本部長、区対策副本部長及び区対策本部員をもって構成し、次表に掲げる職にある者を充てます。

表 14 区対策本部の構成員

区 分	職 名
区対策本部長	区長
区対策副本部長	副区長及び部長
区対策本部員	関係課長

イ 構成員の役割

(ア) 区対策本部長の役割

区対策本部長は、区対策本部の事務を統括し、緊急対策の実施に当たり必要な指揮命令を区副本部長、区本部員に対し行うとともに、必要に応じて関係機関、協定締結機関等に対して応援の要請を行います。

(イ) 区対策副本部長の役割

区対策副本部長は、区対策本部長を補佐し、区対策本部長に事故があるとき、又は、区対策本部長が欠けたときはその職務を代理します。

この場合において、職務を代理する区対策副本部長の順序は、副区長を第1とし、区対策本部事務局設置課を担当する部長をもって充てる区対策副本部長を第2とし、その他の部長をもって充てる区対策副本部長を第3以下とします。第3以下の順序は、建設部長又は農林建設部長、厚生部長の順とします。

(ウ) 区対策本部員の役割

区対策本部員は、区対策本部長の命を受け本部の事務に従事するとともに、所管する緊急対策の実施に当たり所属職員に対して必要な指示をします。

(3) 運営

ア 区対策本部員会議

(ア) 区対策本部長は、区対策本部が設置されたときは、危機への対応方針等を決定するため、区対策本部員会議を開催します。

(イ) 区対策本部員会議で協議すべき事項は、次のとおりとします。

- ① 体制の調整・移行に関すること。
- ② 対応方針の決定に関すること。
- ③ 関係機関等への応援要請に関すること。
- ④ 市民及び事業者への情報提供に関すること。
- ⑤ 報道機関の対応に関すること。
- ⑥ その他区対策本部長が必要と認めること。

イ 幹事会

区対策本部での決定事項の処理、関係機関等との連絡調整のため、区対策本部に幹事会を置くことができます。

ウ 区対策本部事務局

区対策本部事務局の運営を的確に実施するため、表15の班編成に基づき、班を編成し、それぞれの役割分担に従い事務を実施します。

6 現地対策本部

(1) 設置基準

設置基準は、次のいずれかに該当する場合とします。

- ① 現場での関係機関等との調整が必要な場合
- ② 現場での対応に迅速性が要求される場合
- ③ 現場の事態の変化が激しく、かつ、危機が長期にわたる可能性がある場合

(2) 現地対策本部長及び現地本部員

現地対策本部長及び現地本部員は、市職員の中から対策本部長が指名するものとします。現地対策本部長の主な任務は、次のとおりとします。

- ① 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を総括し、現地本部員を指揮監督します。
- ② 現地対策本部長は、関係機関等の協力が必要であると認められるときは、対策本部長に要請します。

(3) 所掌事務

現地対策本部の所掌事務は、次のとおりとします。

- ① 情報の収集、整理及び分析
- ② 対策本部又は区対策本部との連絡調整
- ③ 現場における関係機関等との連絡調整
- ④ 市民及び事業者への情報提供
- ⑤ 報道機関への対応
- ⑥ その他対策本部長が指示する事項

7 対策本部、区対策本部及び現地対策本部の廃止

(1) 対策本部の廃止

ア 市長は、次の場合に対策本部を廃止します。

(ア) 安全の確認を行い、危機による被害が発生するおそれが解消したと認めた場合

(イ) 地域防災計画、国民保護計画又は新型インフルエンザ等対策行動計画に定める体制に移行した場合

イ 市長は、対策本部を廃止したときは、直ちにその旨を関係機関等に通知します。

ウ 市長は、対策本部を廃止した旨を報道機関に発表します。

(2) 区対策本部の廃止

ア 対策本部長は、対策本部が廃止されたときに区対策本部を廃止します。

イ 区対策本部長は、区対策本部が廃止されたときは、直ちにその旨を関係機関等に通知します。

ウ 対策本部長は、区対策本部を廃止した旨を報道機関に発表します。

(3) 現地対策本部の廃止

対策本部長は、次の場合に現地対策本部を廃止します。

ア 現場における関係機関等との調整が完了した場合

イ 現場での対応が完了した場合

ウ 現場における危機による被害が発生するおそれが解消したと認めた場合

8 対策本部及び区対策本部の設置場所

(1) 設置場所

対策本部には、本部員用会議室及び事務局用会議室を置くこととし、あらかじめ講堂や会議室の中から定めておきます。

また、緊急使用ができるよう、あらかじめ配置図等の用意をしておきます。

講堂などが用意できない施設にあっては、本部員会議用会議室と事務局用事務室の場所がなるべく近接するよう配置します。また、危機が長期化する場合は、本部員又は事務局員が休息又は仮眠する部屋を確保します。

なお、庁舎が使えない場合を想定して、対策本部を設置できる複数の代替施設を確保します。

(2) 必要な資料等

情報収集、指揮命令の伝達には多くの手段が不可欠であり、あらかじめ用意した配置図に基づき、電話回線、非常電源、インターネット用回線などを準備します。

【必要な資料の例】

危機管理計画、危機管理マニュアル、地域防災計画、国民保護計画、関係法令、地図など

【必要な資材の例】

防災行政無線（移動系）、電話機、パソコン、プリンター、LANケーブル、ファクシミリ、テレビ、ラジオ、延長コード、コピー機、コピー用紙、ホワイトボード、模造紙、油性フェルトペン、筆記用具、接着テープなど

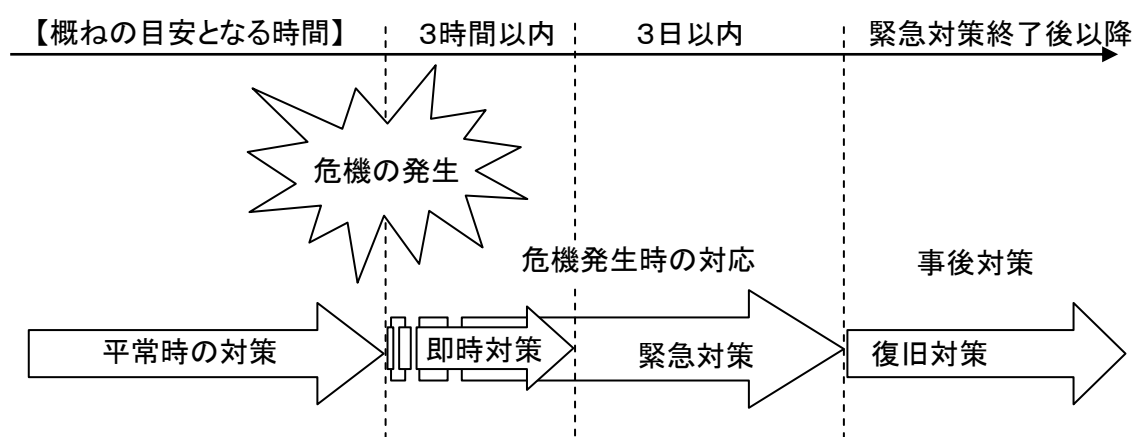
第4 緊急対策の実施

1 緊急対策の基本的な考え方

危機の様相は、危機発生直後からの時間の経過とともに刻々と変化し、それに応じて優先すべき危機への対応内容も異なります。

危機発生から復旧に至るまで、概ね3日以内を目安に緊急対策を行うこととし、この内、特に市民の生命・身体を保護するために、危機発生後から3時間以内を目安に行う消防活動、医療救護などの即時対策を最優先に行います。

図8 緊急対策の目安



参考 即時対策、緊急対策の目安

即時対策を、危機発生後概ね3時間以内に行うという目安は、阪神・淡路大震災の発生直後から3時間以内に、地震による火災の約半数が発生したという事実を参考にしています。

また、緊急対策を、危機発生後概ね3日以内に行うという目安は、同震災発生後3日以内に消防活動、医療救護などの緊急対策が概ね完了したという事実を参考にしています。

2 地域防災計画の準用

次表の緊急対策の実施に当たっては、地域防災計画を準用して実施します。

表 15 地域防災計画中の事件・事故等対応計画に準用する部分

区 分	対策の概要
	地域防災計画の準用部分
1 ライフライン被害への対策	電気、水道、電話、ガス等のライフラインの被害への対策
	地域防災計画【都市災害対策編】 第9章第5節第5「大規模停電対策」 第6「大規模断水対策」 第7「大規模情報通信途絶対策」 第8「大規模ガス漏えい・爆発対策」
2 医療・救護	傷病者が多数発生した場合の医療救護の対策
	地域防災計画【基本・風水害対策編】 第3章第12節「医療・救護対策」
3 衣食等生活必需品	多数の市民が食料・自炊手段・被服寝具その他生活必需品を失った場合の応急配給
	地域防災計画【基本・風水害対策編】 第3章第6節「食品・生活必需品の給与等」
4 避難	避難の勧告・指示、避難誘導、避難所等の開設
	地域防災計画【基本・風水害対策編】 第3章第5節「避難対策」
5 公共施設等 応急対策	多数の市民が利用する公共施設等の被害を最小限にとどめるための対策
	地域防災計画【基本・風水害対策編】 第3章第20節「公共施設等応急対策」
6 死者の取扱い	死者が多数発生した場合における遺体の搜索・収容、遺体安置所の開設等
	地域防災計画【基本・風水害対策編】 第3章第14節「遺体の搜索・収容及び火葬等対策」
7 防疫及び保健衛生対策	市民の健康の維持と安全の確保を図るための感染症のまん延の防止、被災者の健康管理、食品等の衛生の確保等
	地域防災計画【基本・風水害対策編】 第3章第13節第1「保健衛生対策部の設置」 第3「被災地域の生活衛生指導」
8 被害者の心身の健康管理	市民の健康を維持・管理するための保健活動
	地域防災計画【基本・風水害対策編】 第3章第13節第2「被災者の健康管理」
9 食品衛生・環境衛生の監視	衛生状態の悪化等により、危害の発生するおそれのある施設の食品衛生・環境衛生の監視
	地域防災計画【基本・風水害対策編】 第3章第13節第3「被災地域の生活衛生指導」

10 輸送対策	災害応急対策の実施に必要な人員及び資機材等の緊急輸送のための輸送車両の確保、緊急輸送道路の確保 地域防災計画【基本・風水害対策編】 第3章第17節「輸送対策」
11 要配慮者の支援	要配慮者の安全確保・支援 地域防災計画【基本・風水害対策編】 第3章第23節「災害時における要配慮者等への避難支援等」
12 応援要請及び協力要請	緊急対策又は復旧に当たり、本市の対応能力をもって対応し得ない場合の応援要請及び協力要請 地域防災計画【基本・風水害対策編】 第3章第25節「応援要請及び協力要請」
13 ボランティアの受入	市内外からの多数のボランティアによる活動が円滑に実施できるようにするためのボランティアの受入 地域防災計画【基本・風水害対策編】 第3章第26節「災害ボランティアの受入」

第2章 危機事象別緊急対策

本章は、カテゴリ4の危機が発生した場合に緊急対策を迅速・的確に行えるよう、危機事象ごとに、危機が発生した場合の総合調整担当、所管局・区等、関係局・区等の部課と主な関係機関等の役割、連絡体制、緊急対策の内容等をまとめています。具体的な緊急対策における各課等の役割分担については、危機管理担当局長及び所管局・区等の長が策定する危機管理マニュアルで定めます。

なお、本章で定めた危機に類似した危機事象により被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、本章を参考に緊急対策を行います。

本章で示す内容は、次のとおりです。

1 対策本部事務局

対策本部事務局となる局・区等を示しています。

2 緊急対策の実施機関

総合調整担当、所管局・区等及び関係局・区等並びに関係機関等（以下「対応局・区等」という。）の役割を示しています。

なお、対応局・区等は、被害の規模や緊急対策の内容に応じて、増減します。

3 発生が予想される場所

過去の事例等から危機の発生が予想される場所を示しています。

なお、情報システム及び情報通信ネットワークの障害については、見出しを「発生が予想される情報システム及び情報通信ネットワーク」としています。

4 想定される被害等

過去の事例等から想定される被害等を示しています。

5 留意点

被害の拡大を防ぐため、迅速・的確な緊急対策を行ううえで必要な留意点を示しています。

6 事件・事故等発生時の情報伝達及び緊急対策

事件・事故等発生時の情報伝達経路、緊急対策の内容を図式化しています。

第1 爆発物・乱射等による事件

1 対策本部事務局

危機管理室

2 緊急対策の実施機関

爆発物・乱射等による事件が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主な役割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	危機管理室	市民及び事業者への広報	
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
	市民局	市民安全推進課	関係各課、関係機関との連絡調整
	健康福祉局	医療政策課	医療救護体制の確保等
		健康推進課	
	こども未来局	幼保企画課	園児の安全確保
	道路交通局	道路管理課	通行規制の調整、道路情報の提供
		公共交通政策部	公共交通機関の運行情報の提供
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、周辺住民の避難誘導、避難場所の開設、地域関係団体との連絡調整
		保健センター	救護活動の支援、被害者の支援
	消防局	警防課	消火活動
救急課		救急活動	
教育委員会	健康教育課	児童生徒の安全確保	
公共施設等を所管する局・区等	施設所管課	利用者の安全確保(館内放送、避難誘導等)、状況把握・連絡調整	
主な関係機関等	(地独)広島市立病院機構	医療救護活動	
	広島海上保安部警備救難課	治安の確保、災害の防止に関する活動	
	広島県警察	警察活動	
	広島県危機管理監	関係機関との調整、支援、自衛隊の要請	
	日本赤十字社広島県支部	医療救護活動	
	(一社)広島市医師会、(一社)安佐医師会、(一社)安芸地区医師会	医療救護活動	
	関係交通事業者	運行状況の周知等	
	消防団	救護活動の支援等	

3 発生が予想される場所

公共施設、不特定多数の市民が集まる施設(大規模店舗、駅舎、ホテル、映画館等)、ライフライン施設(変電所、水道施設等)、放送用無線施設等、大規模な危険物施設(ガス貯蔵所、油槽基地等)

4 想定される被害

- ① 爆発物・乱射等による事件が発生した場合は、多数の死傷者が発生することが想定されます。また、事件に対する恐怖心、不安感から平穏な市民生活が脅かされることが想定されます。
- ② 立入り規制、交通規制などにより市民生活の利便性が損なわれるとともに、経済活動に支障を来すことが想定されます。

第2 化学剤・生物剤等による事件

1 対策本部事務局

危機管理室

2 緊急対策の実施機関

化学剤・生物剤等による事件が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主な役割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	危機管理室	市民及び事業者への広報	
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
	市民局	市民安全推進課	関係各課、関係機関との連絡調整
	健康福祉局	医療政策課	医療救護体制の確保等
		健康推進課	
		衛生研究所	微生物・化学物質等の調査と分析
	こども未来局	幼保企画課	園児の安全確保
	道路交通局	道路管理課	通行規制の調整、道路情報の提供
		公共交通政策部	公共交通機関の運行情報の提供
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、周辺住民の避難誘導、避難場所の開設、地域関係団体との連絡調整
		保健センター	救護活動の支援、被害者の支援
	消防局	警防課	救護活動
		救急課	救急活動
	教育委員会	健康教育課	児童生徒の安全確保
公共施設等を所管する局・区等	施設所管課	利用者の安全確保(館内放送、避難誘導等)、状況把握・連絡調整	
主な関係機関等	(地独)広島市立病院機構	医療救護活動	
	広島海上保安部警備救難課	治安の確保、災害の防止に関する活動	
	広島県警察	警察活動	
	広島県危機管理監	関係機関との調整、支援、自衛隊の要請	
	日本赤十字社広島県支部	医療救護活動	
	(一社)広島市医師会、(一社)安佐医師会、(一社)安芸地区医師会	医療救護活動	
	関係交通事業者	運行状況の周知等	
	消防団	救護活動の支援等	
	自衛隊	救護活動	

3 発生が予想される場所

公共施設、不特定多数の市民が集まる施設(大規模店舗、駅舎、ホテル、映画館等)、ライフライン施設(変電所、水道施設等)

4 想定される被害

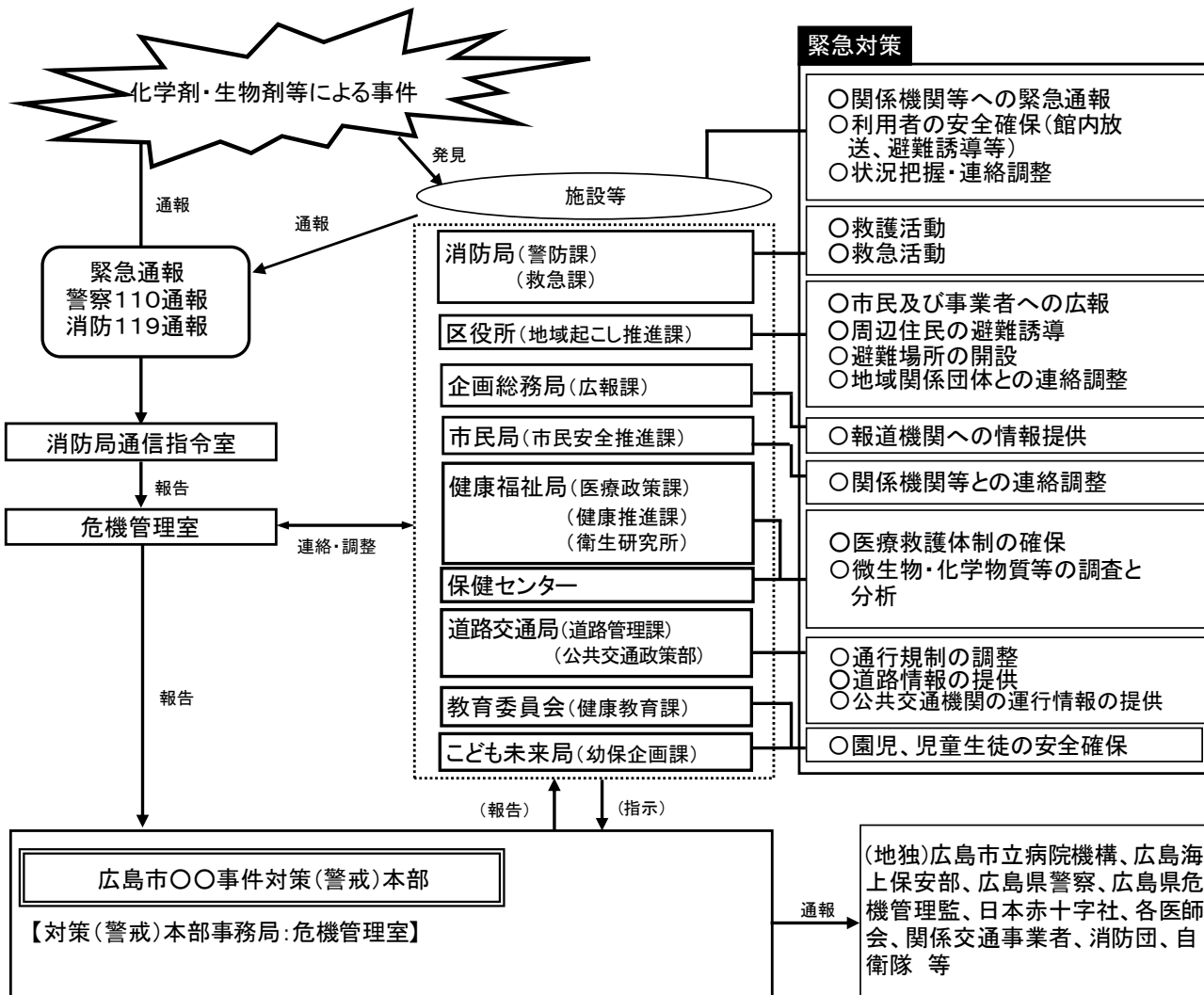
- ① 化学剤(サリン、イペリット、青酸等)や生物剤(炭そ菌、天然痘、ペスト等)が散布される事件が発生した場合は、多数の死傷者や感染者が発生します。また、事件に対する恐怖心、不安感から平穏な市民生活が脅かされることが想定されます。
- ② 立入り規制、交通規制などにより市民生活の利便性が損なわれるとともに、経済活動に支障を来すことが想定されます。

5 留意点

- ① 市民を汚染された場所から速やかに避難するよう誘導するとともに、立入り禁止区域の設定を最優先に実施します。
- ② 原因物質を早期に特定し、緊急対策の方針の決定を行います。
- ③ 多数の死傷者や感染者が想定されるため、緊急の搬送体制や医療機関の収容体制の確立が必要です。
- ④ 救急救護の際には、感染しないよう死傷者との接触等には十分注意する必要があります。
- ⑤ 事前に情報がもたらされた場合は、関係機関等と連絡体制を密にするとともに注意体制を敷きます。また、事件の発生が想定される施設等や市民に情報を提供するとともに、警戒を強めるよう要請します。
- ⑥ 連動して市内の各所で事件が発生することも想定されることから、事件の発生が想定される場所の施設等に対して一層の警戒を要請するとともに、市民に対して、不要・不急の外出を控えるよう広報を行います。
- ⑦ 国が国民保護法に定める緊急処理事態と認定した場合には、国民保護計画に基づく措置に移行します。

6 事件発生時の情報伝達及び緊急対策

事件発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第3 児童生徒等に対する危害

1 対策本部事務局

危機管理室、教育委員会（※）

※ 教育委員会所管以外の本市所管施設で児童・生徒等に対する危害が発生した場合は、危機管理室及び事案が発生した施設を所管する局・区等が対策本部事務局となります。また、本市所管以外の施設等で児童・生徒等に対する危害が発生した場合は、危機管理室が対策本部事務局となります。

2 緊急対策の実施機関

児童生徒等に対する危害が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。
（教育委員会が所管局の場合）

区 分		主 な 役 割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	教育委員会	総務課	対策本部事務局、緊急応援職員の派遣、関係機関との連絡調整
		放課後対策課	小中学校などの所管施設への情報提供
		健康教育課	対策本部事務局、市民及び事業者への広報、小中学校などの所管施設への情報提供、児童生徒等の避難誘導と安全確保、緊急応援職員の派遣
		生徒指導課	児童生徒等の心のケア
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
	市民局	市民安全推進課	関係各課、関係機関との連絡調整
	健康福祉局	医療政策課	医療救護体制の確保等
		健康推進課	
	こども未来局	幼保企画課	園児の心のケア
		こども青少年支援部	児童生徒等の心のケア
		放課後対策課	小中学校などの所管施設への情報提供
		児童相談所	児童の心のケア
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、関係機関への情報提供、地域関係団体との連絡調整
		保健センター	被害者の支援、心のケア
	消防局	救急課	救急活動
公共施設等を所管する局・区等	施設所管課	(教育委員会所管以外の施設で事案が発生した場合)対策本部事務局、市民及び事業者への広報、児童生徒の避難誘導と安全確保	
主な関係機関等	広島県警察	警察活動	
	広島県危機管理監	関係機関との調整、支援	
	広島県教育委員会豊かな心と身体育成課	関係機関との連絡調整	

※ 教育委員会、公共施設等を所管する局・区等及び消防局については、所管局・区等として対応しない場合は、関係局・区等として対応します。

3 発生が予想される場所

保育園、幼稚園、小中学校などの施設、通園・通学路等

4 想定される被害

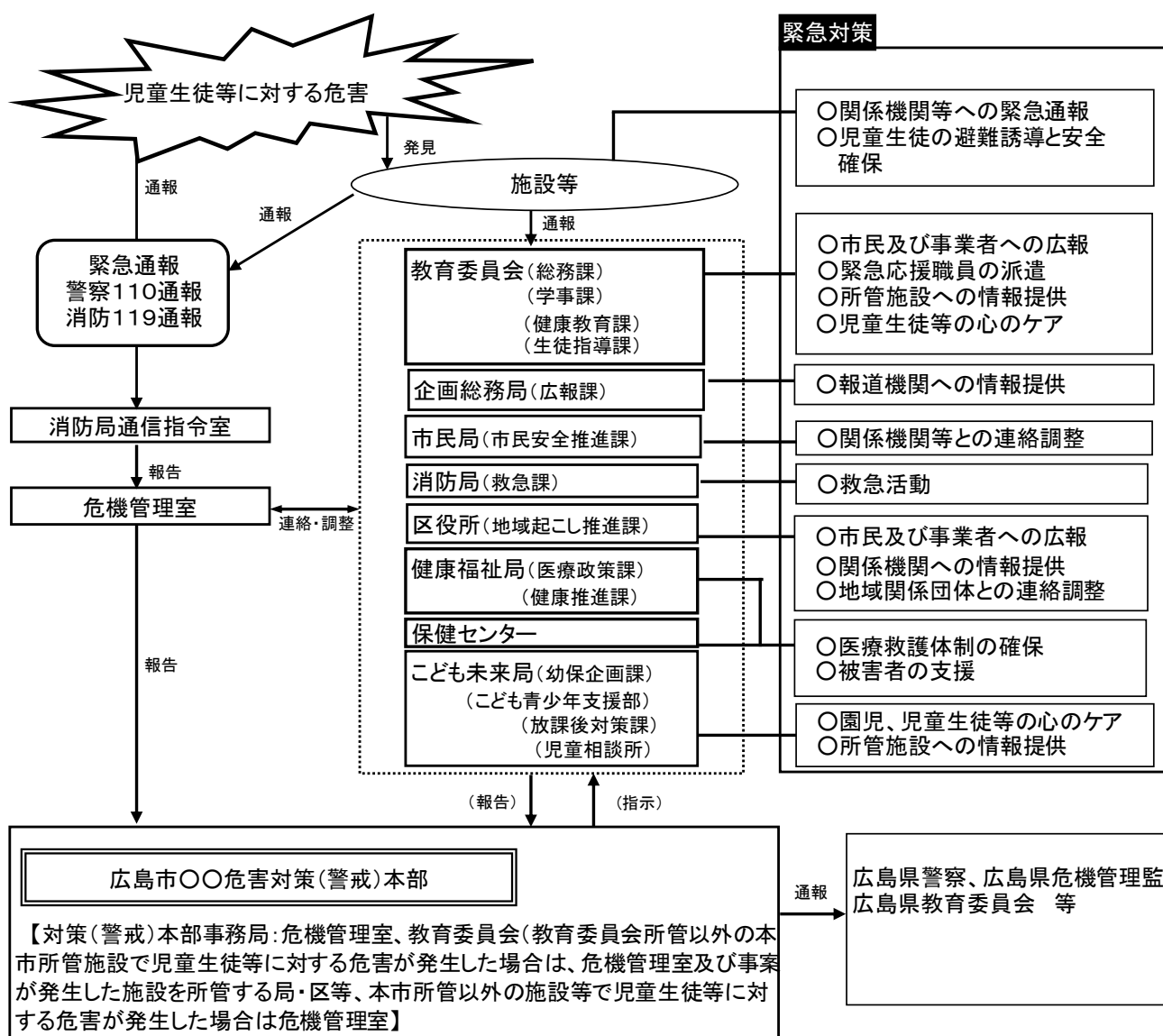
- ① 危害が発生した場合は、死傷者が発生し、児童生徒等の恐怖心が増大することが想定されます。
- ② 被害の発生により地域住民の治安悪化に対する不安感が増大することが想定されます。

5 留意点

- ① 応急手当や避難誘導などを最優先に行い、安全確保を図ります。
- ② 速やかに地域住民、関係機関等への情報提供を行うとともに地域の見回りなどの協力を求めます。

6 危害発生時の情報伝達及び緊急対策

危害発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第4 バス・列車等の乗っ取り

1 対策本部事務局

危機管理室

2 緊急対策の実施機関

バス・列車等の乗っ取りが発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主 な 役 割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	危機管理室	市民及び事業者への広報	
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
	市民局	市民安全推進課	関係各課、関係機関との連絡調整
	健康福祉局	医療政策課	医療救護体制の確保等
		健康推進課	
	道路交通局	道路管理課	通行規制の調整、道路情報の提供
		公共交通政策部	公共交通機関の運行情報の提供
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、避難誘導、地域関係団体との連絡調整
		保健センター	救護活動の支援、被害者の支援
消防局	警防課	消火活動	
	救急課	救急活動	
主な 関係機関等	(地独)広島市立病院機構	医療救護活動	
	広島海上保安部警備救難課	人命財産の保護、法律違反の捜査鎮圧	
	広島県警察	警察活動	
	広島県危機管理監	関係機関との調整、支援	
	日本赤十字社広島県支部	救急救護活動	
	(一社)広島市医師会、(一社)安佐医師会、(一社)安芸地区医師会	医療救護活動	
	関係交通事業者	関係機関への連絡、運行状況の周知	

3 発生が予想される場所

バス、列車、アストラムライン、路面電車、旅客船等

4 想定される被害

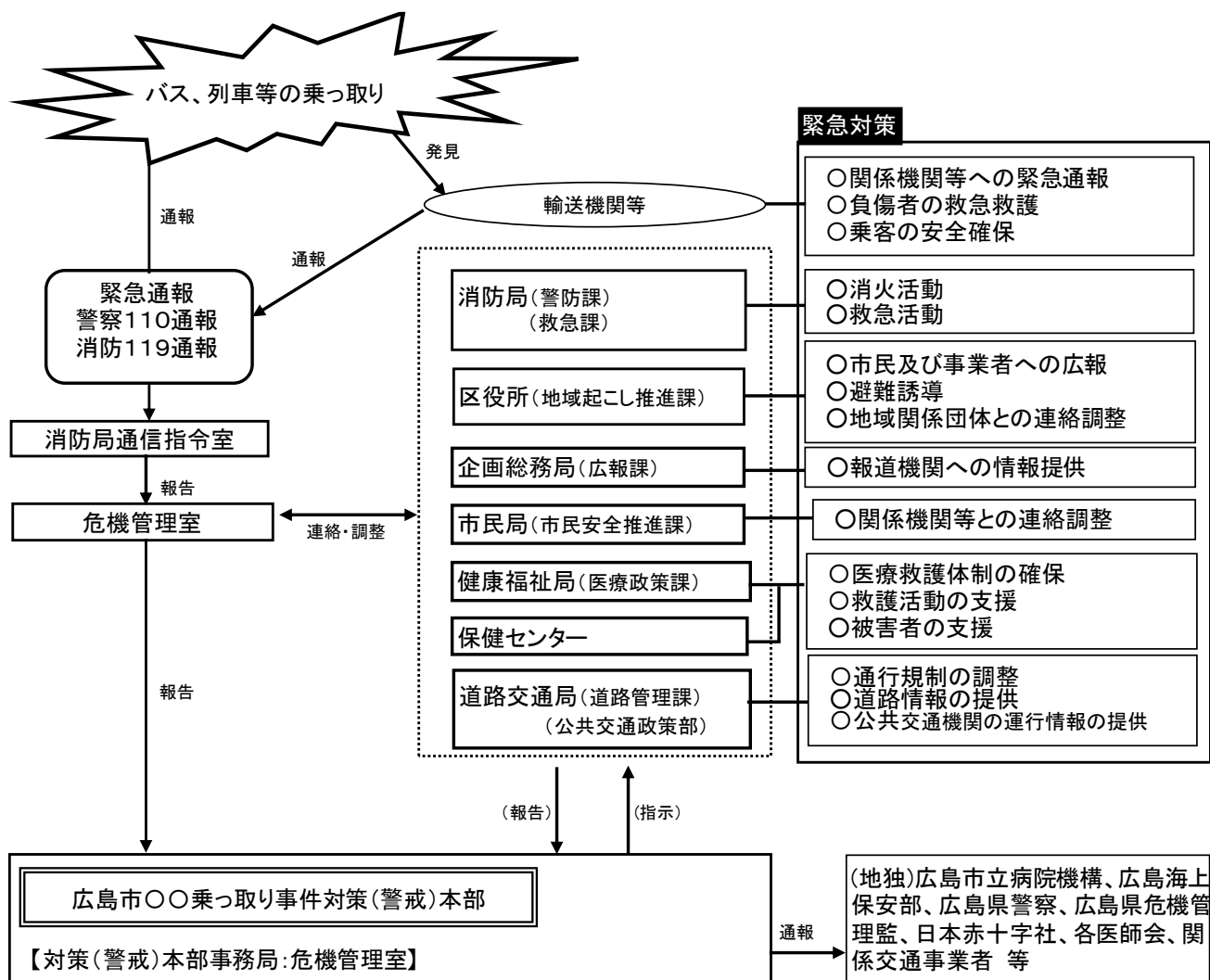
- ① 乗っ取り事件が発生した場合は、多数の死傷者が発生することが想定されます。また、事件に対する恐怖心、不安感から平穏な市民生活が脅かされることが想定されます。
- ② 立入り規制、交通規制などにより市民生活の利便性が損なわれるとともに、経済活動に支障を来すことが想定されます。

5 留意点

- ① 緊急の負傷者搬送体制、医療機関の収容体制を確保します。
- ② 現場付近の住民への広報を十分に行うなど不安解消に努めます。

6 事件発生時の情報伝達及び緊急対策

事件発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第5 公共施設等における事件・事故等

1 対策本部事務局

危機管理室、公共施設等を所管する局・区等（※）

※ 本市所管以外の公共施設等で事件・事故等が発生した場合は、危機管理室が対策本部事務局となります。

2 緊急対策の実施機関

公共施設等における事件・事故等が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主 な 役 割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	公共施設等を所管する局・区等 施設所管課	対策本部事務局、市民及び事業者への広報、施設の点検、状況把握、利用者の避難誘導と安全確保、関係施設・企業への連絡、協力要請	
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
	市民局	市民安全推進課	関係各課、関係機関との連絡調整
	健康福祉局	医療政策課	医療救護体制の確保等
		健康推進課	
	こども未来局	幼保企画課	園児の安全確保
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、地域関係団体との連絡調整
		保健センター	救護活動の支援、健康相談
	消防局	警防課	消火活動、救護活動
		救急課	救急活動
	教育委員会	健康教育課	児童生徒の安全確保
主な関係機関等	(地独)広島市立病院機構	医療救護活動	
	広島海上保安部警備救難課	保安活動	
	広島県警察	警察活動	
	広島県危機管理監	関係機関との調整、支援	
	(一社)広島市医師会、(一社)安佐医師会、(一社)安芸地区医師会	医療救護活動	
	消防団	救護活動の支援等	

3 発生が予想される場所

公共施設、不特定多数の市民が集まる施設（大規模店舗、駅舎、ホテル、劇場、映画館等）

4 想定される被害

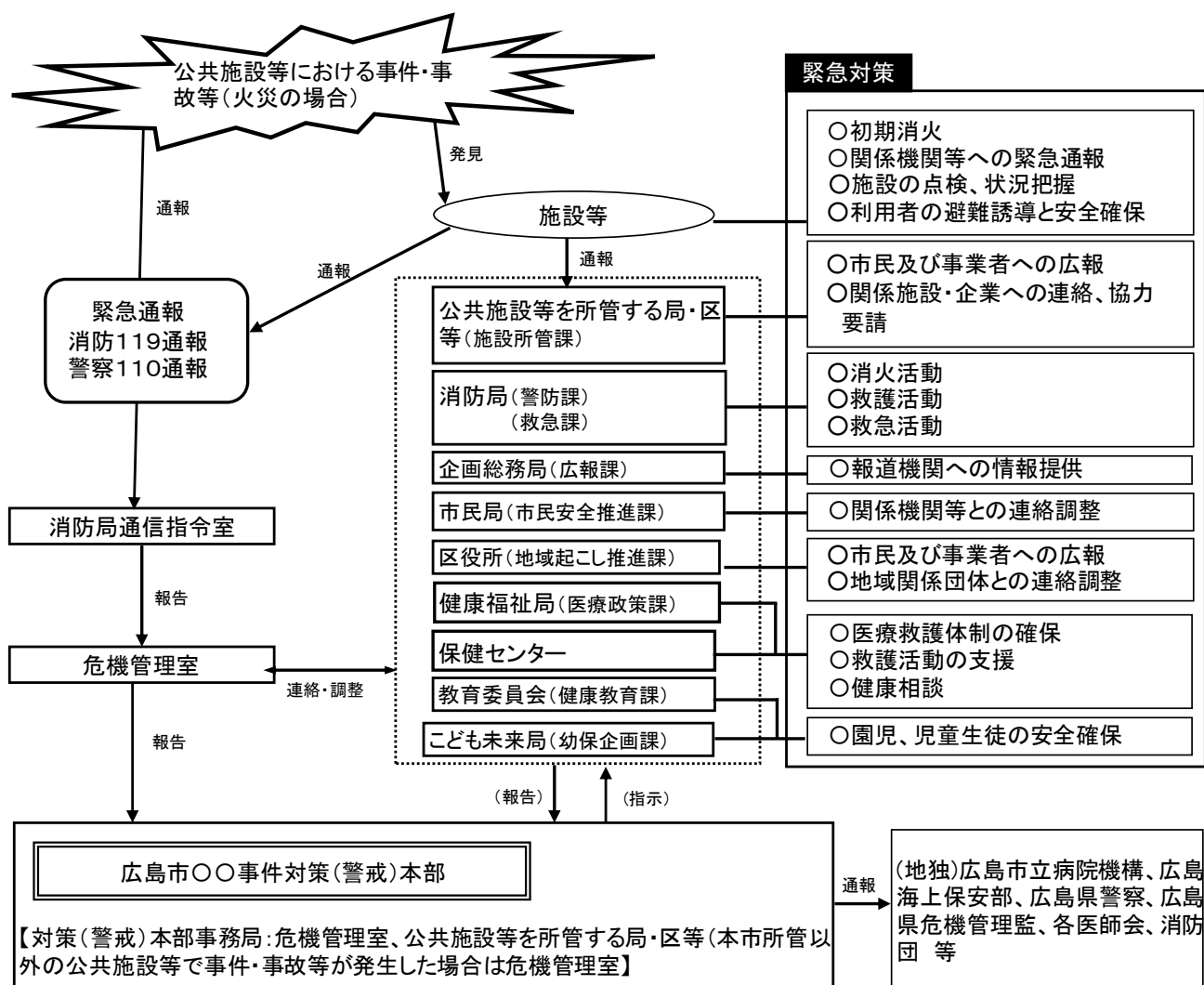
- ① 公共施設等で犯罪の予告・脅迫、火災、設備・機器の故障・誤作動による不測の事件・事故等が発生した場合は、利用者の混乱、死傷者が発生することが想定されます。
- ② 多くの市民や関係者に恐怖心、不安感を与えることが想定されます。

5 留意点

- ① 利用者の安全を確保するため、消防局への通報、館内放送による通知、避難誘導などを直ちに行います。
- ② 現場付近の住民への広報を十分に行います。
- ③ 犯罪の予告の場合、予告情報の信憑性^{しんぴょうせい}について警察と協議・検討し、その結果、危機の発生する可能性が高いと認めた場合には施設の利用制限を行います。
- ④ 本市所管の清掃工場、大型ごみ破碎処理施設、ごみ埋立地、し尿処理施設、下水処理施設、工事現場等における事件・事故は、86ページの「第18 工事現場・工場等における事故等」に基づき緊急対策を実施します。

6 事件・事故等発生時の情報伝達及び緊急対策

事件・事故等発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第6 矯正施設における事件・事故等

1 対策本部事務局

危機管理室、市民局

2 緊急対策の実施機関

矯正施設における事件・事故等が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主 な 役 割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	市民局	市民安全推進課	
		対策本部事務局、市民及び事業者への広報、関係各課、関係機関との連絡調整	
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
	健康福祉局	医療政策課	医療救護体制の確保等
		健康推進課	
	こども未来局	幼保企画課	園児の安全確保
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、地域関係団体との連絡調整
		保健センター	健康相談
	消防局	警防課	救護活動
		救急課	救急活動
教育委員会	健康教育課	児童生徒の安全確保	
主な 関係機関等	法務省中国矯正管区成人矯正第一課	関係機関との調整、支援	
	広島刑務所処遇部	捜索活動	
	広島拘置所処遇部	捜索活動	
	広島少年鑑別所	捜索活動	
	広島海上保安部警備救難課	保安活動	
	広島県警察	警察活動	
	広島県危機管理監	関係機関との調整、支援	
	(一社)広島市医師会、(一社)安佐医師会、(一社)安芸地区医師会	医療救護活動	

3 発生が予想される場所

刑務所、拘置所、少年鑑別所及び護送車両等

4 想定される被害

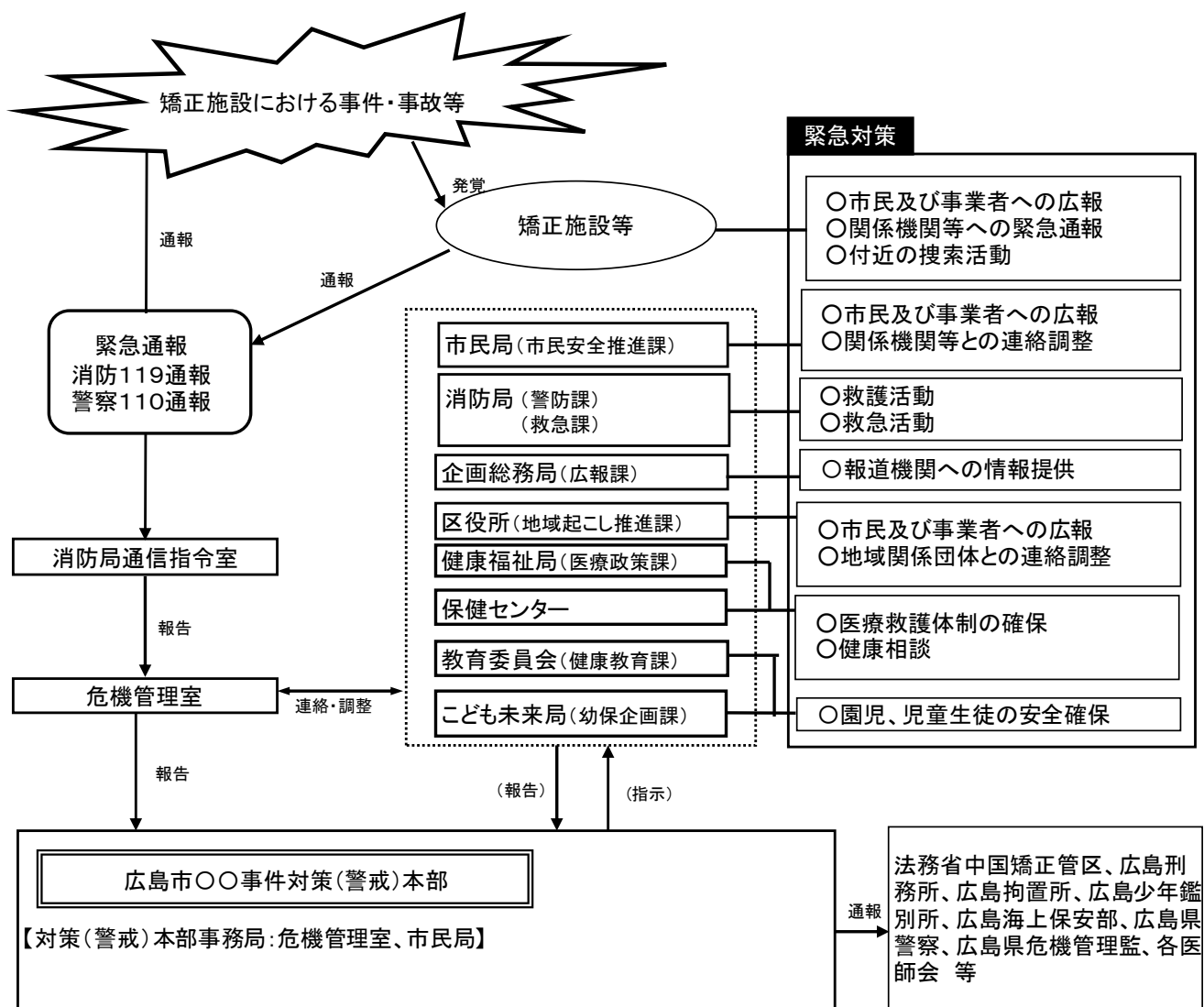
- ① 被収容者等の逃走が発生した場合、市民等へ危害が加えられ、死傷者が発生することが想定されます。
- ② 多くの市民や関係者に恐怖心、不安感を与えることが想定されます。

5 留意点

- ① 市民等の安全を確保するため、現場付近の住民等への広報を十分行うとともに、関係機関等へ通報を行います。
- ② 市民等への危害の発生に備えて、救急救護体制の確立が必要です。

6 事件・事故等発生時の情報伝達及び緊急対策

事件・事故等発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第7 新興感染症等の発生

1 対策本部事務局

危機管理室、健康福祉局

2 緊急対策の実施機関

新興感染症等が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

局・課	班名	業務区分	業務内容
危機管理室 健康福祉局 健康推進課 医療政策課	対策検討班	本部事務局 全体統括 内部調整	対策検討、体制検討、動員検討、予算確保
	情報班		通知收受・精査・発出、検疫所との連携、新規業務の整理・分担、データ整理・分析
	調整班		対策本部設置・運営、応援職員の動員・管理、IHEAT管理、執務環境の確保・整備、広報・報道対応、その他内部調整
健康福祉局 健康推進課	対策実施班	患者のフォロー対応	療養説明、受診対象者抽出(トリアージ)、検査対象者抽出、患者移管、受診調整、入院調整、自宅療養者支援、健康観察、クラスター対応
健康福祉局 医療政策課	医療体制班	医療体制整備の調整	医師会連絡、医師会・医療機関との専門会議、発熱外来設置調整、宿泊療養施設開設調整
健康福祉局 健康推進課	疫学調査班	患者の初動対応、制限	発生届受理、積極的疫学調査、入院勧告、就業制限
健康福祉局 食品保健課 食品指導課 環境衛生課	相談対応班	相談対応	市民等相談対応、対策実施班との連携、相談内容記録集計、関係機関への消毒指導
	患者移送班	患者移送	移送調整、宿泊療養施設への移送、移送車両確保・管理、移送車両消毒
	ワクチン班	ワクチン接種	ワクチン接種関係全般
健康福祉局 衛生研究所	検査班	検査	検査実施、検体回収、検体搬送、民間検査機関への検査依頼

3 発生が予想される場所

特定できません。

4 想定される被害

- ① 新興感染症等が発生した場合は、多数の死者、感染者が発生することが想定されます。
- ② 人の移動制限や物流の規制などにより、市民生活が制約されるとともに、地域経済に大きな影響が生ずることが想定されます。
- ③ 新興感染症等に対する恐怖心、不安感により平穏な市民生活が脅かされます。

5 留意点

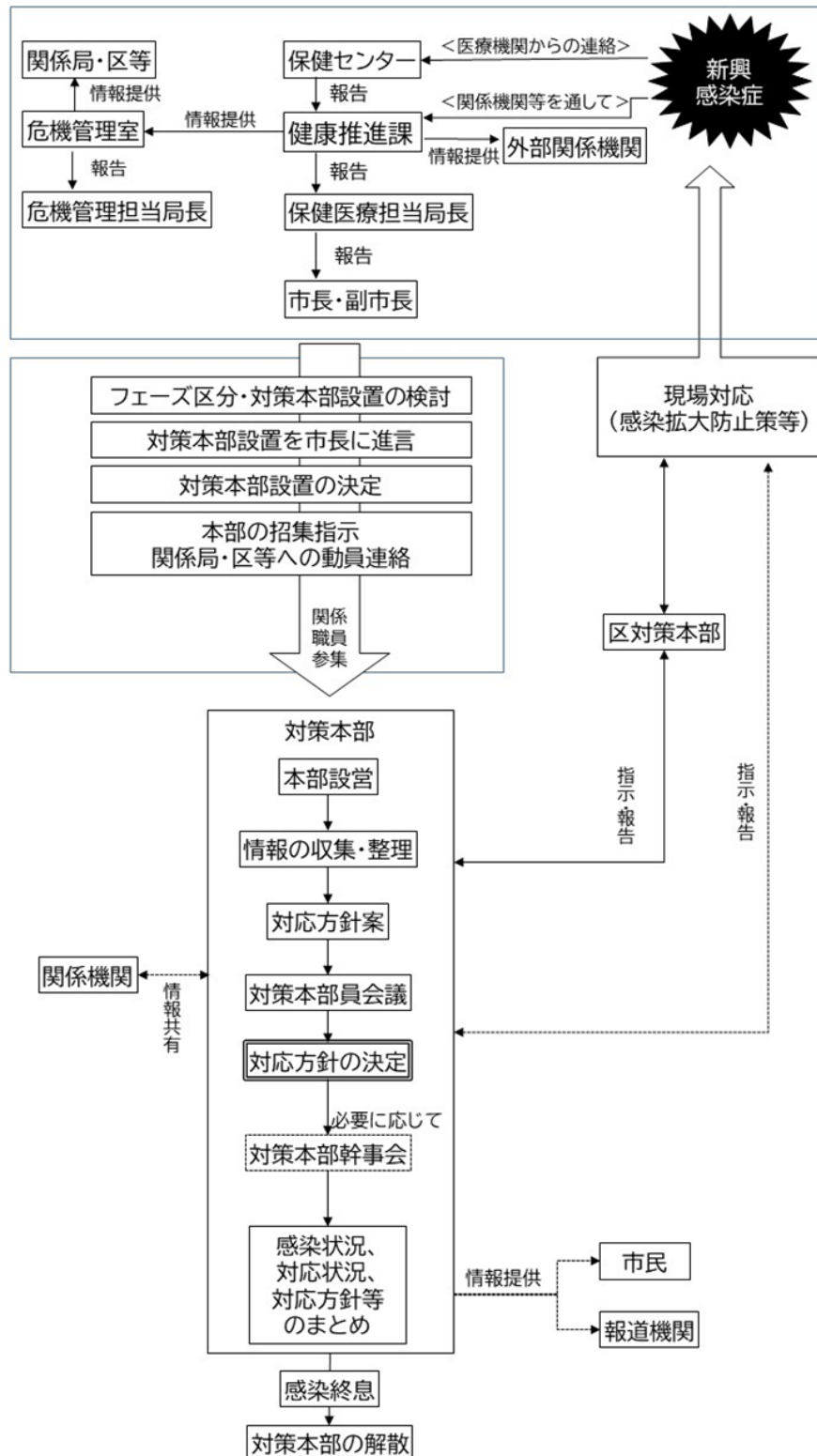
- ① 発生初期の段階で封じ込める必要があるため、感染源、感染経路の特定と感染対策が急務です。
- ② 新興感染症等の発生の状況、発生した場合の市民のとるべき行動などを積極的に市民に広報します。
- ③ 多数の死傷者や感染者が想定されるため、緊急の搬送体制や医療機関の収容体制の確立が必要です。
- ④ 救急救護の際には、感染しないよう、死傷者との接触等には十分注意する必要があります。

ます。

- ⑤ 「高病原性鳥インフルエンザ」のうち、動物間の感染に関しては、66ページの「第8 重大な動物感染症の発生」に基づき緊急対策を実施します。
- ⑥ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく対応については、カテゴリ3により緊急対策を実施します。

6 新興感染症等発生時の情報伝達及び緊急対策

新興感染症等発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第8 重大な動物感染症の発生

1 対策本部事務局

危機管理室、経済観光局

2 緊急対策の実施機関

重大な動物感染症が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主 な 役 割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	経済観光局	経済企画課	局の総合調整、防疫対策に係る県へ派遣人員の内局の総合調整
		農政課	対策本部事務局、市民及び事業者への広報、県からの防疫等に関する協力要請(人員派遣等)への対応、家畜、死亡野鳥等の対応、畜産農家への支援、情報収集
		食肉市場	食肉市場における食肉対応
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
	健康福祉局	健康推進課	人への感染対応
		食品保健課	市民・関係団体への食品安全性に関する情報提供
		食品指導課	食品の流通調査、食肉処理等に係る指導
		環境衛生課	動物の飼養許可及び化製場に関する対応等
		食肉衛生検査所	と畜検査
		動物愛護センター	飼育動物対応
	衛生研究所	人への感染に関する疫学等情報収集	
	こども未来局	幼保企画課	所管施設の飼育動物対応
	環境局	環境施策部	汚染物品等の焼却
	都市整備局	緑化推進部	安佐動物公園及び公園・緑地の動物の感染対応
	道路交通局	道路管理課	通行規制の調整、道路情報の提供、消毒ポイント設置等の協力、道路占用許可
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、地域関係団体との連絡調整、死亡野鳥等の対応、消毒ポイント設置等の協力
		農林課	
保健センター		人への感染対応	
教育委員会	指導第一課	所管施設の飼育動物対応	
公共施設等を所管する局・区等	施設所管課	各施設所管課での状況把握、連絡調整	
	(公財)広島市農林水産振興センター	県からの防疫等に関する協力要請(人員派遣等)への対応	
主な関係機関等	(公財)広島市みどり生きもの協会安佐動物公園	飼育動物対応	
	農林水産省消費・安全局動物衛生課	動物感染症対策全般	
	動物衛生研究所	動物感染症対策(情報収集、検査、調査研究)	
	広島検疫所	防疫、輸入感染症対策	
	陸上自衛隊	防除、防疫	
	広島県警察	警察活動	
	広島県危機管理監	関係機関との調整、支援	
	広島県農林水産局畜産課	関係機関との連絡調整	
	広島県農林水産事務所	死亡野鳥等の対応	
	広島県家畜保健衛生所	検査、防疫	
	(公社)広島県獣医師会	動物感染症対策	
	広島市農業協同組合、安芸農業協同組合	農家への情報提供	

3 発生が予想される場所

特定できません。

4 想定される被害

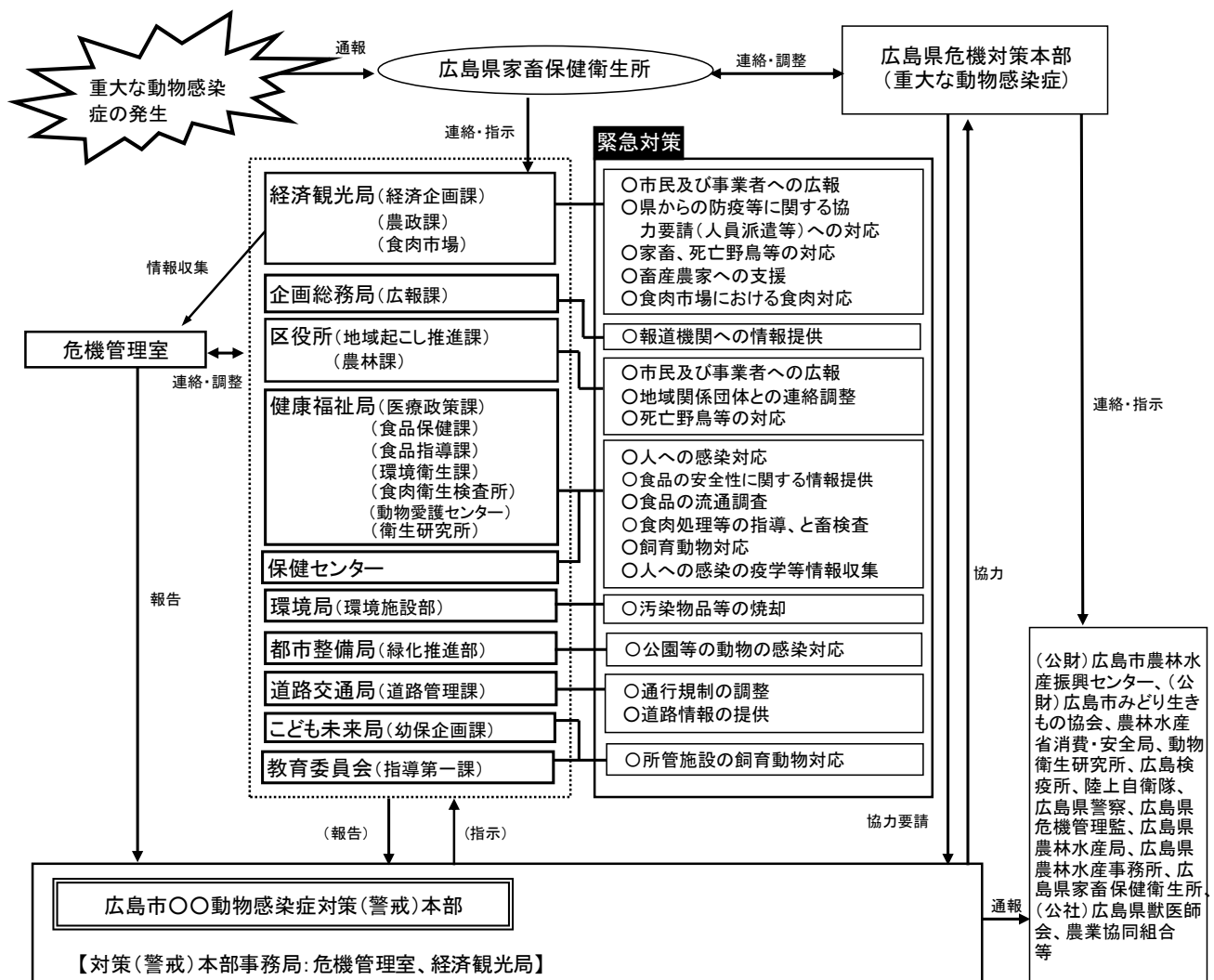
- ① 重大な動物感染症が発生した場合は、動物の感染のまん延が生じ、畜産事業者や関連事業者に多大な経済的被害が生じることが想定されます。
- ② 人の移動制限や物流の規制などにより市民生活が大幅に制限されるとともに、経済活動に重大な損害が生じることが想定されます。
- ③ 重大な動物感染症に対する不安感により平穏な市民生活が脅かされます。

5 留意点

- ① 発生初期の段階で封じ込める必要があるため、発生原因、感染経路の特定と防疫対策が急務です。
- ② 重大な動物感染症の発生の状況、発生に伴う移動制限区域などを積極的に市民に広報します。
- ③ 防疫の際には、感染しないよう、動物との接触等には十分注意する必要があります。
- ④ 「高病原性鳥インフルエンザ」のうち、人への感染に関しては、64ページの「第7新興感染症等の発生」に基づき緊急対策を実施します。

6 重大な動物感染症発生時の情報伝達及び緊急対策

重大な動物感染症発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第9 大規模な食中毒

1 対策本部事務局

危機管理室、健康福祉局

2 緊急対策の実施機関

大規模な食中毒が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主 な 役 割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	健康福祉局	食品保健課 (※環境衛生課)	対策本部事務局、市民及び事業者への広報
		食品指導課 (※環境衛生課)	被害の拡大防止、原因究明、再発防止、所管施設への安全確保指導
		医療政策課	医療救護体制の確保等
		健康推進課	
	衛生研究所	検体の検査	
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
	市民局	消費生活センター	市民への広報
	こども未来局	幼保企画課	保育園における発生予防、園児の衛生指導
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、地域関係団体との連絡調整
		保健センター	健康相談
	消防局	救急課	救急活動
	教育委員会	健康教育課	市立学校・市立幼稚園における発生予防、児童生徒の衛生指導
施設等を所管する局・区等	施設所管課	所管施設への安全確保情報の提供・指導	
主な関係機関等	(地独)広島市立病院機構		医療救護活動
	厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課		関係機関との連絡調整、技術的支援
	中国四国厚生局食品衛生課		関係機関との連絡調整、対応支援
	広島県警察		警察活動
	広島県危機管理監		関係機関との調整
	広島県健康福祉局食品生活衛生課		関係機関との連絡調整、対応支援
	広島県教育委員会豊かな心と身体育成課		関係機関との連絡調整
(一社)広島市医師会、(一社)安佐医師会、 (一社)安芸地区医師会		医療救護活動	

※患者の発生場所が医療施設の場合、環境衛生課が担当

3 発生が予想される場所

特定できません。

4 想定される被害

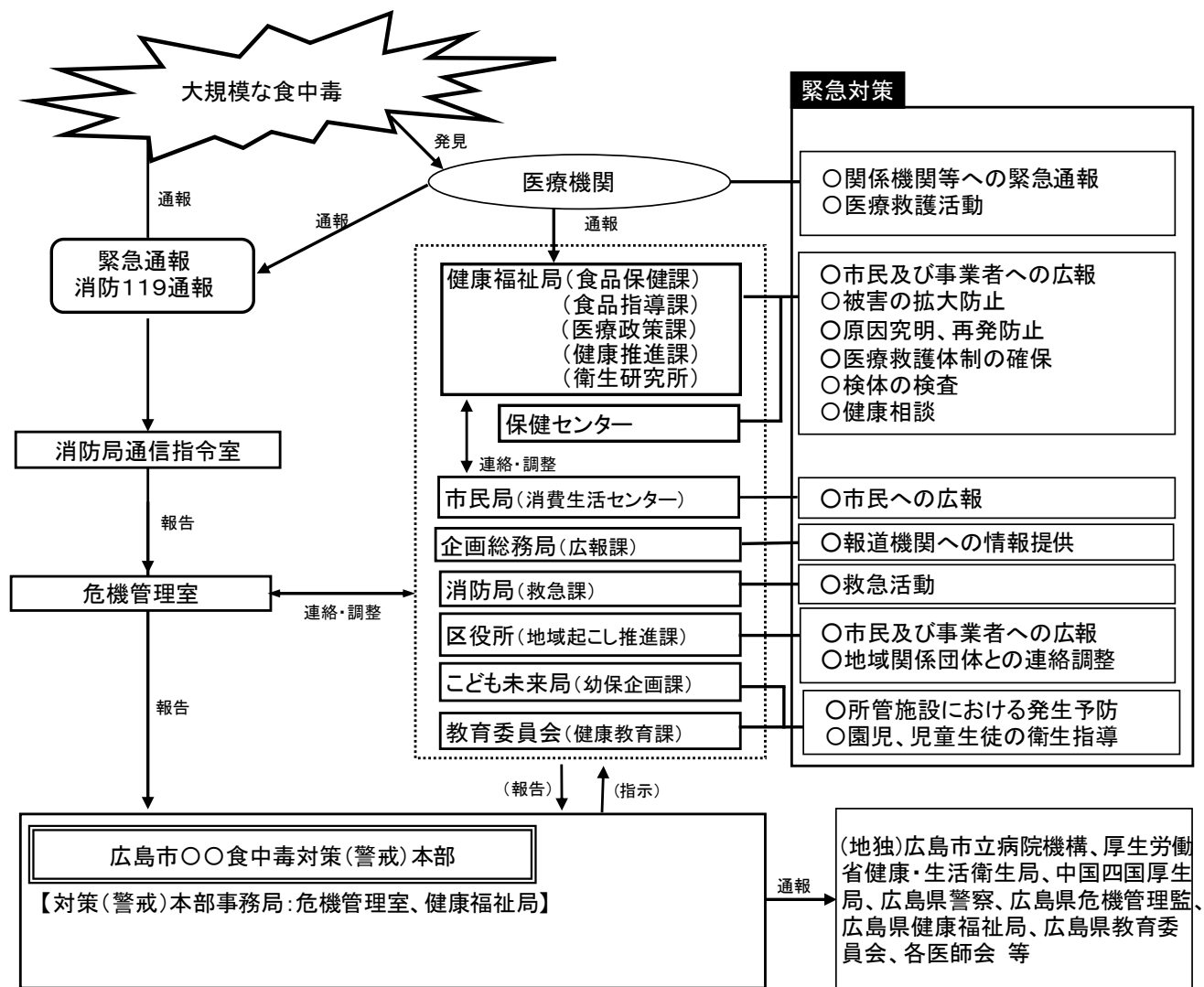
- ① 飲食店における調理過程、食品製造業における製造過程において、食品が病原微生物や有毒成分等に汚染された場合は、死者や多数の食中毒患者が発生することが想定されます。
- ② 食中毒の原因（微生物、自然毒、化学物質等）が不明な場合、又は原因となる食品が日常の食品等である場合は、市民に多大な不安感と経済活動に損害が生ずることが想定されます。

5 留意点

- ① 被害の拡大防止を最優先に行うため、食中毒の原因や原因となる食品等を特定します。
- ② 被害の拡大を防ぐため、迅速・的確に市民及び事業者へ情報提供を行います。

6 大規模な食中毒発生時の情報伝達及び緊急対策

大規模な食中毒発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第10 食品への有害物質の混入

1 対策本部事務局

危機管理室、健康福祉局

2 緊急対策の実施機関

食品への有害物質の混入が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主 な 役 割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	健康福祉局	食品保健課 (※環境衛生課)	対策本部事務局、市民及び事業者への広報
		食品指導課 (※環境衛生課)	被害の拡大防止、原因究明、再発防止、所管施設への安全確保指導
		医療政策課	医療救護体制の確保等
		健康推進課	
		衛生研究所	検体の検査
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
	市民局	消費生活センター	市民への広報
	こども未来局	幼保企画課	園児の安全確保
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、地域関係団体との連絡調整
		保健センター	健康相談
	消防局	救急課	救急活動
	教育委員会	健康教育課	児童生徒の安全確保
	施設等を所管する局・区等	施設所管課	所管施設への安全確保情報の提供・指導
主な関係機関等	(地独)広島市立病院機構		医療救護活動
	厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課		関係機関との連絡調整、技術的支援
	中国四国厚生局食品衛生課		関係機関との連絡調整、対応支援
	広島県警察		警察活動
	広島県危機管理監		関係機関との調整
	広島県健康福祉局食品生活衛生課		関係機関との連絡調整、対応支援
	広島県教育委員会豊かな心と身体育成課		関係機関との連絡調整
(一社)広島市医師会、(一社)安佐医師会、(一社)安芸地区医師会		医療救護活動	

※患者の発生場所が医療施設の場合、環境衛生課が担当

3 発生が予想される場所

特定できません。

4 想定される被害

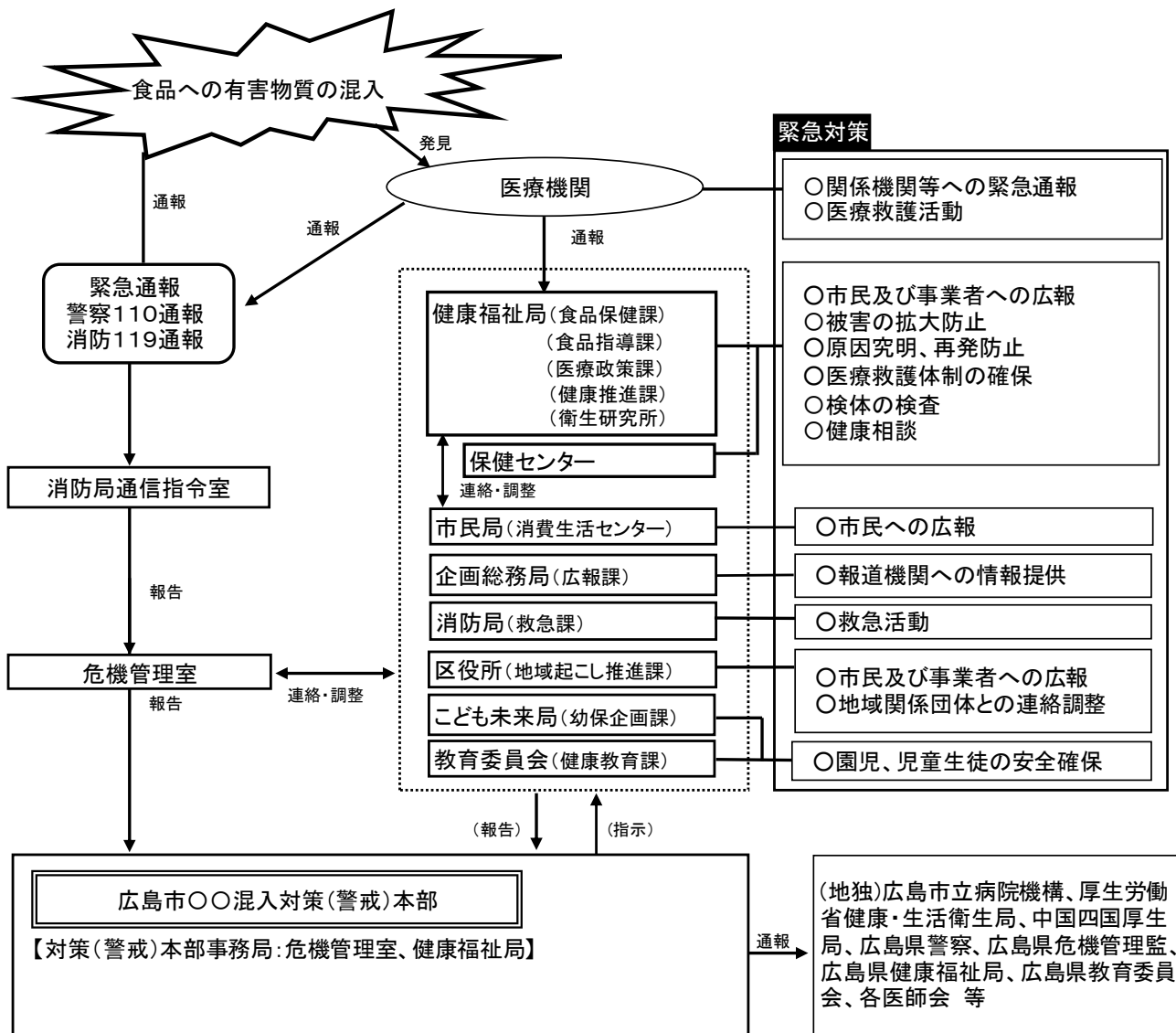
- ① 食品に針、ガラス等の異物やヒ素、青酸等の毒物などの有害物質が混入した場合は、市民に多大な不安感と経済活動に損害が生ずることが想定されます。
- ② 有害物質（異物、毒物、化学物質等）によっては、死傷者や多数の中毒患者が発生することが想定されます。

5 留意点

- ① 有害物質の混入原因を特定し、被害の拡大防止を優先に行います。
- ② 被害の拡大防止のため、迅速・的確に市民及び事業者へ情報提供を行います。

6 食品への有害物質の混入発生時の情報伝達及び緊急対策

食品への有害物質の混入発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第11 河川等の汚染

1 対策本部事務局

危機管理室、環境局

2 緊急対策の実施機関

河川等の汚染が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主 な 役 割		
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局		
所管局・区等	環境局	環境保全課	対策本部事務局、市民及び事業者への広報、河川の水質異常に関する調査、応急対策	
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供	
		健康福祉局	健康推進課	市民の健康管理
	健康福祉局	環境衛生課	井戸水の水質異常に関する調査	
		衛生研究所	原因物質の検査	
		経済観光局	農政課	農業・漁業関係団体との連絡調整、農作物・魚介類被害の調査
	経済観光局	水産課		
		下水道局	河川防災課	被害の確認及び応急対策
			管理部管理課	下水道の水質異常に関する調査
	施設部管路課		被害の確認及び応急対策	
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、地域関係団体との連絡調整	
		保健センター	市民の健康管理	
		維持管理課	被害の確認及び応急対策	
	消防局	警防課	初動調査(油事故の場合)	
		指導課		
水道局	企画総務課	取水制限・水道水の確保		
	水質管理課			
	各浄水場			
主な関係機関等	国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所	関係機関との連絡調整		
	広島海上保安部警備救難課	汚染の拡大防止活動		
	広島県警察	警察活動		
	広島県危機管理監	関係機関との調整、支援		
	広島県土木局土木整備部	関係機関との連絡調整		
	広島県環境県民局環境保全課	関係機関との連絡調整		
	広島県上下水道部	関係機関との連絡調整		

3 発生が予想される場所

河川、ダム、池、沼地等

4 想定される被害

- ① 河川等が汚染され、有害物質（毒物、化学物質等）を含んだ水の摂取、有害物質に汚染された農作物、魚介類を摂取した場合は、死傷者や多数の中毒患者が発生することが想定されます。
- ② 上水道の取水制限が行われた場合は、市民生活の利便性が損なわれ、経済活動への損害が生ずることが想定されます。

第12 生活用水等の汚染

1 対策本部事務局

危機管理室、水道局（※）

※ 衛生行政の所管範囲である貯水槽水道などが原因の場合は、危機管理室及び健康福祉局が対策本部事務局となります。

2 緊急対策の実施機関

生活用水等の汚染が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。
（水道局が所管局の場合）

区 分		主 な 役 割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	水道局	企画総務課	対策本部事務局、市民及び事業者への広報
		水質管理課	原因調査
		各浄水場	取水運用、汚染源の除去
		各管理事務所	応急給水
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
		健康推進課	市民の健康管理
	健康福祉局	環境衛生課	貯水槽水道、プール等の汚染原因の調査、井戸水の水質異常に関する調査 【貯水槽水道などが原因の場合】 対策本部事務局、市民及び事業者への広報
		衛生研究所	原因物質の検査
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、関係機関への情報提供、地域関係団体との連絡調整
		保健センター	市民の健康管理
	消防局	救急課	救急活動
	公共施設等を所管する局・区等	施設所管課	生活用水等の利用制限、利用者の安全確保
主な関係機関等	広島県警察		警察活動
	広島県危機管理監		関係機関との調整、支援
	広島県健康福祉局食品生活衛生課		関係機関との連絡調整
	広島県上下水道部		関係機関との連絡調整

※ 水道局及び健康福祉局については、所管局・区等として対応しない場合は、関係局・区等として対応します。

3 発生が予想される場所

水道施設（取水場、浄水場、配水施設）、貯水槽水道等

4 想定される被害

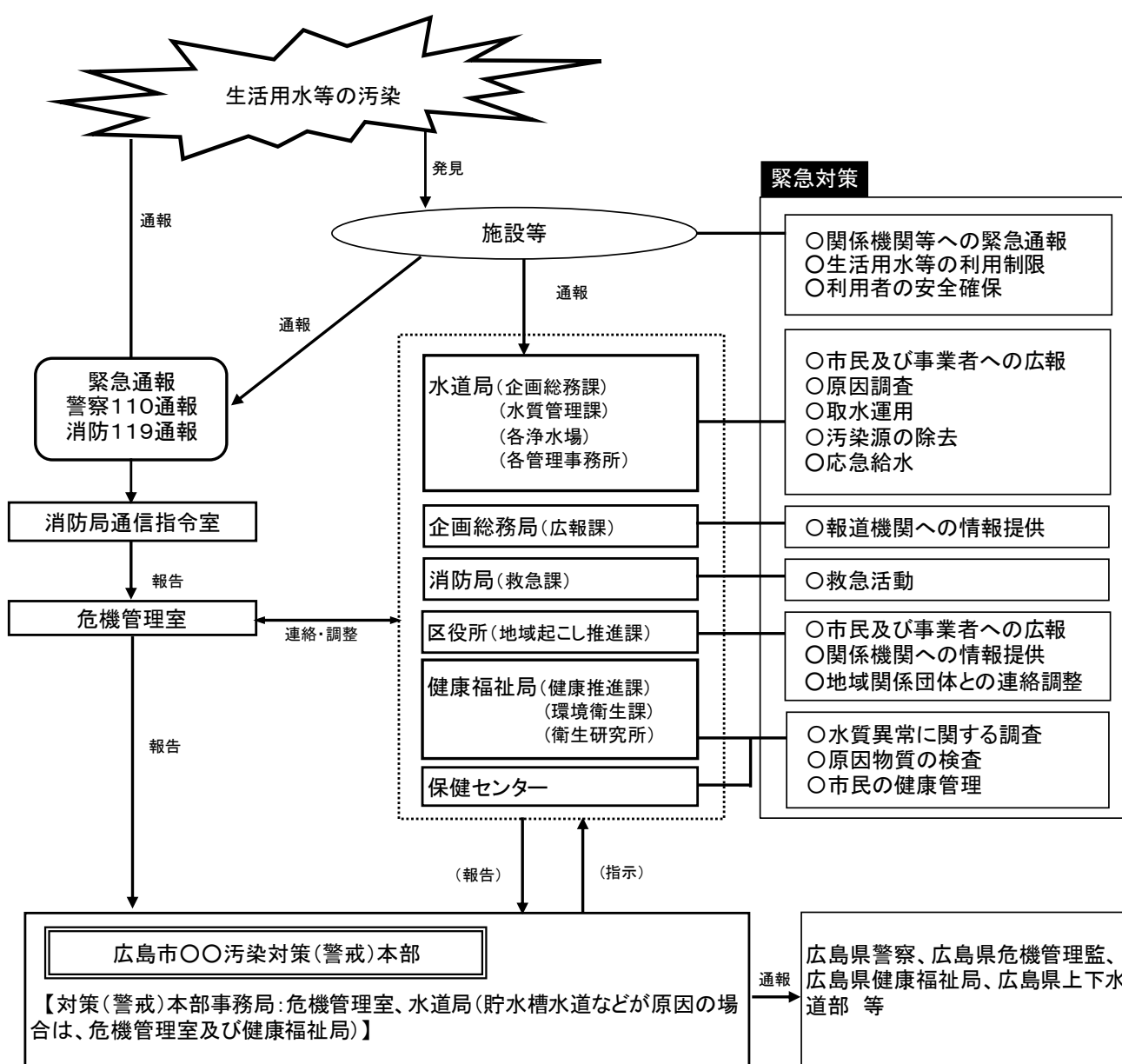
- ① 有害物質（毒物、化学物質等）を含んだ生活用水等を摂取又は使用した場合は、死傷者や多数の中毒患者が発生することが想定されます。
- ② 有害物質に対する恐怖心、不安感により平穏な市民生活が脅かされます。
- ③ 生活用水等が汚染された場合は、市民生活の利便性が損なわれるとともに、経済活動に損害が生ずることが想定されます。

5 留意点

- ① 被害の拡大防止を最優先に行うため、汚染の発生を迅速・的確に市民、事業者、関係団体及び関係機関に伝えます。
- ② 関係機関等との連携の下に原因物質の特定を行い、緊急対策の方針の決定を早急に行います。
- ③ 多数の市民に被害が及ぶおそれがあることから、市民への情報提供を迅速・的確に行います。
- ④ 断水が行われた場合は、代替の給水体制を迅速・的確に確保します。

6 生活用水等の汚染発生時の情報伝達及び緊急対策

生活用水等の汚染発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第13 異常湧水

1 対策本部事務局

危機管理室、水道局

2 緊急対策の実施機関

異常湧水が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主 な 役 割
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局
所管局・区等	水道局	企画総務課
		対策本部事務局、市民及び事業者への広報、給水処置、漏水防止対策、節水対策
関係局・区等	企画総務局	広報課
		報道機関への情報提供
	健康福祉局	健康推進課
		市民の健康管理
	経済観光局	農政課 水産課
		農業・漁業関係団体との連絡調整、農作物・魚介類被害の調査
区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、地域関係団体との連絡調整
	保健センター	市民の健康管理
消防局	警防課	消火体制の強化
公共施設等を所管する局・区等	施設所管課	水道水等の使用制限・節水
主な関係機関等	国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所	関係機関との連絡調整
	広島県健康福祉局食品生活衛生課	関係機関との連絡調整
	広島県危機管理監	関係機関との調整、支援
	広島県土木建築局道路河川管理課	関係機関との連絡調整
	広島県上下水道部	関係機関との連絡調整

3 発生が予想される場所

市内全域

4 想定される被害

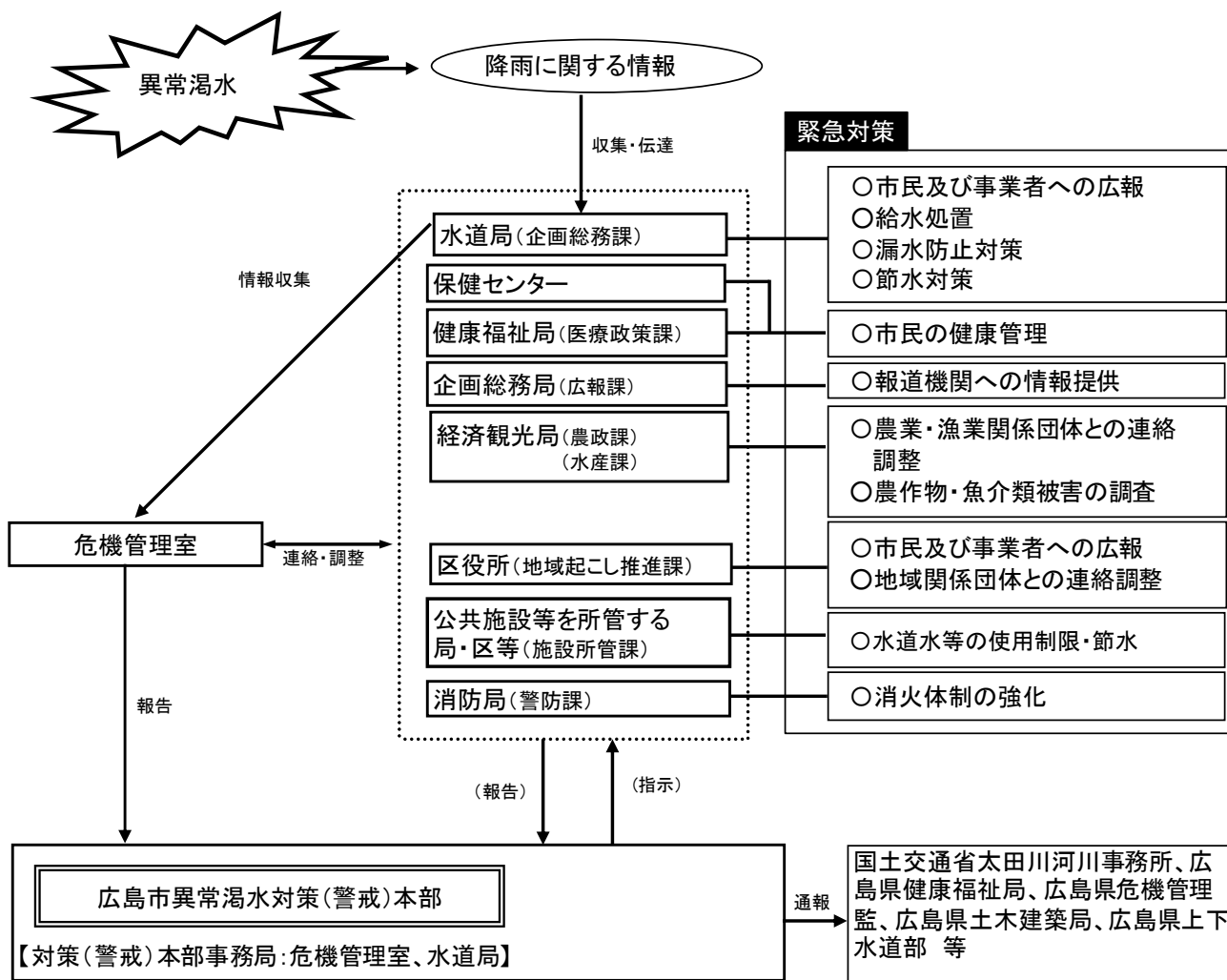
- ① 異常湧水が長期にわたる場合は、食生活、住生活などの市民生活の利便性が大幅に損なわれるとともに、市民の衛生環境の悪化が想定されます。
- ② 異常湧水が長期にわたる場合は、経済活動に多大な損害が生ずることが想定されます。

5 留意点

- ① 節水への協力を最優先に行うこととし、渇水の状態を市民、関係機関等に伝えます。
- ② 火災が発生しやすい状況になることから、火の取扱いに注意するよう市民に呼びかけます。

6 異常渇水発生時の情報伝達及び緊急対策

異常渇水発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第14 有毒グモ・昆虫等の大量出現

1 対策本部事務局

危機管理室、健康福祉局

2 緊急対策の実施機関

有毒グモ・昆虫等が大量出現した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主な役割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	健康福祉局	環境衛生課	対策本部事務局、市民及び事業者への情報提供、保健衛生上必要な処置、保健指導
		健康推進課	保健衛生上必要な処置、保健指導
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
	こども未来局	幼保企画課	園児への安全教育
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、住民相談、関係施設への情報提供、地域関係団体との連絡調整
		保健センター	保健指導、保健衛生上必要な処置
	消防局	救急課	救急活動
	教育委員会	健康教育課	児童生徒への安全教育
	公共施設等を所管する局・区等	施設所管課	緊急通報、施設利用者の安全確保(館内放送、避難誘導等)、各施設所管課での状況把握・連絡調整
主な関係機関等	(公財)広島市みどり生きもの協会昆虫館	対応支援(有毒グモ・昆虫等の同定に関する事)	
	環境省中国四国地方環境事務所	特定外来生物の防除に関する事	
	広島県危機管理監	関係機関との調整、支援	
	広島県環境県民局学事課	関係機関との連絡調整	
	広島県環境県民局自然環境課	関係機関との調整、支援	
	広島県健康福祉局薬務課	血清の手配	
	広島県教育委員会豊かな心と身体育成課	関係機関との連絡調整	
	広島県警察	警察活動	
(一社)広島県ペストコントロール協会	駆除の実施		

3 発生が予想される場所

特定できません。

4 想定される被害

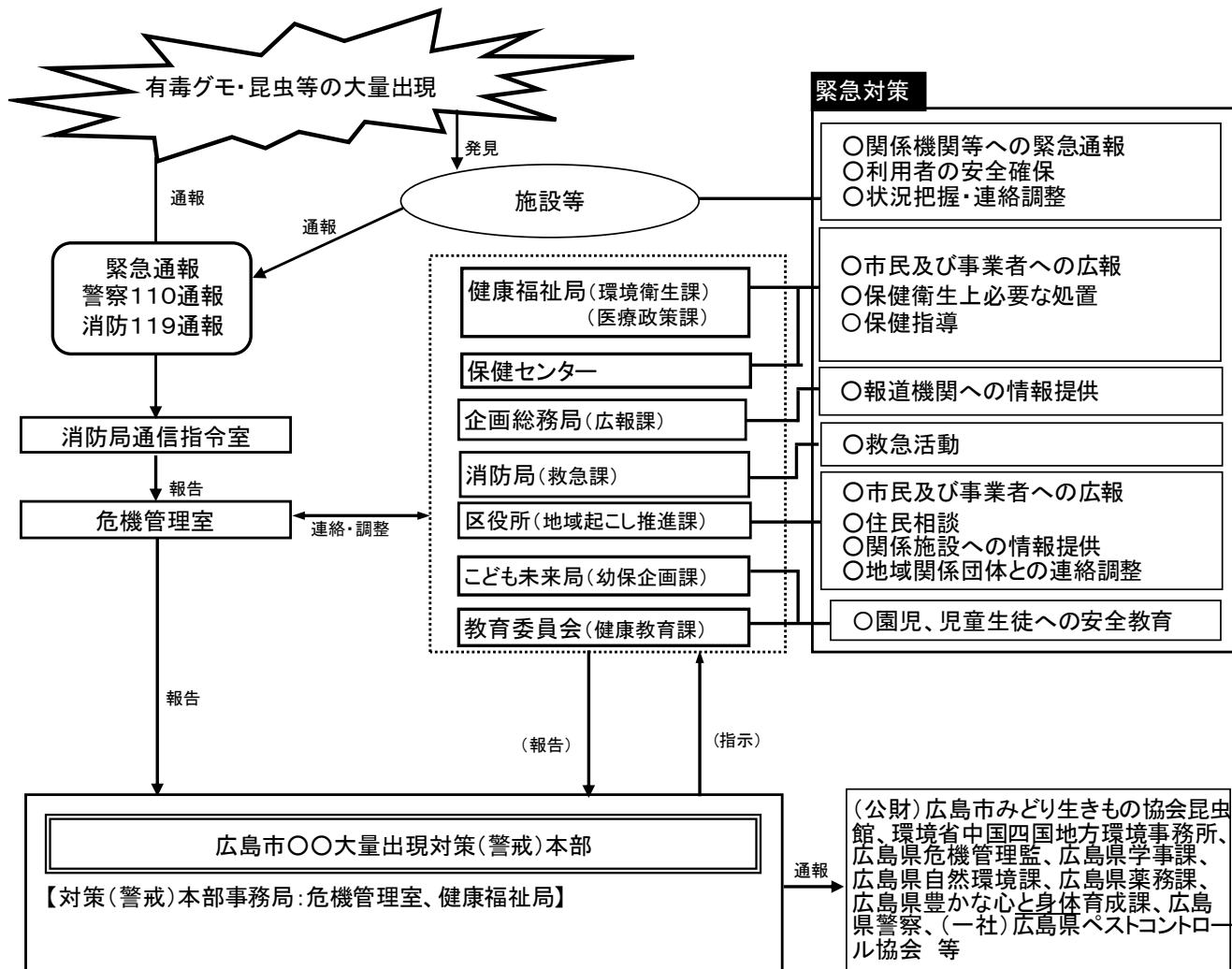
- ① ハチ、毒ガ、有毒グモなどに刺されたり、咬まれたりした場合は、痛み、かゆみ、腫れ、湿しんなどの症状が発生することが想定されます。一般的には軽度ですが、多数に刺されたり咬まれたりした場合、体質などによっては死に至る場合もあります。
- ② 大量発生により立入り規制を行った場合は、市民生活の利便性が損なわれることが想定されます。

5 留意点

昆虫等の発生情報、習性や特性などの正しい知識を迅速・的確に市民に情報提供します。

6 有毒グモ・昆虫等の大量出現時の情報伝達及び緊急対策

有毒グモ・昆虫等の大量出現時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第15 危険動物・野生動物等による危害

1 対策本部事務局

危機管理室、事案が発生した区

2 緊急対策の実施機関

危険動物・野生動物等による危害が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主 な 役 割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	事案が発生した区	地域起こし推進課	対策本部事務局、市民及び事業者への広報、地域関係団体との連絡調整
		農林課	市民相談、関係施設への情報提供
		区政調整課	市民及び事業者への広報
		維持管理課	道路情報の提供
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
	健康福祉局	動物管理センター	対応支援、脱走した危険動物の飼養者への指導
	こども未来局	幼保企画課	園児の安全確保
	経済観光局	農政課	対応支援
	都市整備局	緑化推進部	対応支援
	道路交通局	道路管理課	道路情報の提供
		公共交通政策部	公共交通機関の運行情報の提供
	消防局	救急課	救急活動
教育委員会	健康教育課	児童生徒の安全確保	
主な関係機関等	(公財)広島市みどり生きもの協会	対応支援	
	広島県警察	警察活動、猟友会と関係機関との調整	
	広島県危機管理監	関係機関との調整、支援	
	広島県環境県民局自然環境課	捕獲の指導	

3 発生が予想される場所

特定できません。

4 想定される被害

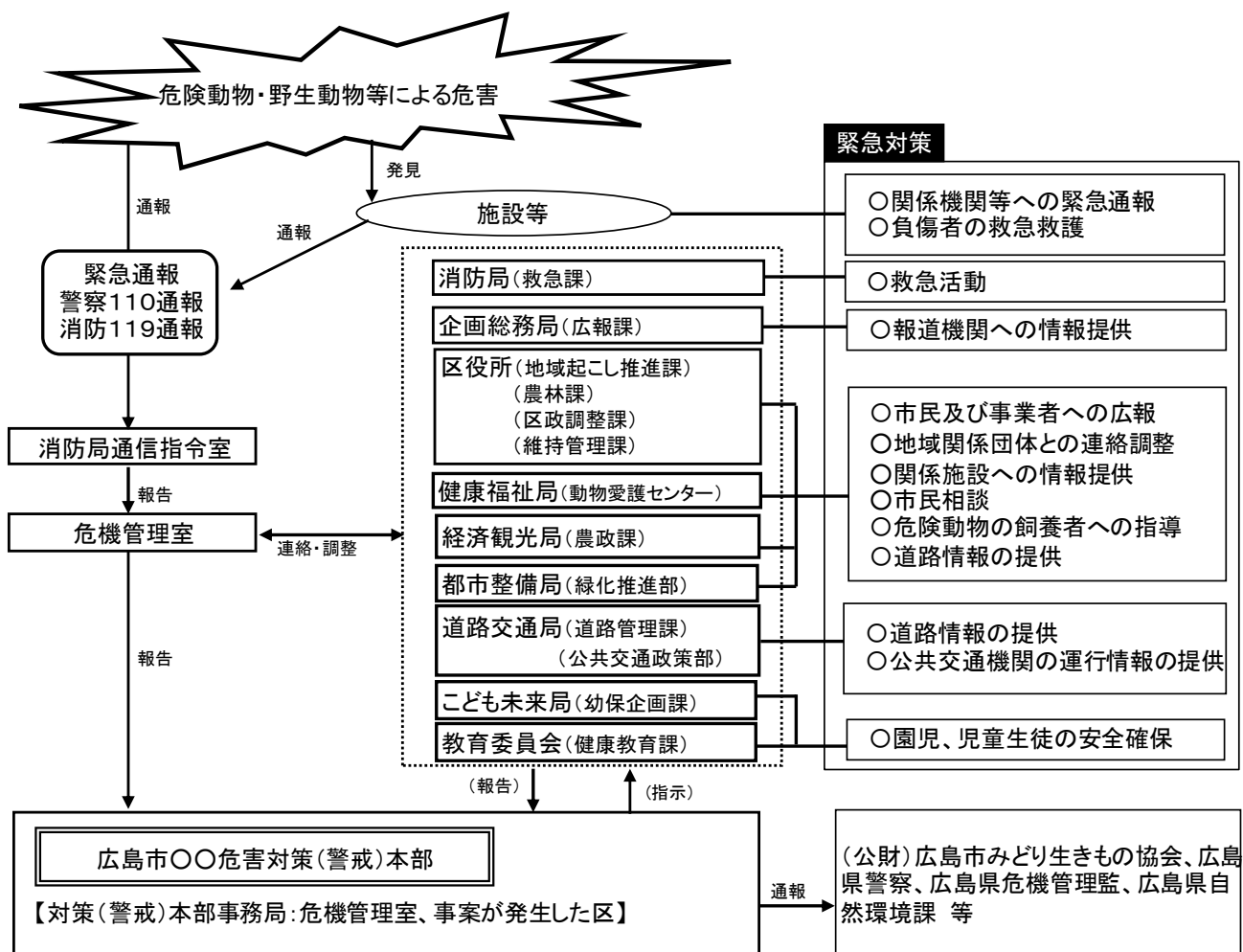
- ① 動物園、サーカス会場、ペットショップ、輸送中のトラックなどから危険動物（ライオン、ワニ、毒トカゲ、毒ヘビ等）が脱走した場合などは、市民が危害を受け、死傷者が発生することが想定されます。
- ② 市街地等に野生動物（サル、イノシシ、クマ等）が出現した場合は、市民が危害を受け、死傷者が発生することが想定されます。
- ③ 危険動物・野生動物等が徘徊することにより、市民に不安感が募ることが想定されます。

5 留意点

- ① 捕獲、射殺等の対応は、動物の生態に詳しい関係機関等との連携をとり、市民の安全を十分に確保して行います。なお、緊急銃猟の実施手順は、広島市緊急銃猟対応マニュアルによることとします。
- ② 周囲の混乱や危害を未然に防ぐため、不急の外出を控えるよう市民に呼びかけます。

6 危険動物・野生動物等による危害発生時の情報伝達及び緊急対策

危険動物・野生動物等による危害発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第16 不発弾の処理

1 対策本部事務局

危機管理室、事案が発生した区

2 緊急対策の実施機関

不発弾の処理を行う場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主 な 役 割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	危機管理室	対策本部事務局、市民及び事業者への広報	
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
	市民局	市民安全推進課	関係各課、関係機関との連絡調整
	健康福祉局	医療政策課	医療救護体制の確保等
		健康推進課	
	こども未来局	幼保企画課	園児の安全確保
	道路交通局	道路管理課	通行規制の調整、道路情報の提供
		公共交通政策部	公共交通機関の運行情報の提供
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、周辺住民の避難誘導、避難場所の開設、地域関係団体との連絡調整
		維持管理課	通行規制の調整、道路情報の提供
		保健センター	医療救護体制の確保
		建築課	土地所有者・工事施工業者との調整
	消防局	警防課	警戒区域の設定、爆発警戒、避難誘導
		救急課	救急救護体制の確保
教育委員会	健康教育課	児童生徒の安全確保	
公共施設等を所管する局・区等	施設所管課	所有施設の防護・管理、関係機関等との調整	
建設工事を所管する局・区等	工事発注課	土地所有者・工事施工業者との調整	
主な関係機関等	陸上自衛隊	不発弾処理	
	広島県警察	警察活動等	
	広島県危機管理監	関係機関との調整、支援	
	ライフライン機関(ガス、電話等)	処理に伴う付随作業	
	関係交通事業者	運行状況の周知等	
	消防団	救護活動の支援等	

3 発生が予想される場所

特定できません。

4 想定される被害

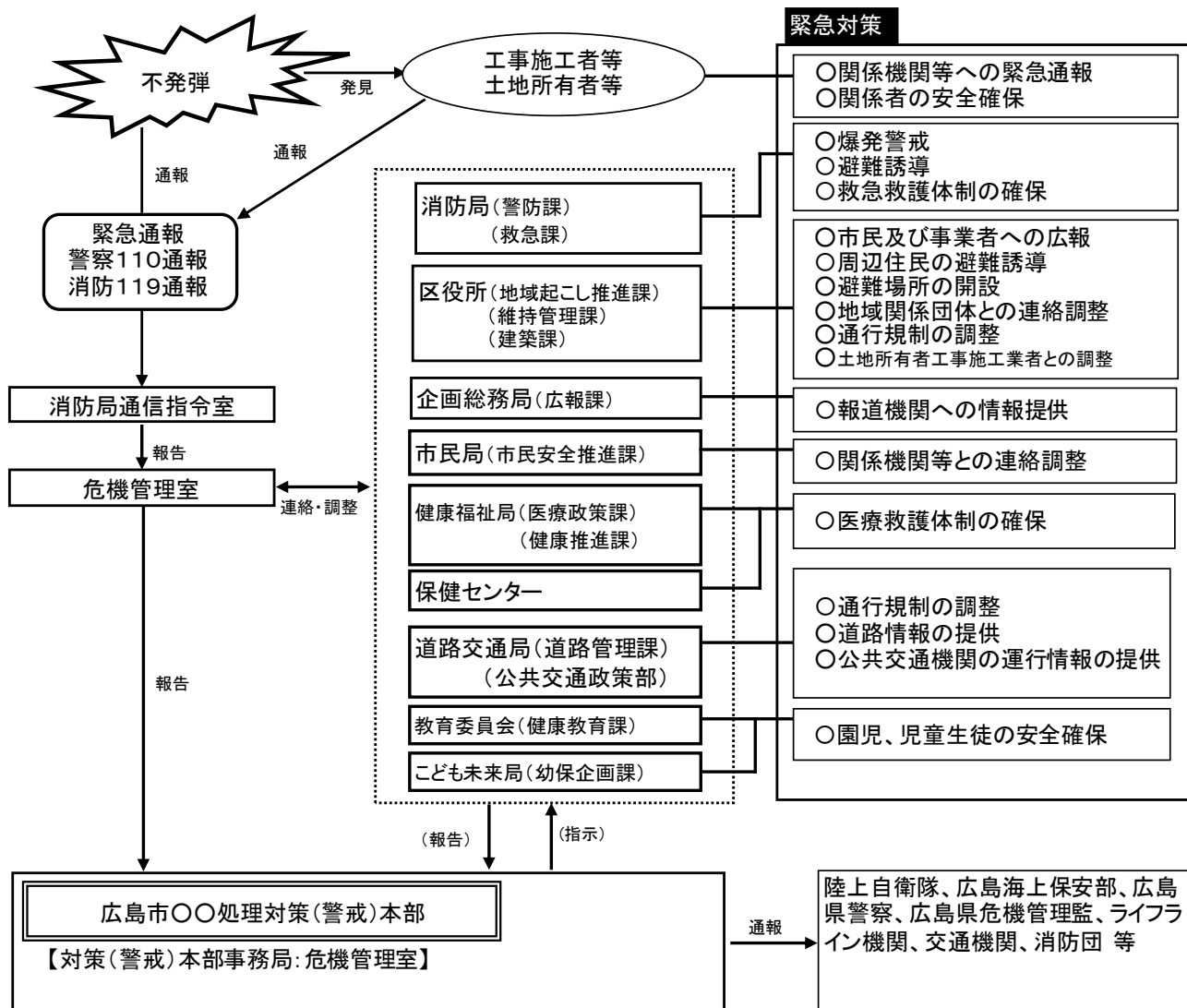
- ① 不発弾が発見された場合は、周辺地域の住民に爆発の可能性に対する恐怖心、不安感が生じ、平穏な市民生活が脅かされることが想定されます。
- ② 立入り規制、交通規制などにより市民生活の利便性が損なわれることが想定されます。

5 留意点

- ① 警察や自衛隊等が到着するまで現場保存を行うよう、発見者に指示します。
- ② 不発弾の処理作業は、周囲の住民全員の避難を確認した後、迅速・的確に行います。
- ③ 十分な情報提供により、地域住民の不安感を払拭します。

6 不発弾の処理時の情報伝達及び緊急対策

不発弾の処理時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第17 催事等での群集流動事故等

1 対策本部事務局

危機管理室、催事等主催の局・区等（※）

※ 本市主催以外の催事等で群集流動事故等が発生した場合は、危機管理室が対策本部事務局となります。

2 緊急対策の実施機関

催事等での群集流動事故等が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。
（催事等主催の局・区等が所管局・区等の場合）

区 分		主 な 役 割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	催事等主催の局・区等	催事等主催所管課	
		対策本部事務局、市民及び事業者への広報、観客等の安全確保(雑踏整理・避難誘導等)、状況把握・連絡調整	
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
	健康福祉局	医療政策課	医療救護体制の確保等
		健康推進課	
	道路交通局	道路管理課	通行規制の調整、道路情報の提供
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、地域関係団体との連絡調整
		保健センター	救護活動の支援、被害者の支援
消防局	警防課	救護活動	
	救急課	救急活動	
主な関係機関等	(地独)広島市立病院機構		医療救護活動
	広島海上保安部警備救難課		救助活動
	広島県警察		警察活動
	広島県危機管理監		関係機関との調整、支援
	警備会社		警備業務、避難誘導
	(一社)広島市医師会、(一社)安佐医師会、(一社)安芸地区医師会		医療救護活動
	消防団		救護の支援等

3 発生が予想される場所

花火大会、スポーツ大会、野外コンサートなど、多数の人が集まる催事等の会場・施設等

4 想定される被害

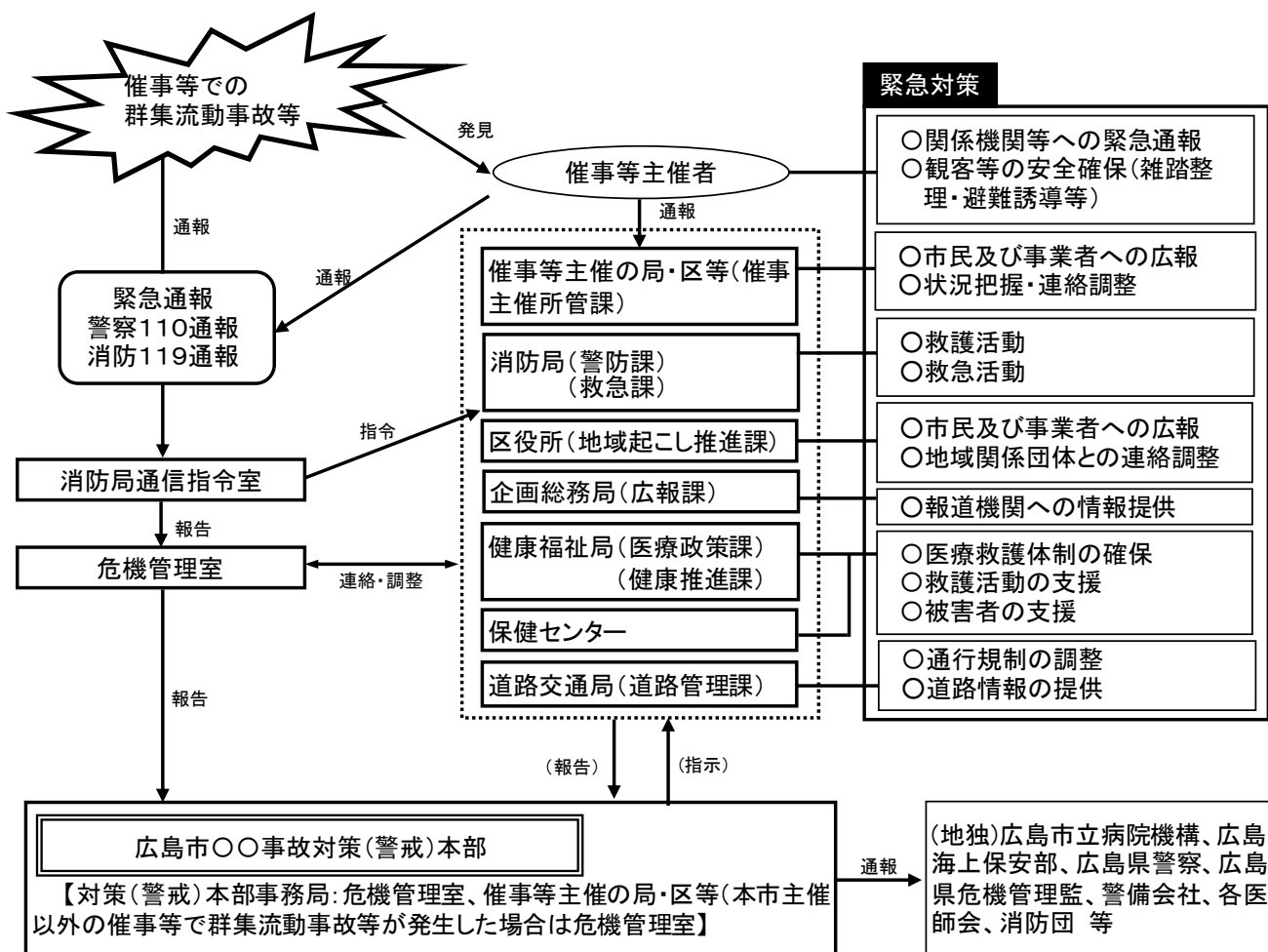
- ① 群集流動事故等が発生した場合は、多数の死傷者が発生することが想定されます。
- ② 事故現場の立入り規制、交通規制などにより市民生活の利便性が損なわれることが想定されます。

5 留意点

- ① 負傷者の救急救護を最優先に行うとともに、来場者の適正な整理と誘導を的確に行い、二次被害を防止します。
- ② 事故現場の救急救護活動や二次被害の防止を円滑に実施するため、会場内の警備員や誘導員に的確に指示し、群集の整理や誘導、車両の交通整理などを行います。
- ③ 責任者等から早期に事情を聴取するなど、事故の全体把握に努めます。
- ④ 催事等で、事前に会場周辺図、会場図、警備図等の資料が作成されている場合は、直ちに取り寄せて対応に活用します。

6 催事等での群集流動事故等発生時の情報伝達及び緊急対策

催事等での群集流動事故等発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第18 工事現場・工場等における事故等

1 対策本部事務局

危機管理室、工事現場・工場等を所管する局・区等（※）

※ 本市所管以外の工事現場・工場等で事故等が発生した場合は、危機管理室が対策本部事務局となります。

2 緊急対策の実施機関

工事現場・工場等における事故等が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

（工事現場・工場等を所管する局・区等が所管局・区等の場合）

区 分		主 な 役 割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	工事現場・工場等を所管する局・区等 工事現場・工場所管課	対策本部事務局、市民及び事業者への広報、関係者の安全確保、事故等の拡大防止処置、状況把握・連絡調整	
関係局・区等	企画総務局	広報課 報道機関への情報提供	
	健康福祉局	医療政策課	医療救護体制の確保等
		健康推進課	
		衛生研究所	化学物質等の調査と分析
	こども未来局	幼保企画課	園児の安全確保、衛生指導
	環境局	環境保全課	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染調査(モニタリング)
	道路交通局	道路管理課	通行規制の調整、道路情報の提供
	下水道局	河川防災課	河川等への影響に関する情報収集
		管理部管理課	下水、河川等への影響に関する情報収集
		施設部管路課	
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、周辺住民の避難誘導、避難場所の開設、地域関係団体との連絡調整
		保健センター	健康相談、救護活動の支援
	消防局	警防課	消火活動、救護活動
		救急課	救急活動
水道局	企画総務課	河川等への影響に関する情報収集	
	水質管理課		
	各浄水場		
教育委員会	健康教育課	児童生徒の安全確保、衛生指導	
主な関係機関等	(地独)広島市立病院機構	医療救護活動	
	経済産業省中四国産業保安監督部	関係機関との連絡調整	
	広島海上保安部警備救難課	火災の消火、有害物質等への対処等	
	広島県警察	警察活動	
	広島県危機管理監	関係機関との調整、支援	
	日本赤十字社広島県本部	医療救護活動	
	(一社)広島市医師会、(一社)安佐医師会、(一社)安芸地区医師会	医療救護活動	
	消防団	救護活動の支援等	

3 発生が予想される場所

工事現場、工場、清掃工場、大型ごみ破碎処理施設、ごみ埋立地、し尿処理施設、下水処理施設、特殊な物質を扱う事業所等

4 想定される被害

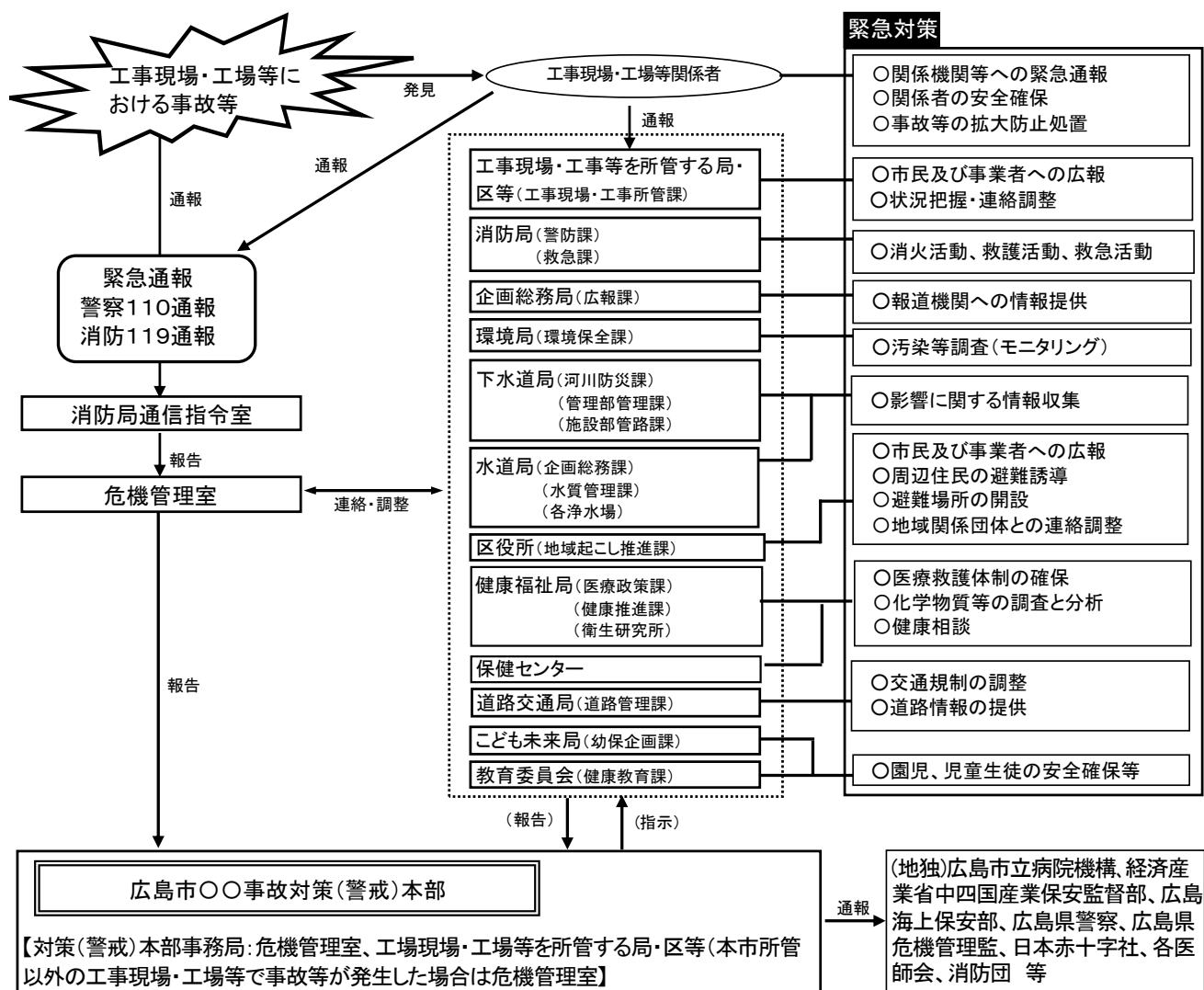
- ① 工事現場・工場等で火災や爆発などの事故等が発生した場合は、死傷者が発生することが想定されます。
- ② 有害物質により環境が悪化した場合は、周辺住民への健康被害が発生することが想定されます。
- ③ 立入り規制、交通規制などにより市民生活の利便性が損なわれることが想定されます。
- ④ 工場、事業所等の再開の見込みがない場合は、生産活動の縮小等により経済活動への損害が発生することが想定されます。

5 留意点

- ① 有害物質により環境が悪化するおそれがある場合は、周辺住民に速やかに広報するとともに、必要に応じて避難誘導を行います。
- ② 被害の実態把握を早急に行い、健康への影響のおそれがある場合には健康相談窓口を設置します。

6 工事現場・工場等における事故等発生時の情報伝達及び緊急対策

工事現場・工場等における事故等発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第19 情報システム及び情報通信ネットワークの障害

1 対策本部事務局

危機管理室、企画総務局

2 緊急対策の実施機関

情報システム及び情報通信ネットワークの障害が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主 な 役 割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	企画総務局	情報政策担当	対策本部事務局、市民及び事業者への広報、被害情報の整理、原因調査・究明、被害の拡大防止
		広報課	報道機関への情報提供
関係局・区等	情報通信システム所管局	システム所管課	所管するシステムの状況調査、市民サービスの確保、原因調査・究明、被害の拡大防止
	区役所	地域起こし推進課	利用するシステムの状況調査、市民サービスの確保
主な関係機関等	広島県警察本部警備部公安課 (サイバーテロ対策協議会事務局)		警察活動、関係機関との調整、支援
	広島県警察		警察活動
	広島県危機管理監		関係機関との調整、支援
	広島県総務局デジタル基盤整備課		関係機関との調整、支援
	システム保守運用業者		所管するシステムの復旧活動、原因調査・究明、被害の拡大防止
	電気通信事業者		ネットワークの監視

3 発生が予想される情報システム及び情報通信ネットワーク

本市の基幹システム（住民基本台帳システム、市税システム等）、本市の救命・救急に関する情報システム（消防通信指令管制システム、病院総合情報システム等）、インターネットに接続している本市の情報システム（庁内LANシステム等）及びそれらの情報システムに係る情報通信ネットワーク

4 想定される被害

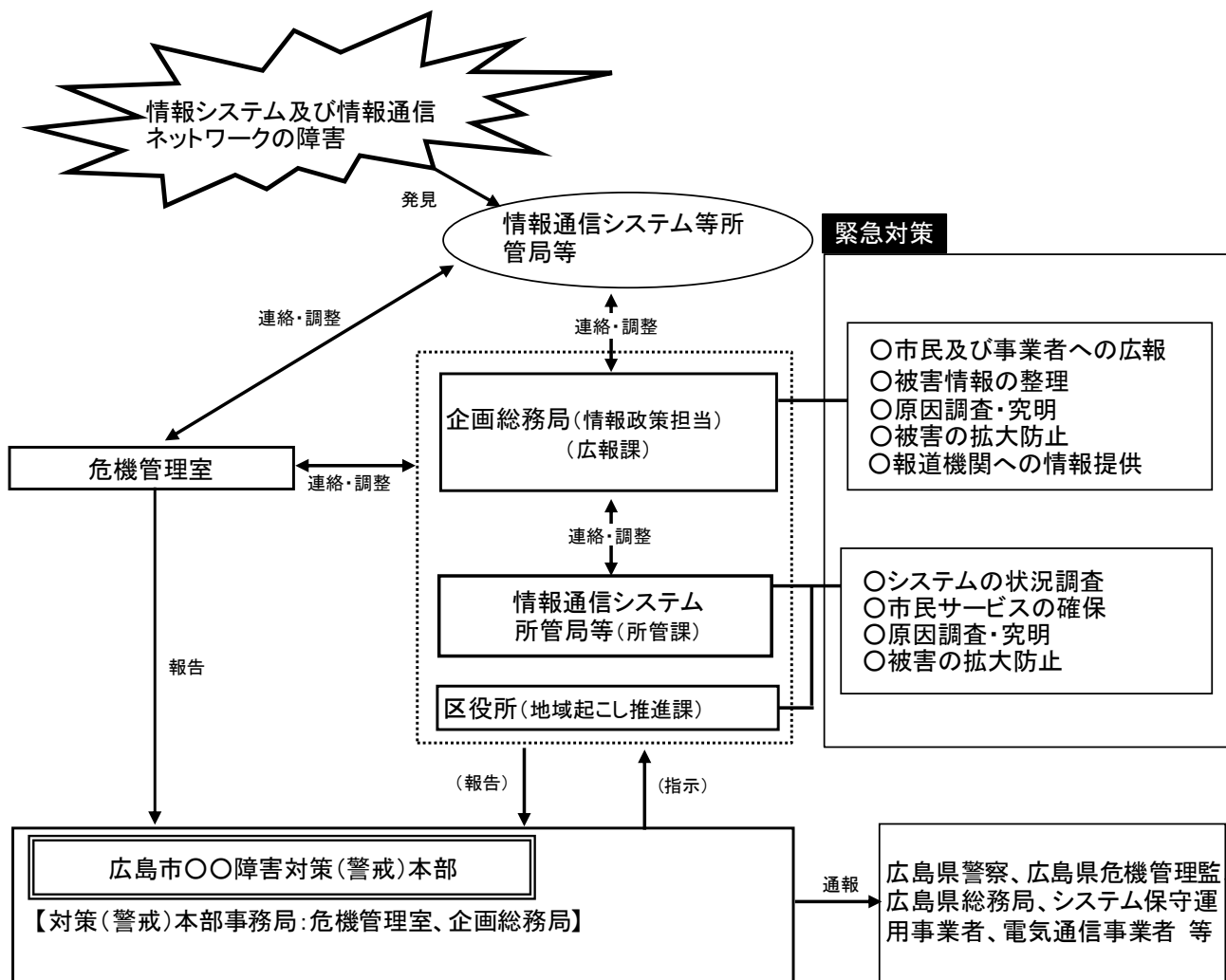
- ① コンピュータや通信機器・施設の物理的な破壊、情報システムへの不正アクセス、コンピュータの処理能力を超える大量のデータ送信等の攻撃が行われた場合は、情報システムの停止やデータの破壊、改ざん及び漏えいにより、市民生活及び経済活動に重大な支障を来すことが想定されます。
- ② 消防通信指令管制システムに障害が発生した場合は、119番通報の処理が遅延するなどにより、市民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずることが想定されます。

5 留意点

- ① 情報システムへの不正アクセス、コンピュータの処理能力を超える大量のデータ送信を受けた場合は、必要に応じ、一時的な情報通信ネットワークの遮断を行います。
- ② 情報通信ネットワークの障害や情報通信ネットワークを経由した攻撃を受けた場合は、関係機関等と連携して緊急対策を行います。

6 情報システム及び情報通信ネットワークの障害発生時の情報伝達及び緊急対策

情報システム及び情報通信ネットワークの障害発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



第20 人工衛星落下予測事態

1 対策本部事務局

危機管理室

2 緊急対策の実施機関

人工衛星落下予測事態が発生した場合の緊急対策の実施機関は、次表のとおりです。

区 分		主 な 役 割	
総合調整担当	危機管理室	対策本部事務局	
所管局・区等	危機管理室	市民及び事業者への広報	
関係局・区等	企画総務局	広報課	報道機関への情報提供
	健康福祉局	医療政策課	医療救護体制の確保等
		健康推進課	
	区役所	地域起こし推進課	市民及び事業者への広報、地域関係団体との連絡調整
		保健センター	救護活動の支援
	消防局	警防課	警防体制の強化
救急課		救急活動	
公共施設等を所管する局・区等	施設所管課	利用者の安全確保	
主な関係機関等	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所	関係機関との連絡調整	
	広島海上保安部警備救難課	警報の発出、海上交通の規制等	
	広島県警察	警察活動	
	広島県危機管理監	関係機関との調整、支援	

3 発生が予想される場所

特定できません。

4 想定される被害

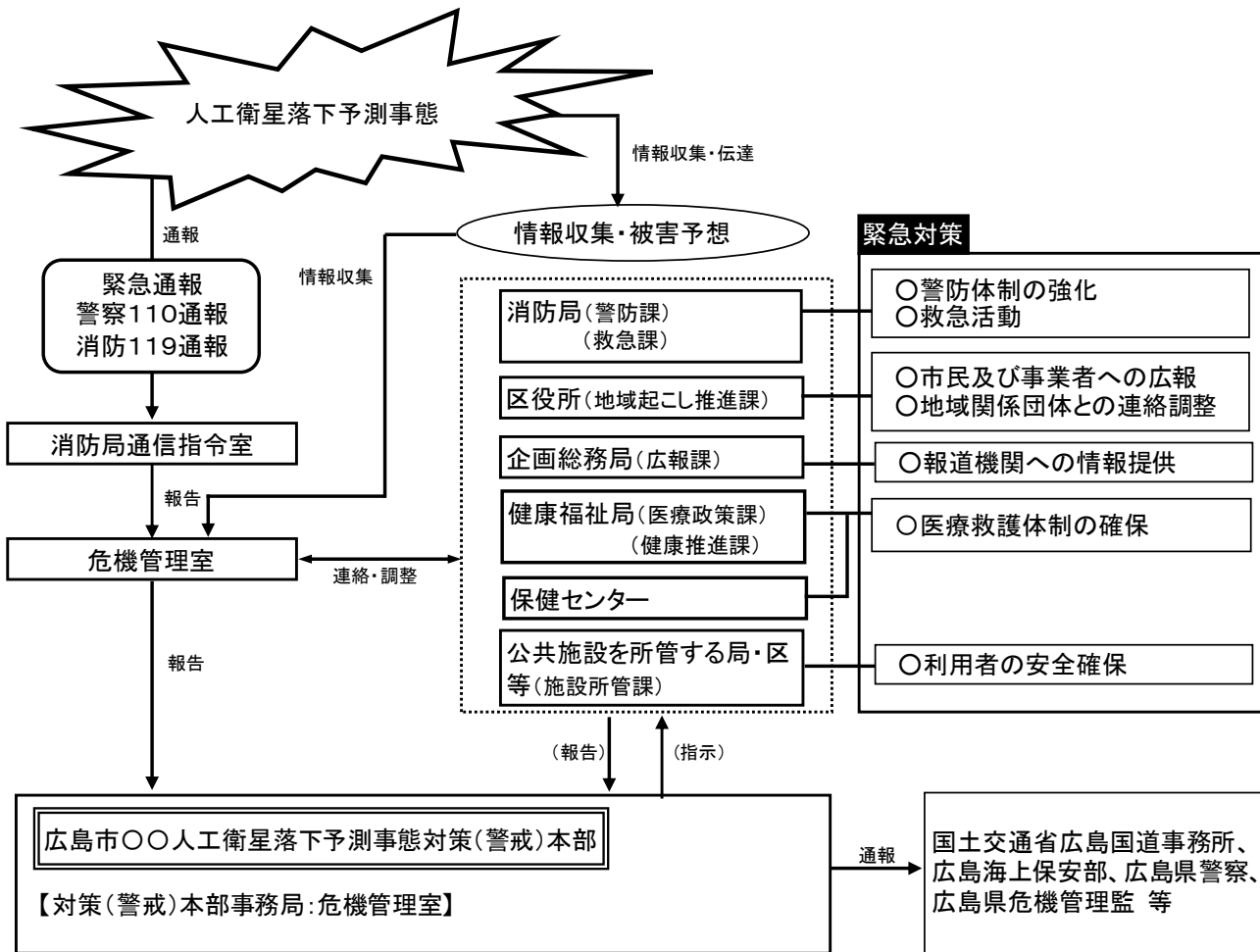
- ① 人工衛星が落下することが報じられた場合は、恐怖心、不安感により平穏な市民生活が脅かされることが想定されます。
- ② 本市に落下する可能性があるという情報に接することにより、無秩序な避難など、社会的混乱が生じて死傷者が発生することが想定されます。

5 留意点

- ① 市民及び事業者に大きな不安を与えないよう、国等の関係機関と連携して、情報収集を行い、市民へ適切な広報を行います。
- ② 万が一の落下に備え、警防体制の強化、救急医療体制の確保に努めます。

6 人工衛星落下予測事態発生時の情報伝達及び緊急対策

人工衛星落下予測事態発生時の情報伝達及び緊急対策は、次図のとおりです。



登録番号	広Y2-2026-18
名称	広島市危機管理計画
所管課	危機管理室危機管理課
所在地	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 (〒730-8586) TEL082-504-2653
発行年月日	令和8年(2026年)4月